

令和5年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策



目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺の放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の内訳	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	50
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和4年度)	50
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和4年度)	51
(4) 処分の内訳(区市町村別)	52
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	55
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	56

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64
(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	84
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	86
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	90
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	96

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	99
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	101
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	103
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	108
5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)	109
6 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	110
7 特別区都市計画交付金(都支出金)	112
8 市町村土木費補助事業(都支出金)	115
9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	116
10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	118

第4 参考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	131
2 自転車関係団体	138
3 関係法令等	141

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条第1項第10号イ及びロに規定する原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 一般原動機付自転車

原動機付自転車のうち、道路交通法第2条第1項第10号イ及び道路交通法施行規則第1条の2に規定する原動機付自転車(以下略記は、「一般原付」とする。)をいう。

(4) 特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、道路交通法第2条第1項第10号ロ及び道路交通法施行規則第1条の2の2に規定する原動機付自転車(以下略記は、「特定原付」とする。)をいう。

(5) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の道路に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。

(6) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(7) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下、略記は「自二」とする。)の放置台数をいう。

(8) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(9) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(10) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

令和5年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

令和5年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

令和4年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、令和3年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、令和4年度中に撤去した自転車等の中には、令和5年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（令和4年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（令和4年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・ 放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、令和5年度の調査では16,679台（前年度比 880台減少）となった。
- ・ 平成23年度までの調査方法（自転車は100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上）による放置台数は、5,790台（前年度比 929台減少）となった。
- ・ 駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府（現 国土交通省）が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車対策に活かすため、都では**平成24年度調査から**、全国調査の方法（自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。）に加えて、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。なお、平成29年度から、全国調査は国土交通省の所管となった。

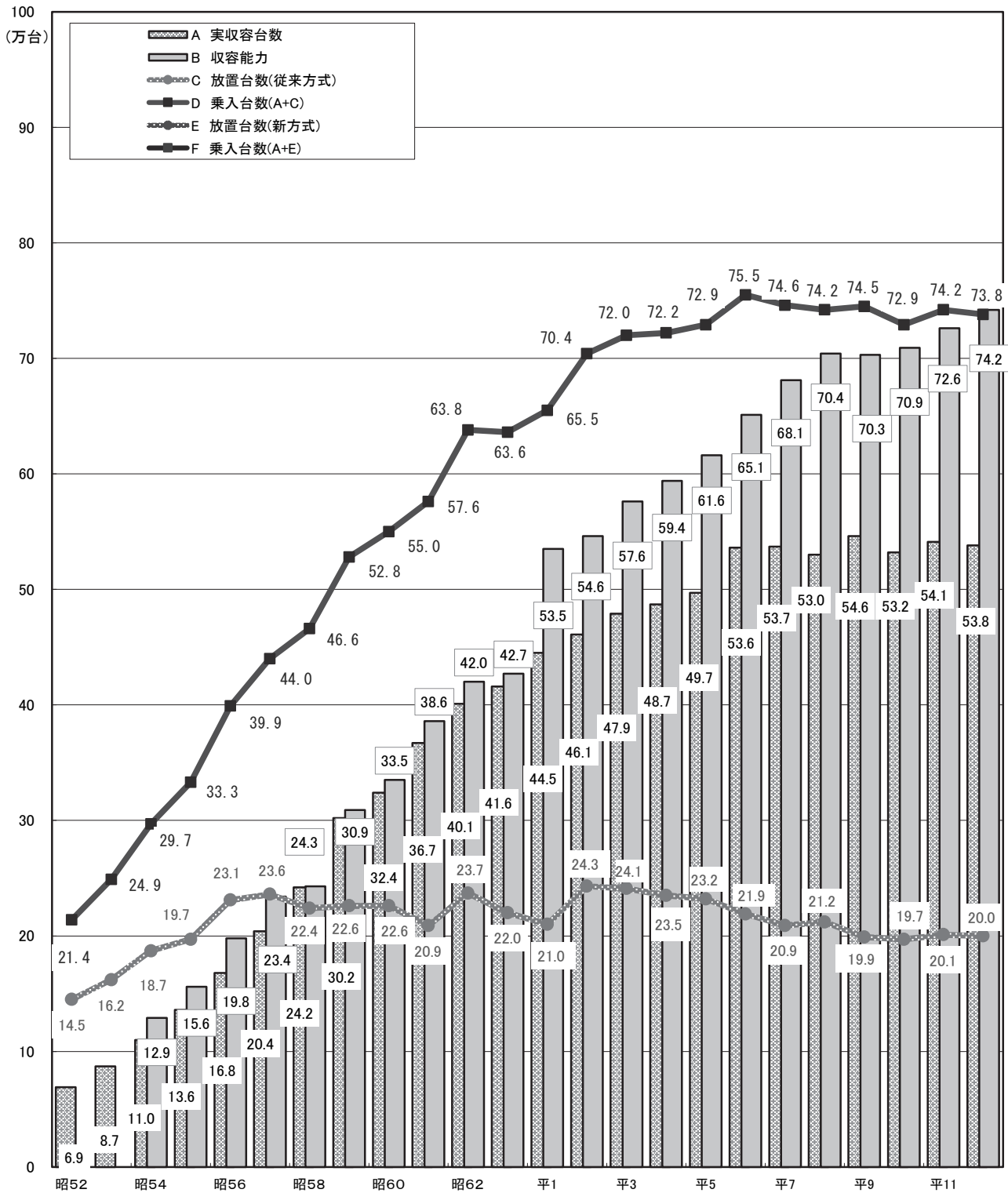
原付及び自二の放置台数については、平成23年度までの調査において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、平成25年度から、原付及び自二を全国調査の対象としないこととした。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を把握する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査の対象としている。

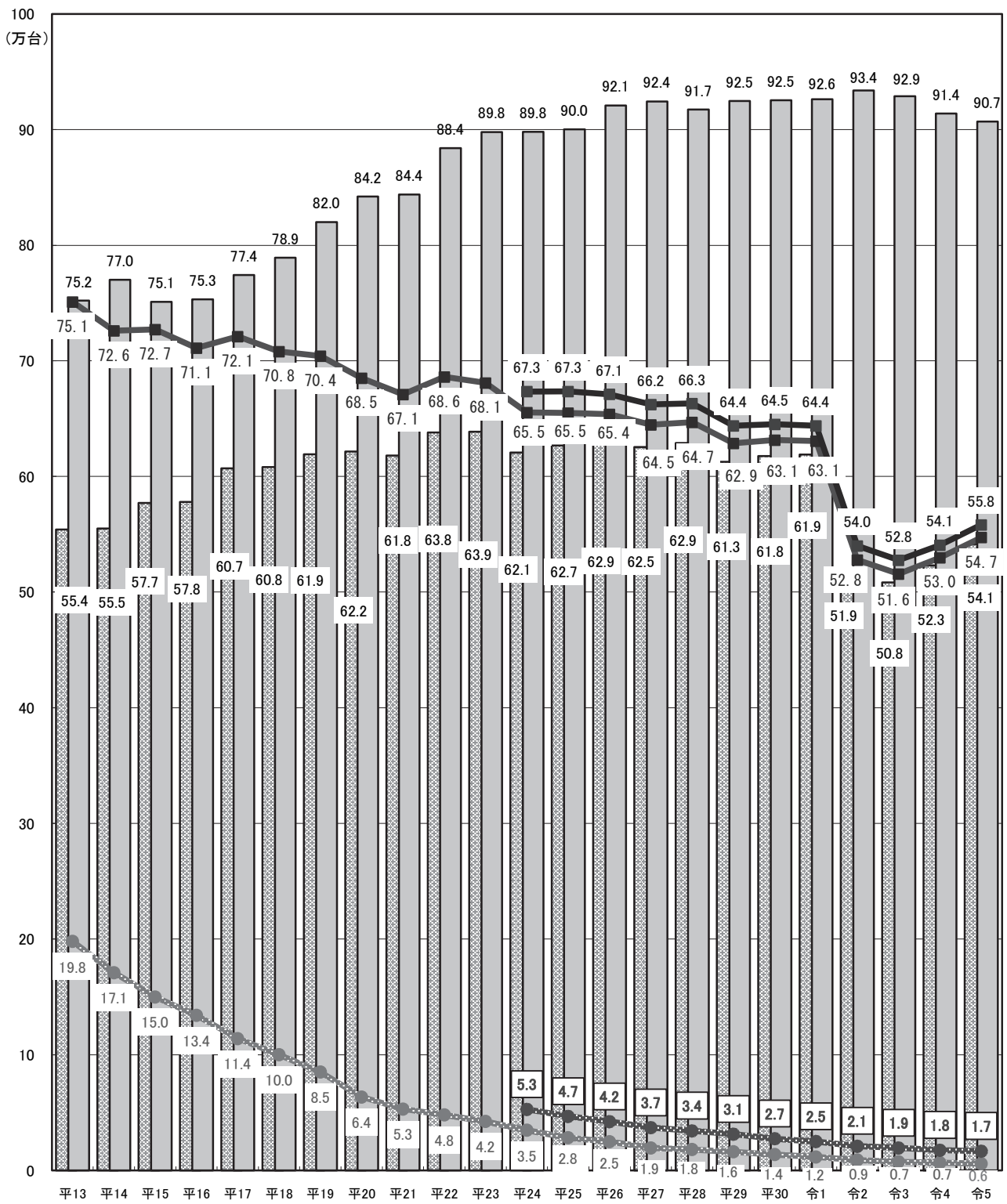
（調査対象となる駅）

	～平成23年度		平成24・26・28年度		平成25・27年度		平成29・令和元・令和3・5年度		平成30・令和2・令和4年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	合わせて50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 （内閣府）					100台以上					
全国調査 （国土交通省）							100台以上			

<下図の凡例について>

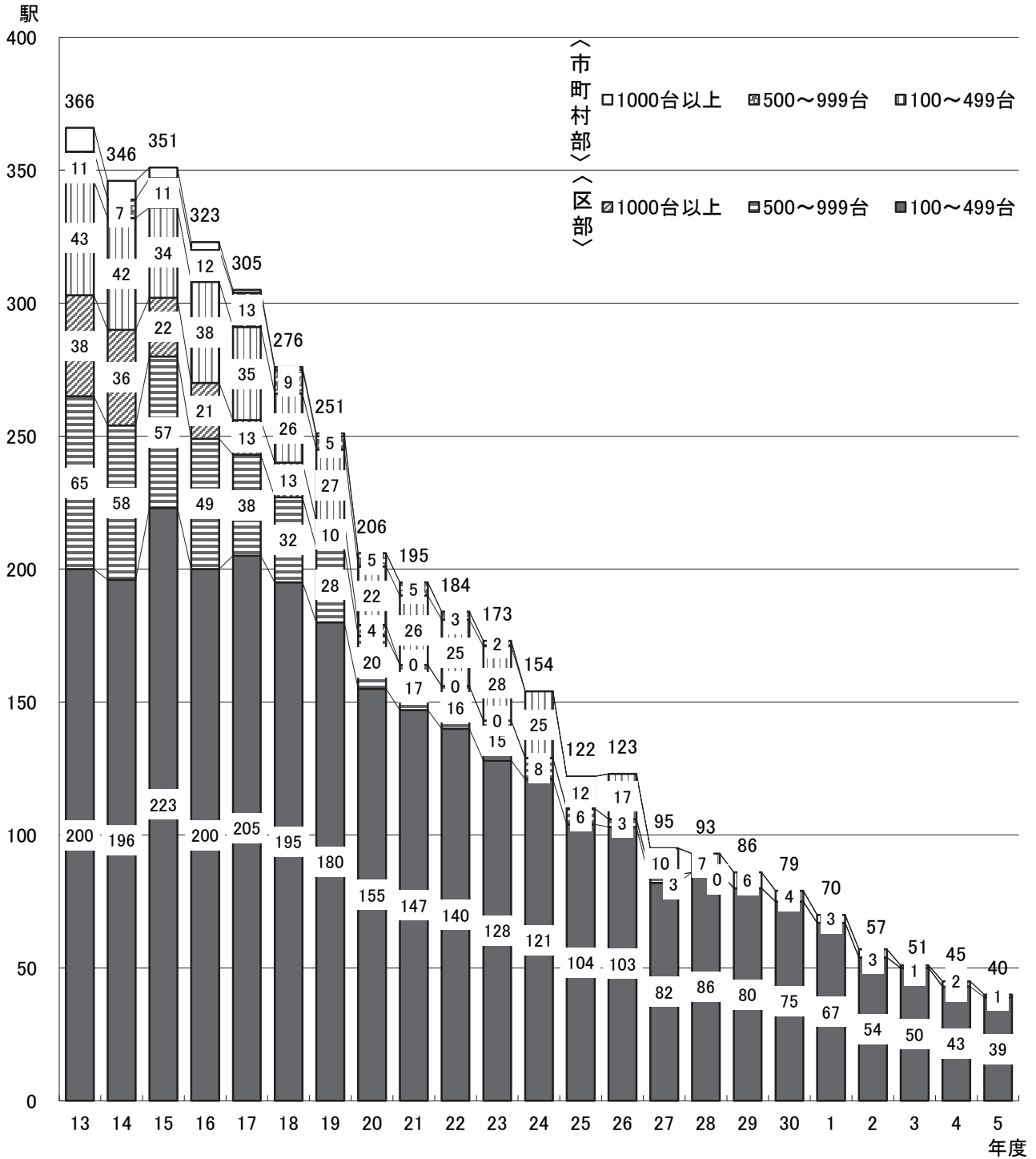
- C 放置台数(従来方式) : 自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上
- E 放置台数(新方式) : 自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・ 駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は40駅である。
- ・ 駅周辺の放置自転車が、1000台以上の駅は平成20年以降、500台以上の駅は平成28年以降、それぞれ存在しない。
- ・ 放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時（平成13年）の約9分の1であり、区部が約98%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)					放置自転車のある駅数(箇所)			自転車の 放置率(%)
	自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	1~99台	100~499 台	計	
合計	15,474	710	17	478	16,679	506	40	546	2.9
区部計	14,446	653	17	456	15,572	412	39	451	4.2
千代田区	1,291	10		27	1,328	10	5	15	44.4
中央区	1,007	34	1	15	1,057	19	2	21	37.6
港区	711	13		20	744	32	1	33	16.0
新宿区	350	15	5	20	390	31		31	5.8
文京区	342	12			354	17		17	12.4
台東区	1,406	56	1	15	1,478	6	7	13	21.7
墨田区	324	25		25	374	13		13	4.2
江東区	616	49		34	699	23	1	24	4.6
品川区	959	31		8	998	24	3	27	10.8
目黒区	600	28	2	20	650	12	1	13	10.0
大田区	382	25		37	444	27	1	28	1.4
世田谷区	691	22		97	810	39	1	40	1.8
渋谷区	1,491	44	7	43	1,585	12	6	18	25.1
中野区	367	29		22	418	13	1	14	4.7
杉並区	745	25		17	787	18	3	21	2.9
豊島区	623	19		13	655	16	2	18	6.1
北区	352	33	1	4	390	14	1	15	2.5
荒川区	284	12		2	298	10		10	3.9
板橋区	560	40		11	611	20	1	21	3.3
練馬区	211	8		6	225	19		19	0.6
足立区	119	11		2	132	19		19	0.3
葛飾区	910	105		18	1,033	9	3	12	3.4
江戸川区	105	7			112	9		9	0.4
市部計	1,028	57		22	1,107	94	1	95	0.5
八王子市	243	13		9	265	12	1	13	1.5
立川市	50	3			53	5		5	0.4
武蔵野市	67	2		4	73	3		3	0.4
三鷹市	71	7			78	4		4	1.3
青梅市	10				10	3		3	0.3
府中市	40	8			48	9		9	0.3
昭島市	3				3	2		2	0.1
調布市	120	5		7	132	9		9	1.1
町田市	12	1			13	6		6	0.1
小金井市	23				23	2		2	0.3
小平市	8				8	3		3	0.1
日野市	180	13		1	194	9		9	2.3
東村山市	51	1			52	7		7	0.5
国分寺市	9				9	1		1	0.2
国立市	1				1	1		1	0.0
福生市	4				4	2		2	0.3
狛江市	46	2		1	49	3		3	0.9
東大和市	4				4	1		1	0.1
清瀬市	4	1			5	2		2	0.1
東久留米市	3				3	1		1	0.1
武蔵村山市									
多摩市	56	1			57	4		4	2.0
稲城市	1				1	1		1	0.0
羽村市									
あきる野市	17				17	1		1	0.5
西東京市	5				5	3		3	0.0
町村部計									
瑞穂町									
日の出町									
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

令和5年度調査 放置自転車等台数マップ



R05放置自転車台数
(原付、自動二輪を含む)

- 0台
- 1 - 100台
- 101 - 200台
- 201台 -

— 多摩部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1615号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



一 区部 一

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1615号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
総数	15,474	710	17	478	16,679	526,867	14,583	541,449	874,798	31,946	906,744	558,128	
区部計	14,446	653	17	456	15,572	325,685	5,455	331,140	529,547	12,065	541,612	346,712	
千代田区	* 有楽町駅	33	0	0	0	33	158	0	158	277	0	277	191
	* 東京駅	19	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	20
	* 神田駅	133	1	0	1	135	116	18	134	225	27	252	269
	* 秋葉原駅	180	4	0	0	184	432	21	453	782	32	814	637
	* 御茶ノ水駅	75	1	0	0	76	62	7	69	80	10	90	145
	* 水道橋駅	68	1	0	2	71	92	1	93	127	12	139	164
	* 飯田橋駅	81	0	0	2	83	211	41	252	315	41	356	335
	* 市ヶ谷駅	29	0	0	1	30	50	3	53	85	10	95	83
	* 四ツ谷駅	15	0	0	2	17	69	7	76	160	20	180	93
	* 岩本町駅	85	1	0	1	87	21	0	21	38	0	38	108
	小川町駅、淡路町駅	169	0	0	4	173	0	0	0	0	0	0	173
	神保町駅	145	1	0	9	155	62	0	62	64	0	64	217
	* 九段下駅	59	0	0	3	62	64	14	78	95	19	114	140
	末広町駅	117	1	0	0	118	0	0	0	0	0	0	118
半蔵門駅	83	0	0	1	84	0	0	0	0	0	0	84	
大手町駅					0	280	17	297	1,180	51	1,231	297	
計	1,291	10	0	27	1,328	1,617	129	1,746	3,428	222	3,650	3,074	
中央区	銀座駅	32	0	0	0	32	0	0	0	50	0	50	32
	東銀座駅	86	2	0	0	88	98	0	98	400	0	400	186
	* 銀座一丁目駅	20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	20
	* 築地駅	36	0	0	1	37	71	20	91	226	20	246	128
	* 築地市場駅	13	0	0	0	13	34	28	62	516	30	546	75
	* 新富町駅	11	0	0	0	11	38	30	68	184	32	216	79
	京橋駅	47	0	0	1	48	0	0	0	108	4	112	48
	宝町駅	51	0	0	2	53	79	0	79	90	0	90	132
	* 八丁堀駅	66	2	0	0	68	78	0	78	291	0	291	146
	茅場町駅	124	1	0	2	127	32	0	32	114	0	114	159
	新日本橋駅	22	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	22
	小伝馬町駅	43	2	1	1	47	0	0	0	0	0	0	47
	三越前駅	24	0	0	0	24	0	0	0	69	30	99	24
	日本橋駅	69	0	0	0	69	50	0	50	204	4	208	119
	水天宮前駅	47	20	0	1	68	132	0	132	535	0	535	200
	* 人形町駅	67	2	0	2	71	115	0	115	189	0	189	186
	* 浜町駅	5	2	0	1	8	57	51	108	262	53	315	116
馬喰町駅、馬喰横山駅、東日本橋駅	153	3	0	4	160	55	0	55	159	0	159	215	
* 勝どき駅	24	0	0	0	24	131	0	131	855	0	855	155	
* 月島駅	62	0	0	0	62	256	26	282	1,277	26	1,303	344	
* 東京駅	5	0	0	0	5	446	0	446	697	0	697	451	
計	1,007	34	1	15	1,057	1,672	155	1,827	6,226	199	6,425	2,884	
港区	* 新橋駅	27	0	0	0	27	275	0	275	556	0	556	302
	* 浜松町駅	1	0	0	0	1	187	20	207	200	50	250	208
	* 田町駅、三田駅	43	3	0	1	47	806	25	831	1,487	58	1,545	878
	* 品川駅	12	0	0	0	12	1,116	47	1,163	2,148	132	2,280	1,175
	* 芝公園駅	5	0	0	0	5	68	0	68	103	0	103	73
	御成門駅	30	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	30
	* 内幸町駅	12	1	0	1	14	0	0	0	0	0	0	14
	大門駅	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9
	泉岳寺駅	20	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	21
	高輪台駅	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	神谷町駅	15	0	0	2	17	0	0	0	0	0	0	17
	* 六本木駅	36	1	0	1	38	198	0	198	684	0	684	236
* 広尾駅	13	0	0	0	13	122	0	122	195	0	195	135	
虎ノ門駅	9	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	10	
* 赤坂見附駅	12	0	0	0	12	69	5	74	69	54	123	86	

(注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
港 区	* 青山一丁目駅	7	0	0	0	7	108	0	108	140	0	140	115
	外苑前駅	143	0	0	1	144	0	0	0	0	0	0	144
	* 赤坂駅	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	乃木坂駅	31	0	0	0	31	100	0	100	100	0	100	131
	表参道駅	47	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	47
	汐留駅	27	0	0	2	29	0	0	0	0	0	0	29
	* 芝浦ふ頭駅	3	0	0	4	7	47	0	47	95	0	95	54
	日の出駅	6	1	0	2	9	0	0	0	0	0	0	9
	竹芝駅	18	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	* お台場海浜公園駅	2	0	0	0	2	58	3	61	246	20	266	63
	台場駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	溜池山王駅	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9
	* 麻布十番駅	21	0	0	2	23	200	13	213	484	30	514	236
	六本木一丁目駅	39	3	0	0	42	0	0	0	0	0	0	42
	* 白金高輪駅	10	2	0	1	13	228	0	228	350	0	350	241
	* 白金台駅	5	0	0	0	5	88	0	88	281	0	281	93
赤羽橋駅	30	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	30	
* 虎ノ門ヒルズ駅	46	1	0	2	49	0	0	0	0	0	0	49	
* 高輪ゲートウェイ駅	2	0	0	0	2	58	0	58	88	0	88	60	
計	711	13	0	20	744	3,728	113	3,841	7,226	344	7,570	4,585	
新 宿 区	* 新宿駅	29	1	1	3	34	1,374	25	1,399	2,271	122	2,393	1,433
	* 新宿西口駅	3	0	0	0	3	57	3	60	60	10	70	63
	* 西武新宿駅	3	1	0	0	4	81	0	81	188	0	188	85
	* 西新宿駅	14	0	0	1	15	274	0	274	357	0	357	289
	* 新大久保駅	27	0	0	1	28	240	33	273	414	61	475	301
	* 大久保駅	17	0	0	1	18	63	0	63	158	22	180	81
	* 四ツ谷駅	21	2	0	0	23	249	0	249	313	0	313	272
	* 信濃町駅	7	0	0	1	8	76	0	76	191	0	191	84
	* 四谷三丁目駅	14	2	0	0	16	161	0	161	256	0	256	177
	* 新宿御苑前駅	7	0	0	0	7	32	0	32	36	0	36	39
	* 新宿三丁目駅	2	1	0	1	4	157	5	162	223	29	252	166
	* 曙橋駅	20	1	0	0	21	152	9	161	253	32	285	182
	* 市ヶ谷駅	8	0	0	1	9	84	0	84	88	0	88	93
	* 飯田橋駅	40	2	0	0	42	116	6	122	208	10	218	164
	* 神楽坂駅	3	0	2	0	5	76	0	76	104	0	104	81
	* 早稲田駅	21	0	0	4	25	131	2	133	151	8	159	158
	* 高田馬場駅	48	0	0	1	49	704	16	720	976	59	1,035	769
	* 落合駅	13	1	0	0	14	81	0	81	114	0	114	95
	* 下落合駅	3	1	0	0	4	33	8	41	83	10	93	45
	* 中井駅	9	1	0	2	12	325	12	337	486	40	526	349
	* 都電早稲田駅	5	0	0	0	5	13	0	13	17	0	17	18
	都電面影橋駅	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 都庁前駅	5	0	0	0	5	551	0	551	902	0	902	556
	* 西新宿五丁目駅	2	0	0	0	2	212	0	212	261	5	266	214
	* 落合南長崎駅	1	0	1	0	2	31	0	31	40	0	40	33
	* 東新宿駅	10	1	1	1	13	193	0	193	274	0	274	206
	* 若松河田駅	5	0	0	0	5	87	0	87	120	0	120	92
* 牛込柳町駅	0	1	0	2	3	71	6	77	170	13	183	80	
* 牛込神楽坂駅	7	0	0	1	8	37	0	37	57	0	57	45	
* 国立競技場駅	1	0	0	0	1	8	0	8	9	0	9	9	
* 西早稲田駅	2	0	0	0	2	56	0	56	68	0	68	58	
* 初台駅	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
計	350	15	5	20	390	5,725	125	5,850	8,848	421	9,269	6,240	
文 京 区	* 新大塚駅	0	0	0	0	0	26	0	26	90	0	90	26
	* 茗荷谷駅	35	2	0	0	37	315	0	315	668	0	668	352
	* 後楽園駅	40	4	0	0	44	708	0	708	901	0	901	752
	* 本郷三丁目駅	31	0	0	0	31	141	0	141	261	0	261	172
	御茶ノ水駅	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	湯島駅	3	0	0	0	3	9	0	9	50	0	50	12
	* 根津駅	28	2	0	0	30	28	0	28	60	0	60	58
	* 千駄木駅	19	0	0	0	19	79	0	79	114	0	114	98
	* 護国寺駅	6	0	0	0	6	65	0	65	140	0	140	71
	* 江戸川橋駅	30	1	0	0	31	270	0	270	439	0	439	301
* 飯田橋駅	8	0	0	0	8	44	0	44	110	0	110	52	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
文 京 区	* 東大前駅	11	0	0	0	11	11	0	11	115	0	115	22
	* 本駒込駅	6	0	0	0	6	66	0	66	115	0	115	72
	* 駒込駅	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12	
	* 巣鴨駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	* 千石駅	29	0	0	0	29	218	0	218	372	0	372	247
	* 白山駅	18	0	0	0	18	115	0	115	237	0	237	133
	* 春日駅	43	2	0	0	45	182	0	182	262	0	262	227
	* 水道橋駅	17	1	0	0	18	135	0	135	223	0	223	153
	計	342	12	0	0	354	2,412	0	2,412	4,157	0	4,157	2,766
台 東 区	* 鶯谷駅	149	6	1	0	156	545	0	545	670	0	670	701
	* 御徒町駅、上野御徒町駅、 上野広小路駅、仲御徒町駅	157	1	0	0	158	659	0	659	1,049	0	1,049	817
	* 上野駅	119	9	0	0	128	876	9	885	955	23	978	1,013
	* 稲荷町駅	69	4	0	0	73	66	0	66	70	0	70	139
	* 入谷駅	136	1	0	3	140	312	16	328	476	22	498	468
	* 三ノ輪駅	79	2	0	6	87	254	0	254	402	0	402	341
	* 浅草駅	151	10	0	1	162	1,220	0	1,220	1,449	0	1,449	1,382
	* つくばエクスプレス浅草駅	187	11	0	4	202	325	0	325	760	0	760	527
	* 田原町駅	91	2	0	0	93	0	0	0	0	0	93	
	* 浅草橋駅	71	3	0	1	75	382	16	398	500	75	575	473
	* 蔵前駅	75	1	0	0	76	143	0	143	270	0	270	219
	* 新御徒町駅	119	5	0	0	124	184	0	184	680	0	680	308
	* 日暮里駅	3	1	0	0	4	108	0	108	250	0	250	112
計	1,406	56	1	15	1,478	5,074	41	5,115	7,531	120	7,651	6,593	
墨 田 区	* 押上駅	70	1	0	7	78	2,416	23	2,439	3,044	31	3,075	2,517
	* 小村井駅	0	0	0	0	0	110	0	110	379	0	379	110
	* 鐘ヶ淵駅	4	0	0	0	4	149	4	153	402	2	404	157
	* 菊川駅	26	6	0	0	32	145	0	145	253	0	253	177
	* 錦糸町駅	68	9	0	5	82	2,150	0	2,150	4,726	0	4,726	2,232
	* 京成曳舟駅	8	2	0	0	10	288	0	288	465	0	465	298
	* とうきょうスカイツリー駅	11	0	0	1	12	58	0	58	92	0	92	70
	* 東あずま駅	9	3	0	0	12	0	0	0	0	0	12	
	* 東向島駅	5	1	0	0	6	267	0	267	497	0	497	273
	* 曳舟駅	11	0	0	0	11	605	3	608	1,014	4	1,018	619
	* 本所吾妻橋駅	48	1	0	2	51	297	0	297	365	0	365	348
	* 森下駅	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	5	
	* 八広駅	6	0	0	4	10	384	0	384	654	0	654	394
	* 両国駅	54	1	0	6	61	453	0	453	1,237	0	1,237	514
計	324	25	0	25	374	7,322	30	7,352	13,128	37	13,165	7,726	
江 東 区	* 東陽町駅	60	1	0	5	66	723	6	729	1,192	55	1,247	795
	* 亀戸駅	55	1	0	3	59	1,760	33	1,793	3,570	90	3,660	1,852
	* 亀戸水神駅	7	3	0	0	10	63	0	63	70	0	70	
	* 南砂町駅	22	0	0	1	23	1,795	21	1,816	2,671	67	2,738	1,839
	* 新木場駅	5	1	0	0	6	327	10	337	563	45	608	343
	* 住吉駅	31	2	0	0	33	861	8	869	1,019	26	1,045	902
	* 西大島駅	57	2	0	0	59	421	0	421	644	0	644	480
	* 大島駅	27	4	0	2	33	492	6	498	591	18	609	531
	* 東大島駅	15	1	0	0	16	1,240	10	1,250	1,333	25	1,358	1,266
	* 木場駅	37	7	0	3	47	645	0	645	985	0	985	692
	* 門前仲町駅	112	12	0	11	135	747	36	783	1,565	66	1,631	918
	* 清澄白河駅	41	4	0	6	51	593	6	599	593	30	623	650
	* 森下駅	58	5	0	2	65	366	7	373	375	10	385	438
	* 潮見駅	10	1	0	0	11	284	5	289	417	28	445	300
	* 越中島駅	2	0	0	0	2	169	0	169	239	0	239	171
	* 辰巳駅	5	0	0	0	5	573	0	573	1,669	0	1,669	578
	* 豊洲駅	13	1	0	0	14	1,505	27	1,532	3,816	46	3,862	1,546
	* 東雲駅	18	4	0	0	22	161	2	163	238	10	248	185
	* 東京レポーター駅	0	0	0	0	0	32	3	35	190	10	200	35
* 国際展示場駅、有明駅	1	0	0	0	1	60	0	60	375	0	375	61	
* 新豊洲駅	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6		
* 市場前駅	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2		
* 有明テニスの森駅	0	0	0	0	0	26	0	26	80	0	80	26	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	東京ビッグサイト駅	7	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	8
	青海駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テレコムセンター駅	23	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	23
	東京国際クルーズターミナル駅	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	計	616	49	0	34	699	12,843	180	13,023	22,195	526	22,721	13,722
品川区	* 大崎駅	15	3	0	0	18	852	157	1,009	1,126	223	1,349	1,027
	* 大井町駅	119	6	0	1	126	1,269	126	1,395	2,280	238	2,518	1,521
	* 戸越公園駅	17	0	0	0	17	81	0	81	160	0	160	98
	* 戸越駅	10	0	0	0	10	50	0	50	63	1	64	60
	* 中延駅	17	2	0	1	20	292	12	304	425	29	454	324
	* 新馬場駅	10	1	0	0	11	59	42	101	217	102	319	112
	* 旗の台駅	18	1	0	0	19	196	26	222	232	52	284	241
	* 五反田駅	156	6	0	3	165	450	56	506	531	81	612	671
	* 大井競馬場前駅	4	0	0	0	4	167	9	176	411	19	430	180
	* 下神明駅	2	0	0	0	2	34	0	34	141	0	141	36
	* 戸越銀座駅	22	0	0	0	22	81	1	82	96	2	98	104
	* 天王洲アイランド駅	14	0	0	0	14	178	62	240	267	100	367	254
	* 品川シーサイド駅	24	1	0	0	25	226	5	231	465	20	485	256
	* 大森駅	17	1	0	0	18	673	18	691	1,211	26	1,237	709
	* 西大井駅	43	2	0	0	45	388	2	390	495	4	499	435
	* 荏原町駅	34	0	0	0	34	172	0	172	237	0	237	206
	* 青物横丁駅	33	0	0	0	33	280	5	285	436	19	455	318
	* 立会川駅	3	1	0	0	4	214	64	278	263	96	359	282
	* 荏原中延駅	14	1	0	0	15	129	14	143	165	20	185	158
	* 西小山駅	36	1	0	0	37	437	18	455	1,031	23	1,054	492
	* 武蔵小山駅	161	3	0	2	166	1,172	25	1,197	1,776	30	1,806	1,363
	* 目黒駅	97	2	0	1	100	247	61	308	324	77	401	408
	* 不動前駅	16	0	0	0	16	219	0	219	236	0	236	235
	* 北品川駅	12	0	0	0	12	38	35	73	44	38	82	85
	* 鮫洲駅	19	0	0	0	19	38	15	53	73	16	89	72
	* 大森海岸駅	20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	20
* 大崎広小路駅	26	0	0	0	26	14	0	14	16	0	16	40	
	計	959	31	0	8	998	7,956	753	8,709	12,721	1,216	13,937	9,707
目黒区	* 中目黒駅	82	1	1	7	91	1,253	13	1,266	2,713	45	2,758	1,357
	* 学芸大学駅	165	8	0	3	176	1,357	16	1,373	1,898	57	1,955	1,549
	* 都立大学駅	75	2	0	1	78	1,145	9	1,154	3,488	35	3,523	1,232
	* 自由が丘駅	70	8	0	0	78	227	0	227	424	0	424	305
	* 池尻大橋駅	44	1	0	2	47	308	16	324	611	40	651	371
	* 駒場東大前駅	8	1	0	1	10	79	3	82	144	15	159	92
	* 目黒駅	22	0	1	1	24	0	0	0	0	0	0	24
	* 祐天寺駅	56	3	0	1	60	515	2	517	1,035	7	1,042	577
	* 武蔵小山駅	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	* 西小山駅	45	3	0	2	50	39	0	39	85	0	85	89
	* 洗足駅	20	0	0	0	20	233	7	240	391	30	421	260
	* 大岡山駅	0	0	0	0	0	40	1	41	82	5	87	41
	* 緑が丘駅	5	1	0	2	8	230	0	230	432	2	434	238
* 駒沢大学駅	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
	計	600	28	2	20	650	5,426	67	5,493	11,303	236	11,539	6,143
大田区	* 大森駅	82	18	0	10	110	3,579	10	3,589	4,700	46	4,746	3,699
	* 大森海岸駅	0	0	0	0	0	22	0	22	138	0	138	22
	* 平和島駅	6	0	0	0	6	1,082	5	1,087	1,581	16	1,597	1,093
	* 大森町駅	2	0	0	0	2	420	0	420	625	0	625	422
	* 梅屋敷駅	0	0	0	0	0	317	8	325	560	9	569	325
	* 馬込駅	1	0	0	0	1	411	12	423	620	24	644	424
	* 西馬込駅	6	0	0	1	7	833	0	833	891	0	891	840
	* 池上駅	5	0	0	0	5	339	7	346	605	12	617	351
	* 昭和島駅	0	0	0	0	0	379	0	379	600	0	600	379
	* 北千束駅	0	0	0	0	0	25	0	25	55	0	55	25
	* 大岡山駅	2	0	0	1	3	493	6	499	521	10	531	502
	* 長原駅	3	0	0	1	4	357	8	365	467	10	477	369
	* 洗足池駅	1	0	0	0	1	322	0	322	461	0	461	323
	* 石川台駅	0	0	0	4	4	380	5	385	539	10	549	389
* 雪が谷大塚駅	4	0	0	0	4	205	0	205	297	0	297	209	
* 御嶽山駅	9	0	0	0	9	101	0	101	128	0	128	110	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
大田区	* 久が原駅	3	0	0	2	5	291	0	291	377	0	377	296
	* 千鳥町駅	2	0	0	0	2	180	0	180	234	0	234	182
	* 田園調布駅	1	0	0	0	1	342	20	362	438	29	467	363
	* 多摩川駅	2	0	0	1	3	544	14	558	745	27	772	561
	* 沼部駅	3	0	0	0	3	30	0	30	50	0	50	33
	* 鶉の木駅	0	1	0	1	2	86	0	86	123	0	123	88
	* 蒲田駅	203	6	0	8	217	9,534	57	9,591	13,954	156	14,110	9,808
	* 京急蒲田駅	8	0	0	1	9	1,752	0	1,752	2,999	2	3,001	1,761
	* 蓮沼駅	0	0	0	0	0	67	10	77	138	30	168	77
	* 矢口渡駅	4	0	0	0	4	642	0	642	701	0	701	646
	* 武蔵新田駅	2	0	0	0	2	546	5	551	629	31	660	553
	* 下丸子駅	2	0	0	3	5	196	5	201	369	10	379	206
	* 雑色駅	11	0	0	2	13	985	6	991	2,021	15	2,036	1,004
	* 六郷土手駅	1	0	0	0	1	626	3	629	740	6	746	630
	* 糞谷駅	6	0	0	0	6	881	0	881	1,644	0	1,644	887
	* 大鳥居駅	8	0	0	1	9	444	5	449	876	29	905	458
	* 穴守稻荷駅	3	0	0	1	4	210	0	210	352	0	352	214
	* 天空橋駅	1	0	0	0	1	163	8	171	260	15	275	172
	* 流通センター駅	1	0	0	0	1	92	3	95	185	21	206	96
	計	382	25	0	37	444	26,876	197	27,073	39,623	508	40,131	27,517
世田谷区	* 池尻大橋駅	24	1	0	17	42	395	3	398	449	30	479	440
	* 三軒茶屋駅	80	3	0	8	91	2,534	35	2,569	3,106	66	3,172	2,660
	* 駒沢大学駅	49	3	0	5	57	901	7	908	1,017	10	1,027	965
	* 桜新町駅	30	1	0	3	34	2,063	34	2,097	2,629	56	2,685	2,131
	* 用賀駅	26	1	0	7	34	2,892	37	2,929	3,504	59	3,563	2,963
	* 二子玉川駅	22	2	0	2	26	4,026	79	4,105	6,522	140	6,662	4,131
	* 自由が丘駅	16	0	0	3	19	357	18	375	435	24	459	394
	* 九品仏駅	2	1	0	1	4	132	0	132	139	0	139	136
	* 尾山台駅	12	0	0	5	17	441	15	456	526	27	553	473
	* 等々力駅	7	0	0	2	9	224	15	239	284	24	308	248
	* 上野毛駅	2	0	0	0	2	364	0	364	418	0	418	366
	* 奥沢駅	9	1	0	2	12	152	0	152	200	0	200	164
	西太子堂駅	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	若林駅	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	松陰神社前駅	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12
	* 世田谷駅	2	0	0	2	4	48	0	48	60	0	60	52
	* 上町駅	8	2	0	2	12	101	0	101	183	5	188	113
	宮の坂駅	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	* 松原駅	2	0	0	2	4	46	5	51	137	14	151	55
	* 東北沢駅	1	0	0	0	1	53	0	53	100	0	100	54
* 下北沢駅	49	0	0	3	52	787	3	790	1,346	27	1,373	842	
* 世田谷代田駅	2	0	0	0	2	106	0	106	123	0	123	108	
* 梅ヶ丘駅	20	0	0	1	21	431	29	460	576	59	635	481	
* 豪徳寺駅、山下駅	1	0	0	4	5	380	27	407	573	46	619	412	
* 経堂駅	15	1	0	5	21	3,662	54	3,716	3,987	114	4,101	3,737	
* 千歳船橋駅	45	2	0	8	55	2,483	14	2,497	3,046	76	3,122	2,552	
* 祖師ヶ谷大蔵駅	2	0	0	0	2	2,718	69	2,787	3,745	130	3,875	2,789	
* 成城学園前駅	6	1	0	0	7	3,612	61	3,673	5,053	242	5,295	3,680	
* 喜多見駅	18	0	0	0	18	1,214	19	1,233	1,546	67	1,613	1,251	
* 池ノ上駅	4	0	0	2	6	48	0	48	120	0	120	54	
* 新代田駅	1	0	0	0	1	60	0	60	83	0	83	61	
* 東松原駅	4	0	0	0	4	57	0	57	57	0	57	61	
* 代田橋駅	9	0	0	1	10	16	0	16	70	0	70	26	
* 明大前駅	8	0	0	1	9	692	37	729	943	71	1,014	738	
* 下高井戸駅	2	0	0	2	4	246	1	247	588	6	594	251	
* 桜上水駅	1	0	0	0	1	1,053	9	1,062	1,659	20	1,679	1,063	
* 上北沢駅	23	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	24	
* 八幡山駅	13	0	0	2	15	552	17	569	1,182	39	1,221	584	
* 芦花公園駅	5	0	0	0	5	131	0	131	218	0	218	136	
* 千歳烏山駅	146	2	0	6	154	4,758	21	4,779	6,321	92	6,413	4,933	
計	691	22	0	97	810	37,735	609	38,344	50,945	1,444	52,389	39,154	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
渋谷区	* 渋谷駅	93	5	0	7	105	538	41	579	925	52	977	684	
	神泉駅	102	5	0	2	109	0	0	0	0	0	0	109	
	* 広尾駅	81	0	0	1	82	30	0	30	50	0	50	112	
	* 恵比寿駅	107	4	0	5	116	840	82	922	1,097	130	1,227	1,038	
	代官山駅	101	4	1	4	110	0	0	0	0	0	0	110	
	* 原宿駅、明治神宮前駅	163	0	1	4	168	41	0	41	79	0	79	209	
	* 参宮橋駅	30	0	0	0	30	30	10	40	68	28	96	70	
	* 代々木駅	56	2	2	2	62	158	32	190	212	66	278	252	
	* 代々木八幡駅、代々木公園駅	122	2	1	2	127	480	102	582	601	111	712	709	
	* 代々木上原駅	48	2	0	4	54	272	25	297	353	81	434	351	
	* 千駄ヶ谷駅、国立競技場駅	29	0	0	0	29	93	9	102	174	26	200	131	
	* 新宿駅	27	1	0	2	30	223	29	252	280	41	321	282	
	南新宿駅	42	3	0	0	45	0	0	0	0	0	0	45	
	* 初台駅	93	5	0	1	99	520	37	557	679	65	744	656	
	* 幡ヶ谷駅	167	2	2	0	171	285	50	335	403	233	636	506	
	* 笹塚駅	98	3	0	4	105	903	75	978	1,199	189	1,388	1,083	
	北参道駅	64	3	0	3	70	26	13	39	60	27	87	109	
* 西新宿五丁目駅	68	3	0	2	73	0	0	0	0	0	0	73		
表参道駅					0	0	0	0	0	0	0	0		
計	1,491	44	7	43	1,585	4,439	505	4,944	6,180	1,049	7,229	6,529		
中野区	* 中野駅	133	10	0	4	147	3,146	30	3,176	5,246	64	5,310	3,323	
	* 東中野駅	12	0	0	0	12	960	0	960	1,623	0	1,623	972	
	* 中野坂上駅	21	1	0	1	23	568	0	568	1,348	0	1,348	591	
	* 新中野駅	47	0	0	1	48	121	0	121	490	0	490	169	
	* 中野新橋駅	21	3	0	0	24	123	0	123	250	0	250	147	
	* 中野富士見町駅	2	1	0	0	3	42	0	42	90	0	90	45	
	* 落合駅	1	0	0	0	1	181	0	181	181	0	181	182	
	* 新江古田駅	22	0	0	0	22	193	0	193	300	0	300	215	
	* 鷲ノ宮駅	33	6	0	0	39	928	12	940	1,748	50	1,798	979	
	* 都立家政駅	15	0	0	3	18	316	0	316	801	0	801	334	
	* 野方駅	14	0	0	2	16	408	0	408	1,026	0	1,026	424	
	* 沼袋駅	18	7	0	5	30	288	8	296	757	13	770	326	
	* 新井薬師前駅	20	1	0	2	23	173	0	173	387	2	389	196	
	* 富士見台駅	8	0	0	4	12	45	0	45	45	0	45	57	
	計	367	29	0	22	418	7,492	50	7,542	14,292	129	14,421	7,960	
	杉並区	* 下井草駅	12	0	0	0	12	444	21	465	905	52	957	477
		* 井荻駅	23	3	0	4	30	643	1	644	1,445	11	1,456	674
* 上井草駅		7	0	0	0	7	403	5	408	540	12	552	415	
* 高円寺駅		192	12	0	5	209	2,205	27	2,232	3,345	91	3,436	2,441	
* 阿佐ヶ谷駅		73	0	0	0	73	2,767	3	2,770	4,176	40	4,216	2,843	
* 荻窪駅		100	3	0	2	105	7,255	19	7,274	9,694	26	9,720	7,379	
* 西荻窪駅		32	0	0	3	35	2,873	4	2,877	3,245	18	3,263	2,912	
* 東高円寺駅		16	0	0	0	16	422	10	432	746	23	769	448	
* 新高円寺駅		34	2	0	0	36	851	0	851	1,270	0	1,270	887	
* 南阿佐ヶ谷駅		101	2	0	3	106	644	2	646	796	19	815	752	
* 中野富士見町駅		12	0	0	0	12	132	0	132	188	0	188	144	
* 方南町駅		40	0	0	0	40	423	7	430	524	10	534	470	
* 永福町駅		29	0	0	0	29	775	1	776	1,381	7	1,388	805	
* 西永福駅		2	0	0	0	2	253	0	253	522	0	522	255	
* 浜田山駅		26	2	0	0	28	737	2	739	1,324	20	1,344	767	
* 高井戸駅		13	0	0	0	13	891	0	891	1,381	0	1,381	904	
* 富士見ヶ丘駅		7	0	0	0	7	351	0	351	632	1	633	358	
* 久我山駅		9	0	0	0	9	1,721	19	1,740	2,657	29	2,686	1,749	
三鷹台駅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* 代田橋駅		0	0	0	0	0	74	2	76	127	25	152	76	
明大前駅		0	0	0	0	0	423	0	423	499	0	499	423	
* 下高井戸駅		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
* 桜上水駅		15	1	0	0	16	218	0	218	383	0	383	234	
上北沢駅	0	0	0	0	0	125	0	125	200	0	200	125		
* 八幡山駅	1	0	0	0	1	234	1	235	386	13	399	236		
芦花公園駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	745	25	0	17	787	24,864	124	24,988	36,366	397	36,763	25,775		

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般原付	特定原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
豊島区	* 高田馬場駅	6	0	0	1	7	64	0	64	70	0	70	71
	* 目白駅	45	0	0	0	45	749	7	756	1,255	28	1,283	801
	* 池袋駅	183	8	0	2	193	3,041	26	3,067	4,560	28	4,588	3,260
	* 大塚駅	58	3	0	1	62	902	13	915	1,822	29	1,851	977
	* 巣鴨駅	120	3	0	3	126	982	10	992	1,620	21	1,641	1,118
	* 駒込駅	19	0	0	1	20	434	9	443	722	11	733	463
	* 新大塚駅	15	0	0	0	15	95	0	95	146	0	146	110
	* 雑司が谷駅	6	0	0	0	6	47	0	47	50	0	50	53
	* 東池袋駅	11	0	0	1	12	319	28	347	625	29	654	359
	* 要町駅	53	3	0	3	59	746	5	751	1,034	10	1,044	810
	* 千川駅	32	1	0	1	34	1,171	12	1,183	1,647	31	1,678	1,217
	北池袋駅	9	0	0	0	9	88	0	88	125	0	125	97
	* 下板橋駅	2	0	0	0	2	117	0	117	240	0	240	119
	* 板橋駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	* 椎名町駅	10	0	0	0	10	280	0	280	670	0	670	290
	* 東長崎駅	17	0	0	0	17	259	0	259	570	0	570	276
	* 落合南長崎駅	11	0	0	0	11	141	7	148	559	17	576	159
	* 西巣鴨駅	23	1	0	0	24	174	0	174	238	0	238	198
	計	623	19	0	13	655	9,609	117	9,726	15,953	204	16,157	10,381
北区	* 浮間舟渡駅	12	1	0	0	13	326	11	337	687	11	698	350
	* 北赤羽駅	35	2	0	0	37	734	15	749	1,636	27	1,663	786
	* 赤羽駅	56	5	0	2	63	5,161	123	5,284	7,574	248	7,822	5,347
	* 十条駅	24	0	0	0	24	928	13	941	2,135	40	2,175	965
	* 板橋駅	16	0	0	0	16	266	0	266	529	0	529	282
	* 東十条駅	16	1	0	0	17	648	20	668	2,051	118	2,169	685
	* 王子駅	123	16	0	0	139	2,315	39	2,354	3,237	96	3,333	2,493
	* 上中里駅	1	2	0	0	3	76	0	76	200	0	200	79
	* 田端駅	4	0	0	0	4	1,724	40	1,764	3,027	80	3,107	1,768
	* 駒込駅	30	0	0	0	30	244	0	244	515	0	515	274
	* 尾久駅	7	3	1	0	11	459	0	459	565	0	565	470
	* 赤羽岩淵駅	12	2	0	0	14	171	0	171	201	0	201	185
	* 志茂駅	2	1	0	0	3	80	0	80	120	0	120	83
	* 王子神谷駅	12	0	0	2	14	545	17	562	1,184	45	1,229	576
	* 西ヶ原駅	2	0	0	0	2	96	0	96	149	0	149	98
* 西巣鴨駅	0	0	0	0	0	118	0	118	371	0	371	118	
計	352	33	1	4	390	13,891	278	14,169	24,181	665	24,846	14,559	
荒川区	* 南千住駅	19	2	0	1	22	2,346	5	2,351	3,443	32	3,475	2,373
	* 町屋駅	48	2	0	1	51	2,004	16	2,020	3,132	33	3,165	2,071
	* 日暮里駅	41	2	0	0	43	493	0	493	944	11	955	536
	* 西日暮里駅	34	0	0	0	34	1,402	3	1,405	2,342	14	2,356	1,439
	* 三河島駅	14	1	0	0	15	172	0	172	486	0	486	187
	* 熊野前駅	5	0	0	0	5	274	0	274	478	8	486	279
	* 赤土小学校前駅	0	0	0	0	0	28	0	28	50	0	50	28
	新三河島駅	8	3	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11
	三ノ輪橋駅	18	2	0	0	20	320	0	320	389	0	389	340
	小台駅	53	0	0	0	53	0	0	0	0	0	0	53
	荒川車庫前駅	44	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	44
計	284	12	0	2	298	7,039	24	7,063	11,264	98	11,362	7,361	
板橋区	* 板橋駅	17	2	0	0	19	524	11	535	761	26	787	554
	* 浮間舟渡駅	0	0	0	0	0	741	42	783	1,204	70	1,274	783
	* 新板橋駅	53	5	0	1	59	170	29	199	220	96	316	258
	* 板橋区役所前駅	58	5	0	0	63	493	61	554	768	107	875	617
	* 板橋本町駅	16	1	0	1	18	516	9	525	804	22	826	543
	* 本蓮沼駅	34	4	0	0	38	360	6	366	553	9	562	404
	* 志村坂上駅	1	0	0	0	1	294	5	299	732	5	737	300
	* 志村三丁目駅	4	0	0	0	4	971	30	1,001	1,761	54	1,815	1,005
	* 蓮根駅	16	3	0	0	19	607	23	630	1,202	40	1,242	649
	* 西台駅	13	2	0	2	17	302	14	316	578	65	643	333
	* 高島平駅	10	0	0	0	10	1,326	49	1,375	2,009	98	2,107	1,385
* 新高島平駅	4	1	0	1	6	183	8	191	286	29	315	197	
* 西高島平駅	11	1	0	0	12	646	22	668	1,094	85	1,179	680	
* 小竹向原駅	11	1	0	0	12	833	3	836	1,314	17	1,331	848	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
板 橋 区	* 下板橋駅	16	0	0	0	16	149	7	156	275	35	310	172
	* 大山駅	133	4	0	0	137	588	23	611	1,732	46	1,778	748
	* 中板橋駅	66	8	0	1	75	350	0	350	496	1	497	425
	* ときわ台駅	21	1	0	0	22	861	29	890	1,883	42	1,925	912
	* 上板橋駅	42	2	0	3	47	956	23	979	2,271	60	2,331	1,026
	* 東武練馬駅	5	0	0	0	5	1,283	43	1,326	2,438	117	2,555	1,331
	* 下赤塚駅、地下鉄赤塚駅	11	0	0	0	11	946	4	950	1,432	7	1,439	961
	* 成増駅、地下鉄成増駅	18	0	0	2	20	3,348	142	3,490	5,458	249	5,707	3,510
計	560	40	0	11	611	16,447	583	17,030	29,271	1,280	30,551	17,641	
練 馬 区	* 豊島園駅	11	2	0	0	13	538	2	540	842	14	856	553
	* 練馬駅	22	0	0	0	22	2,183	53	2,236	3,330	122	3,452	2,258
	* 江古田駅	14	1	0	1	16	392	27	419	1,106	46	1,152	435
	* 大泉学園駅	37	0	0	0	37	5,423	46	5,469	7,477	88	7,565	5,506
	* 中村橋駅	19	0	0	1	20	1,099	27	1,126	2,229	76	2,305	1,146
	* 桜台駅	19	1	0	1	21	209	17	226	705	30	735	247
	* 平和台駅	6	0	0	0	6	2,935	21	2,956	4,907	66	4,973	2,962
	* 石神井公園駅	18	0	0	0	18	5,836	55	5,891	7,597	92	7,689	5,909
	* 東武練馬駅	9	0	0	0	9	140	4	144	363	31	394	153
	* 武蔵関駅	4	1	0	0	5	1,233	7	1,240	2,496	16	2,512	1,245
	* 光が丘駅	4	0	0	0	4	4,627	53	4,680	6,808	137	6,945	4,684
	* 練馬高野台駅	6	0	0	0	6	1,043	10	1,053	1,518	44	1,562	1,059
	* 上石神井駅	8	1	0	3	12	1,866	12	1,878	3,023	35	3,058	1,890
	* 富士見台駅	1	0	0	0	1	1,066	14	1,080	1,245	40	1,285	1,081
	* 地下鉄赤塚駅	18	2	0	0	20	743	5	748	1,070	17	1,087	768
	* 練馬春日町駅	0	0	0	0	0	691	8	699	890	10	900	699
	* 保谷駅	0	0	0	0	0	1,857	29	1,886	3,309	78	3,387	1,886
	* 小竹向原駅	6	0	0	0	6	583	0	583	730	0	730	589
* 新江古田駅	1	0	0	0	1	120	0	120	186	0	186	121	
* 氷川台駅	2	0	0	0	2	1,644	12	1,656	3,564	47	3,611	1,658	
* 上井草駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* 新桜台駅	6	0	0	0	6	88	0	88	160	6	166	94	
計	211	8	0	6	225	34,316	402	34,718	53,555	995	54,550	34,943	
足 立 区	* 北千住駅	3	0	0	0	3	3,564	61	3,625	6,600	145	6,745	3,628
	* 小菅駅	1	0	0	0	1	176	3	179	463	15	478	180
	* 五反野駅	3	0	0	0	3	1,607	16	1,623	2,814	29	2,843	1,626
	* 梅島駅	3	0	0	0	3	1,095	12	1,107	2,210	46	2,256	1,110
	* 西新井駅	6	0	0	0	6	4,398	32	4,430	7,607	134	7,741	4,436
	* 竹ノ塚駅	12	1	0	0	13	6,496	104	6,600	11,497	156	11,653	6,613
	* 大師前駅	1	1	0	0	2	246	2	248	464	3	467	250
	* 牛田駅、京成関屋駅	3	0	0	0	3	89	0	89	248	0	248	92
	* 千住大橋駅	4	0	0	0	4	516	4	520	1,054	10	1,064	524
	* 綾瀬駅	4	2	0	0	6	6,625	79	6,704	9,978	141	10,119	6,710
	* 北綾瀬駅	1	0	0	0	1	2,172	5	2,177	2,725	10	2,735	2,178
	* 青井駅	0	0	0	0	0	440	0	440	1,613	0	1,613	440
	* 六町駅	0	0	0	0	0	2,644	49	2,693	4,374	113	4,487	2,693
	* 見沼代親水公園駅	0	0	0	0	0	1,178	18	1,196	1,760	28	1,788	1,196
	* 舎人駅	8	0	0	0	8	478	10	488	703	26	729	496
	* 舎人公園駅	18	0	0	0	18	350	0	350	648	0	648	368
	* 谷在家駅	9	1	0	0	10	692	0	692	963	0	963	702
	* 西新井大師西駅	10	2	0	1	13	685	3	688	1,020	3	1,023	701
* 江北駅	14	1	0	0	15	474	9	483	631	16	647	498	
* 高野駅	5	0	0	0	5	259	1	260	359	5	364	265	
* 扇大橋駅	13	3	0	1	17	378	0	378	531	0	531	395	
* 足立小台駅	1	0	0	0	1	28	0	28	79	21	100	29	
* 堀切駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	119	11	0	2	132	34,590	408	34,998	58,341	901	59,242	35,130	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛 飾 区	* 金町駅、京成金町駅	103	10	0	2	115	5,769	75	5,844	9,308	221	9,529	5,959
	* 亀有駅	48	2	0	0	50	3,544	85	3,629	6,607	207	6,814	3,679
	* 綾瀬駅	12	3	0	0	15	18	5	23	35	10	45	38
	* 新小岩駅	237	36	0	8	281	7,605	53	7,658	11,022	57	11,079	7,939
	* 柴又駅	26	4	0	1	31	31	0	31	40	0	40	62
	* 京成高砂駅	41	6	0	0	47	2,121	14	2,135	3,350	35	3,385	2,182
	* 青砥駅	61	13	0	3	77	1,894	3	1,897	2,704	10	2,714	1,974
	* お花茶屋駅	95	7	0	1	103	1,614	7	1,621	3,116	59	3,175	1,724
	* 堀切菖蒲園駅	66	7	0	0	73	742	2	744	997	3	1,000	817
	* 京成立石駅	194	16	0	3	213	904	1	905	1,381	4	1,385	1,118
	* 四ツ木駅	23	1	0	0	24	1,471	0	1,471	1,931	0	1,931	1,495
	* 新柴又駅	4	0	0	0	4	87	0	87	552	0	552	91
	計	910	105	0	18	1,033	25,800	245	26,045	41,043	606	41,649	27,078
江 戸 川 区	* 平井駅	20	0	0	0	20	2,415	10	2,425	4,053	36	4,089	2,445
	* 小岩駅	14	2	0	0	16	2,556	70	2,626	5,670	70	5,740	2,642
	* 東大島駅	0	0	0	0	0	277	4	281	1,200	10	1,210	281
	* 瑞江駅	1	0	0	0	1	4,026	24	4,050	6,820	31	6,851	4,051
	* 西葛西駅	40	4	0	0	44	3,564	60	3,624	6,150	106	6,256	3,668
	* 篠崎駅	2	0	0	0	2	2,691	23	2,714	3,900	30	3,930	2,716
	* 一之江駅	8	0	0	0	8	2,621	36	2,657	4,636	45	4,681	2,665
	* 船堀駅	2	1	0	0	3	2,764	10	2,774	4,000	47	4,047	2,777
	* 葛西駅	9	0	0	0	9	5,603	67	5,670	10,148	70	10,218	5,679
	* 葛西臨海公園駅	0	0	0	0	0	1,631	4	1,635	3,370	10	3,380	1,635
	* 京成小岩駅	9	0	0	0	9	664	12	676	1,823	13	1,836	685
	京成江戸川駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	105	7	0	0	112	28,812	320	29,132	51,770	468	52,238	29,244	

【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部計		1,028	57	0	22	1,107	200,463	9,086	209,548	343,776	19,790	363,566	210,655
八 王 子 市	* 八王子駅	39	4	0	7	50	4,573	405	4,978	7,741	1,055	8,796	5,028
	* 西八王子駅	9	1	0	0	10	2,954	208	3,162	5,302	405	5,707	3,172
	* 高尾駅	1	1	0	0	2	1,391	167	1,558	2,346	478	2,824	1,560
	* 片倉駅	1	0	0	0	1	248	30	278	785	81	866	279
	* 八王子みなみ野駅	0	0	0	0	0	1,132	43	1,175	1,520	147	1,667	1,175
	北八王子駅	165	6	0	1	172	349	15	364	484	27	511	536
	小宮駅	0	0	0	0	0	336	8	344	541	44	585	344
	* 京王八王子駅	7	0	0	1	8	923	45	968	1,522	119	1,641	976
	* 長沼駅	2	1	0	0	3	73	6	79	132	42	174	82
	* 北野駅	5	0	0	0	5	440	50	490	533	174	707	495
	京王片倉駅	0	0	0	0	0	183	8	191	210	24	234	191
	山田駅	0	0	0	0	0	176	40	216	176	92	268	216
	* めじろ台駅	2	0	0	0	2	257	47	304	495	147	642	306
	狭間駅	3	0	0	0	3	0	28	28	80	28	108	31
	高尾山口駅	0	0	0	0	0	56	7	63	74	18	92	63
* 南大沢駅	1	0	0	0	1	1,511	107	1,618	2,265	448	2,713	1,619	
* 京王堀之内駅	6	0	0	0	6	1,213	78	1,291	2,091	220	2,311	1,297	
松が谷駅	0	0	0	0	0	95	10	105	268	10	278	105	
大塚・帝京大学駅	2	0	0	0	2	416	0	416	547	0	547	418	
中央大学・明星大学駅	0	0	0	0	0	141	0	141	141	0	141	141	
計	243	13	0	9	265	16,467	1,302	17,769	27,253	3,559	30,812	18,034	
立 川 市	* 立川駅、立川北駅、立川南 駅	45	3		0	48	6,684	156	6,840	14,021	272	14,293	6,888
	* 西国立駅	0	0		0	0	515	13	528	1,238	42	1,280	528
	* 西立川駅	0	0		0	0	269	0	269	336	0	336	269
	* 玉川上水駅	2	0		0	2	2,290	0	2,290	3,238	0	3,238	2,292
	* 武蔵砂川駅	0	0		0	0	1,276	63	1,339	1,831	109	1,940	1,339

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付		計
立川市	* 西武立川駅	0	0		0	0	1,053	21	1,074	1,725	31	1,756	1,074
	* 砂川七番駅	1	0		0	1	461	0	461	524	0	524	462
	* 泉体育館駅	0	0		0	0	492	0	492	678	0	678	492
	立飛駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 高松駅	1	0		0	1	270	0	270	376	0	376	271
	* 柴崎体育館駅	1	0		0	1	263	12	275	328	20	348	276
計	50	3	0	0	53	13,573	265	13,838	24,295	474	24,769	13,891	
武蔵野市	* 吉祥寺駅	24	0	0	1	25	7,459	120	7,579	14,045	343	14,388	7,604
	* 三鷹駅	21	2	0	1	24	4,671	66	4,737	7,918	90	8,008	4,761
	* 武蔵境駅	22	0	0	2	24	6,014	99	6,113	10,929	247	11,176	6,137
	計	67	2	0	4	73	18,144	285	18,429	32,892	680	33,572	18,502
三鷹市	* 三鷹駅	52	1	0	0	53	4,790	59	4,849	8,162	164	8,326	4,902
	* 三鷹台駅	11	6	0	0	17	359	0	359	1,133	0	1,133	376
	* 井の頭公園駅	4	0	0	0	4	108	2	110	200	15	215	114
	* つつじヶ丘駅	4	0	0	0	4	72	4	76	470	27	497	80
	計	71	7	0	0	78	5,329	65	5,394	9,965	206	10,171	5,472
青梅市	小作駅	0	0		0	0	1,191	76	1,267	1,975	117	2,092	1,267
	* 河辺駅	4	0		0	4	1,379	114	1,493	3,134	328	3,462	1,497
	* 東青梅駅	0	0		0	0	345	80	425	624	124	748	425
	* 青梅駅	3	0		0	3	220	65	285	1,039	186	1,225	288
	宮ノ平駅	3	0		0	3	10	3	13	55	6	61	16
	日向和田駅	0	0		0	0	80	1	81	182	13	195	81
	石神前駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二俣尾駅	0	0		0	0	15	0	15	60	5	65	15
	軍畑駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沢井駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嶽駅	0	0		0	0	8	3	11	45	6	51	11	
計	10	0	0	0	10	3,248	342	3,590	7,114	785	7,899	3,600	
府中市	* 武蔵野台駅	1	0			1	1,047	10	1,057	1,709	25	1,734	1,058
	* 多磨霊園駅	5	3			8	955	22	977	1,559	43	1,602	985
	* 東府中駅	11	4			15	677	14	691	1,874	20	1,894	706
	* 府中駅	2	0			2	2,745	157	2,902	4,662	299	4,961	2,904
	* 分倍河原駅	7	0			7	2,212	42	2,254	3,983	73	4,056	2,261
	* 中河原駅	9	0			9	1,410	36	1,446	2,539	73	2,612	1,455
	府中競馬正門前駅					0	0	0	0	0	0	0	0
	* 府中本町駅	0	0			0	831	77	908	896	90	986	908
	* 北府中駅	2	1			3	881	5	886	1,470	12	1,482	889
	* 多磨駅	1	0			1	391	21	412	494	43	537	413
	* 白糸台駅	0	0			0	631	13	644	833	13	846	644
	* 競艇場前駅	0	0			0	191	0	191	255	0	255	191
	* 是政駅	2	0			2	242	0	242	260	0	260	244
* 西府駅	0	0			0	893	24	917	1,097	29	1,126	917	
計	40	8	0	0	48	13,106	421	13,527	21,631	720	22,351	13,575	
昭島市	* 西立川駅	0	0			0	66	13	79	288	96	384	79
	* 東中神駅	0	0			0	531	0	531	638	0	638	531
	* 中神駅	1	0			1	1,305	20	1,325	2,320	100	2,420	1,326
	* 昭島駅	0	0			0	1,730	0	1,730	5,302	0	5,302	1,730
	* 拝島駅	2	0			2	1,450	17	1,467	2,920	110	3,030	1,469
	* 西武立川駅	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	0	0	3	5,082	50	5,132	11,468	306	11,774	5,135	
調布市	* 飛田給駅	21	0	0	3	24	342	6	348	1,300	55	1,355	372
	* 西調布駅	9	0	0	0	9	817	8	825	2,078	58	2,136	834
	* 調布駅	14	0	0	3	17	4,270	50	4,320	6,863	177	7,040	4,337
	* 布田駅	8	0	0	0	8	87	1	88	320	8	328	96
	* 国領駅	7	0	0	0	7	680	23	703	1,453	65	1,518	710
	* 柴崎駅	8	2	0	0	10	345	3	348	1,251	34	1,285	358
	* つつじヶ丘駅	13	1	0	0	14	2,047	14	2,061	3,895	50	3,945	2,075
	* 仙川駅	39	2	0	0	41	2,258	41	2,299	4,563	201	4,764	2,340
	* 京王多摩川駅	1	0	0	1	2	332	3	335	453	26	479	337
計	120	5	0	7	132	11,178	149	11,327	22,176	674	22,850	11,459	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般原付	特定原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
町田市	* 町田駅	4	1	0	0	5	7,717	1,487	9,204	8,751	2,456	11,207	9,209
	* 成瀬駅	2	0	0	0	2	1,170	153	1,323	1,196	206	1,402	1,325
	* 相原駅	0	0	0	0	0	874	123	997	1,195	342	1,537	997
	* 多摩境駅	1	0	0	0	1	1,049	83	1,132	1,160	112	1,272	1,133
	* 玉川学園前駅	2	0	0	0	2	876	360	1,236	1,007	403	1,410	1,238
	* 鶴川駅	2	0	0	0	2	3,684	526	4,210	4,014	677	4,691	4,212
	* 南町田グランベリーパーク駅	1	0	0	0	1	1,445	111	1,556	1,685	200	1,885	1,557
	* すずかけ台駅	0	0	0	0	0	224	59	283	231	80	311	283
	* つくし野駅	0	0	0	0	0	109	77	186	122	155	277	186
	計	12	1	0	0	13	17,148	2,979	20,127	19,361	4,631	23,992	20,140
小金井市	* 武蔵小金井駅	7	0		0	7	3,868	89	3,957	5,977	197	6,174	3,964
	* 東小金井駅	16	0		0	16	2,887	39	2,926	3,952	86	4,038	2,942
	* 新小金井駅	0	0		0	0	119	1	120	316	7	323	120
	計	23	0	0	0	23	6,874	129	7,003	10,245	290	10,535	7,026
小平市	* 東大和市駅	0	0	0	0	0	243	1	244	361	36	397	244
	* 小川駅	0	0	0	0	0	1,541	22	1,563	2,899	65	2,964	1,563
	* 鷹の台駅	1	0	0	0	1	993	4	997	2,340	14	2,354	998
	* 新小平駅	0	0	0	0	0	1,561	69	1,630	2,790	164	2,954	1,630
	* 青梅街道駅	0	0	0	0	0	86	0	86	180	0	180	86
	* 一橋学園駅	0	0	0	0	0	698	18	716	1,878	101	1,979	716
	* 小平駅	1	0	0	0	1	2,709	32	2,741	4,862	135	4,997	2,742
	* 花小金井駅	6	0	0	0	6	4,718	91	4,809	7,580	221	7,801	4,815
	計	8	0	0	0	8	12,549	237	12,786	22,890	736	23,626	12,794
日野市	* 高幡不動駅	26	1	0	0	27	1,568	89	1,657	2,788	186	2,974	1,684
	* 豊田駅	66	5	0	0	71	3,527	141	3,668	5,663	487	6,150	3,739
	* 日野駅	55	3	0	0	58	1,400	76	1,476	3,110	281	3,391	1,534
	* 百草園駅	9	0	0	0	9	197	21	218	614	40	654	227
	* 南平駅	4	1	0	1	6	298	6	304	812	40	852	310
	* 平山城址公園駅	0	0	0	0	0	293	37	330	501	73	574	330
	* 万願寺駅	1	0	0	0	1	154	3	157	508	10	518	158
	* 多摩動物公園駅	1	1	0	0	2	58	15	73	78	20	98	75
	* 甲州街道駅	2	0	0	0	2	239	7	246	571	29	600	248
	* 程久保駅	16	2	0	0	18	39	5	44	86	26	112	62
	計	180	13	0	1	194	7,773	400	8,173	14,731	1,192	15,923	8,367
東村山市	* 久米川駅	18	1	0	0	19	1,902	17	1,919	3,245	64	3,309	1,938
	* 東村山駅	16	0	0	0	16	3,353	75	3,428	5,267	203	5,470	3,444
	* 新秋津駅	5	0	0	0	5	2,666	75	2,741	3,714	181	3,895	2,746
	* 秋津駅	6	0	0	0	6	2,287	32	2,319	2,856	95	2,951	2,325
	* 萩山駅	1	0	0	0	1	234	5	239	384	10	394	240
	* 八坂駅	1	0	0	0	1	387	0	387	525	0	525	388
	* 多摩湖駅	0	0	0	0	0	86	21	107	352	20	372	107
	* 西武園駅	4	0	0	0	4	116	7	123	132	3	135	127
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	51	1	0	0	52	11,031	232	11,263	16,475	576	17,051	11,315	
国分寺市	* 国分寺駅	9	0			9	3,891	76	3,967	7,577	228	7,805	3,976
	* 西国分寺駅	0	0			0	1,953	38	1,991	3,736	147	3,883	1,991
	* 国立駅	0	0			0	-	-	-	0	0	0	0
	* 恋ヶ窪駅	0	0			0	-	-	-	0	0	0	0
計	9	0	0	0	9	5,844	114	5,958	11,313	375	11,688	5,967	
国立市	* 国立駅	1				1	4,040	55	4,095	7,239	58	7,297	4,096
	* 谷保駅	0				0	639	11	650	1,253	40	1,293	650
	* 矢川駅	0				0	454	12	466	1,152	40	1,192	466
	計	1	0	0	0	1	5,133	78	5,211	9,644	138	9,782	5,212
福生市	* 福生駅	1				1	867	46	913	3,929	240	4,169	914
	* 牛浜駅					0	218	12	230	1,130	87	1,217	230
	* 拝島駅	3				3	147	37	184	369	57	426	187
	* 熊川駅					0	9	1	10	69	7	76	10
	* 東福生駅					0	175	6	181	258	10	268	181
	計	4	0	0	0	4	1,416	102	1,517	5,755	401	6,156	1,521

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
		自転車	一般原付	特定原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江市	* 狛江駅	31	1	0	0	32	2,973	63	3,036	3,581	142	3,723	3,068
	* 和泉多摩川駅	14	1	0	1	16	891	43	934	1,190	79	1,269	950
	* 喜多見駅	1	0	0	0	1	1,152	15	1,167	1,333	30	1,363	1,168
	計	46	2	0	1	49	5,016	121	5,137	6,104	251	6,355	5,186
東大和市	* 東大和市駅	4	0	0	0	4	1,871	19	1,890	2,909	20	2,929	1,894
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	0	1,020	26	1,046	1,592	34	1,626	1,046
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	0	709	5	714	1,491	30	1,521	714
	* 上北台駅	0	0	0	0	0	980	36	1,016	1,566	56	1,622	1,016
	* 桜街道駅	0	0	0	0	0	275	1	276	515	32	547	276
計	4	0	0	0	4	4,855	87	4,942	8,073	172	8,245	4,946	
清瀬市	* 清瀬駅	3	1	0	0	4	4,158	105	4,263	6,230	195	6,425	4,267
	* 秋津駅	1	0	0	0	1	599	27	626	1,177	81	1,258	627
	計	4	1	0	0	5	4,757	132	4,889	7,407	276	7,683	4,894
東久留米市	* 東久留米駅	3	0			3	3,685	114	3,799	5,352	207	5,559	3,802
	計	3	0	0	0	3	3,685	114	3,799	5,352	207	5,559	3,802
武蔵村山市	* 上北台駅	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	-
	* 桜街道駅	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	-
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
多摩市	* 永山駅	9	0	0	0	9	824	137	961	1,964	413	2,377	970
	* 多摩センター駅	7	0	0	0	7	811	293	1,104	2,500	528	3,028	1,111
	* 唐木田駅	3	0	0	0	3	137	46	183	240	69	309	186
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	37	1	0	0	38	1,027	147	1,174	2,232	346	2,578	1,212
	計	56	1	0	0	57	2,799	623	3,422	6,936	1,356	8,292	3,479
稲城市	* 南多摩駅	0				0	466	47	513	773	69	842	513
	* 稲城長沼駅	0				0	678	60	738	1,117	107	1,224	738
	* 矢野口駅	0				0	992	53	1,045	1,189	124	1,313	1,045
	* 若葉台駅	1				1	615	83	698	844	104	948	699
	* 稲城駅	0				0	717	70	787	968	155	1,123	787
	* 京王よみうりランド駅	0				0	630	40	670	656	92	748	670
計	1	0	0	0	1	4,098	353	4,451	5,547	651	6,198	4,452	
羽村市	* 羽村駅	0				0	2,132	27	2,159	3,680	60	3,740	2,159
	* 小作駅	0				0	1,383	115	1,498	2,090	130	2,220	1,498
	計	0	0	0	0	0	3,515	142	3,657	5,770	190	5,960	3,657
あきる野市	東秋留駅	0				0	1,267	37	1,304	2,131	78	2,209	1,304
	秋川駅	17				17	948	29	977	1,736	68	1,804	994
	武蔵引田駅	0				0	650	30	680	931	35	966	680
	武蔵増戸駅	0				0	372	28	400	854	50	904	400
	武蔵五日市駅	0				0	347	50	397	744	83	827	397
計	17	0	0	0	17	3,584	174	3,758	6,396	314	6,710	3,775	
西東京市	* 保谷駅	0	0	0	0	0	3,784	47	3,831	6,265	238	6,503	3,831
	* ひばりヶ丘駅	2	0	0	0	2	3,810	58	3,868	6,012	151	6,163	3,870
	* 田無駅	2	0	0	0	2	5,049	58	5,107	8,422	158	8,580	5,109
	* 西武柳沢駅	1	0	0	0	1	945	18	963	2,656	42	2,698	964
	* 東伏見駅	0	0	0	0	0	671	9	680	1,628	41	1,669	680
計	5	0	0	0	5	14,259	190	14,449	24,983	630	25,613	14,454	

【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
		自転車	一般原付	特定原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町 村 部 計		0	0			0	719	42	761	1,475	91	1,566	761
瑞穂町	箱根ヶ崎駅	0	0	0	0	0	706	32	738	1,362	77	1,439	738
	計	0	0	0	0	0	706	32	738	1,362	77	1,439	738
日の出町	武蔵増戸駅	0				-	0	0	-	0	0	0	-
	武蔵引田駅	0				-	0	0	-	0	0	0	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
奥多摩町	* 奥多摩駅	0				0	7	4	11	25	5	30	11
	* 白丸駅	0				0	2	2	4	21	2	23	4
	* 鳩ノ巣駅	0				0	0	0	0	0	0	0	0
	* 古里駅	0				0	1	1	2	27	3	30	2
	* 川井駅	0				0	3	3	6	40	4	44	6
計	0	0	0	0	0	13	10	23	113	14	127	23	

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[単位：台]

順位	令和5年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR 総武線	葛飾区	281 (44)
2	蒲田	JR 京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	217 (14)
3	京成立石	京成押上線	葛飾区	213 (19)
4	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	209 (17)
5	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	202 (15)
6	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・外丸ノ内線・有楽町線・副都心線	豊島区	193 (10)
7	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	184 (4)
8	学芸大学	東急東横線	目黒区	176 (11)
9	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	173 (4)
10	北八王子	JR 八高線	八王子市	172 (7)
	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	172 (5)



順位	令和4年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR 総武線	葛飾区	326 (44)
2	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	313 (17)
3	馬喰町、馬喰横山、東日本橋	JR 総武線・都営新宿線・浅草線	中央区	301 (7)
4	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	208 (11)
4	亀戸	JR 総武線・東武亀戸線	江東区	208 (12)
6	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	207 (8)
7	外苑前	メトロ銀座線	港区	193 (1)
8	京成立石	京成押上線	葛飾区	190 (24)
9	神田	JR 中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	183 (4)
10	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	179 (7)
	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・外丸ノ内線・有楽町線・副都心線	豊島区	179 (5)
	北八王子	JR 八高線	八王子市	179 (1)

順位	令和5年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR 総武線	葛飾区	237 (0)
2	蒲田	JR 京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	203 (0)
3	京成立石	京成押上線	葛飾区	194 (0)
4	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	192 (0)
5	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	187 (0)
6	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・外丸ノ内線・有楽町線・副都心線	豊島区	183 (0)
7	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	180 (0)
8	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	169 (0)
9	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	167 (0)
10	北八王子	JR 八高線	八王子市	165 (0)
	学芸大学	東急東横線	目黒区	165 (0)



順位	令和4年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	296 (0)
2	馬喰町、馬喰横山、東日本橋	JR 総武線・都営新宿線・浅草線	中央区	294 (0)
3	新小岩	JR 総武線	葛飾区	282 (0)
4	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	199 (0)
5	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	197 (0)
6	亀戸	JR 総武線・東武亀戸線	江東区	196 (0)
7	外苑前	メトロ銀座線	港区	192 (0)
8	神田	JR 中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	179 (0)
9	北八王子	JR 八高線	八王子市	178 (0)
10	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・外丸ノ内線・有楽町線・副都心線	豊島区	174 (0)
	御徒町駅、上野御徒町駅、上野広小路駅、仲御徒町駅	JR 山手線・JR 京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	174 (0)

(注) ・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。
 ・100台以上の順位については、平成23年度までの全国調査の方法に基づき、自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上の場合のみ計上している。

順位	令和3年(1台以上)				令和2年(1台以上)				令和元年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	京成立石	京成押上線	葛飾区	274 (32)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	301 (15)	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	364 (8)
2	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	263 (21)	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	267 (9)	新小岩	JR総武線	葛飾区	310 (56)
3	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	243 (10)	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	265 (10)	代官山	東急東横線	渋谷区	290 (6)
4	外苑前	メトロ銀座線	港区	232 (0)	京成立石	京成押上線	葛飾区	262 (22)	中野	JR中央線・総武線・メトロ東西線	中野区	289 (25)
5	新小岩	JR総武線	葛飾区	230 (40)	新小岩	JR総武線	葛飾区	260 (53)	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	270 (7)
6	御徒町駅・上野御徒町駅・上野広小路駅・仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	220 (3)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	255 (13)	京成立石	京成押上線	葛飾区	268 (18)
7	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	215 (1)	御徒町駅・上野御徒町駅・上野広小路駅・仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	227 (5)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	256 (5)
8	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	201 (1)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	219 (7)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	255 (23)
9	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	194 (25)	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	209 (3)	千歳烏山	京王線	世田谷区	254 (4)
10	入谷	メトロ日比谷線	台東区	193 (10)	外苑前	メトロ銀座線	港区	209 (0)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	251 (17)
	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	193 (5)								

順位	平成30年(1台以上)				平成29年(1台以上)				平成28年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	391 (29)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	456 (25)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	491 (29)
2	町屋	京成本線・メトロ千代田線・都電荒川線	荒川区	354 (14)	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	426 (26)	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	475 (47)
3	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	319 (39)	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	389 (0)	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	437 (77)
4	中野	JR中央線・総武線・メトロ東西線	中野区	318 (30)	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	379 (23)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	421 (21)
5	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	306 (5)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	362 (58)	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	391 (21)
6	新小岩	JR総武線	葛飾区	304 (58)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	351 (16)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	376 (19)
7	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	290 (20)	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	338 (0)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	371 (58)
8	千歳烏山	京王線	世田谷区	278 (10)	岩本町	都営新宿線	千代田区	315 (4)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	329 (26)
9	御徒町駅・上野御徒町駅・上野広小路駅・仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	269 (13)	末広町	メトロ銀座線	千代田区	314 (3)	代官山	東急東横線	渋谷区	326 (26)
10	岩本町	都営新宿線	千代田区	261 (7)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	305 (18)	飯田橋	JR各線・メトロ東西線・メトロ有楽町線・メトロ南北線	千代田区 新宿区 文京区	318 (16)
	末広町	メトロ銀座線	千代田区	261 (8)								

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)								
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000 ~
合計	636	558,128	148	230	102	77	33	18	12	16	0
区部計	478	346,712	130	185	71	45	23	9	5	10	0
千代田区	16	3,074	4	11	1	0	0	0	0	0	0
中央区	21	2,884	8	13	0	0	0	0	0	0	0
港区	33	4,585	22	9	1	1	0	0	0	0	0
新宿区	32	6,240	18	11	2	1	0	0	0	0	0
文京区	18	2,766	10	7	1	0	0	0	0	0	0
台東区	13	6,593	1	7	3	2	0	0	0	0	0
墨田区	14	7,726	3	7	2	0	2	0	0	0	0
江東区	26	13,722	9	6	7	4	0	0	0	0	0
品川区	27	9,707	7	15	2	3	0	0	0	0	0
目黒区	14	6,143	6	4	1	3	0	0	0	0	0
大田区	35	27,517	6	17	7	3	0	1	0	1	0
世田谷区	40	39,154	12	13	4	2	5	2	2	0	0
渋谷区	18	6,529	3	9	4	2	0	0	0	0	0
中野区	14	7,960	2	8	3	0	0	1	0	0	0
杉並区	24	25,775	2	11	6	1	3	0	0	1	0
豊島区	18	10,381	4	8	3	2	0	1	0	0	0
北川区	16	14,559	3	6	4	1	1	0	0	1	0
荒川区	11	7,361	4	3	1	1	2	0	0	0	0
板橋区	22	17,641	0	7	10	4	0	1	0	0	0
練馬区	21	34,943	1	4	4	7	2	0	1	2	0
足立区	22	35,130	2	8	3	3	2	1	1	2	0
葛飾区	12	27,078	3	0	1	4	1	1	0	2	0
江戸川区	11	29,244	0	1	1	1	5	1	1	1	0
市部計	153	210,655	14	45	30	32	10	9	7	6	0
八王子市	20	18,034	3	9	2	4	0	1	0	1	0
立川市	10	13,891	0	5	1	2	1	0	0	1	0
武蔵野市	3	18,502	0	0	0	0	0	0	1	2	0
三鷹市	4	5,472	1	2	0	0	0	0	1	0	0
青梅市	8	3,600	4	2	0	2	0	0	0	0	0
府中市	13	13,575	0	3	6	2	2	0	0	0	0
昭島市	5	5,135	1	0	1	3	0	0	0	0	0
調布市	9	11,459	1	3	2	0	2	0	1	0	0
町田市	9	20,140	0	2	1	4	0	0	1	1	0
小金井市	3	7,026	0	1	0	0	1	1	0	0	0
小平市	8	12,794	1	1	2	2	1	0	1	0	0
日野市	10	8,367	2	5	0	2	0	1	0	0	0
東村山市	8	11,315	0	4	0	1	2	1	0	0	0
国分寺市	2	5,967	0	0	0	1	0	1	0	0	0
国立市	3	5,212	0	1	1	0	0	0	1	0	0
福生市	5	1,521	1	3	1	0	0	0	0	0	0
狛江市	3	5,186	0	0	1	1	0	1	0	0	0
東大和市	5	4,946	0	1	1	3	0	0	0	0	0
清瀬市	2	4,894	0	0	1	0	0	0	1	0	0
東久留米市	1	3,802	0	0	0	0	0	1	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4	3,479	0	1	1	2	0	0	0	0	0
稲城市	6	4,452	0	0	5	1	0	0	0	0	0
羽村市	2	3,657	0	0	0	1	1	0	0	0	0
あきる野市	5	3,775	0	2	2	1	0	0	0	0	0
西東京市	5	14,454	0	0	2	0	0	2	0	1	0
町村部計	5	761	4	0	1	0	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	738	0	0	1	0	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	4	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	蒲田駅	J R京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	9,808	203	14	217
2	三鷹駅	J R中央線・総武線	武蔵野市 三鷹市	9,663	73	4	77
3	町田駅	J R横浜線・小田急線	町田市	9,209	4	1	5
4	新小岩駅	J R総武線	葛飾区	7,939	237	44	281
5	吉祥寺駅	J R中央線・総武線 京王井の頭線	武蔵野市	7,604	24	1	25
6	荻窪駅	J R中央線・総武線 東京メトロ丸ノ内線	杉並区	7,379	100	5	105
7	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	6,888	45	3	48
8	綾瀬駅	J R常磐線・東京メトロ千代田 線	足立区 葛飾区	6,748	16	5	21
9	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	6,613	12	1	13
10	武蔵境駅	J R中央線・西武多摩川線	武蔵野市	6,137	22	2	24
11	金町駅、 京成金町駅	常磐線・ 京成金町線	葛飾区	5,959	103	12	115
12	石神井公園駅	西武池袋線	練馬区	5,909	18	0	18
13	保谷駅	西武池袋線	練馬区 西東京市	5,717	0	0	0
14	葛西駅	東京メトロ東西線	江戸川区	5,679	9	0	9
15	大泉学園駅	西武池袋線	練馬区	5,506	37	0	37
16	赤羽駅	J R京浜東北線・埼京線・ 高崎線・宇都宮線	北区	5,347	56	7	63
17	田無駅	西武新宿線	西東京市	5,109	2	0	2
18	八王子駅	J R中央線・横浜線・八高線・ 川越線・相模線	八王子市	5,028	39	11	50
19	千歳烏山駅	京王線	世田谷区	4,933	146	8	154
20	花小金井駅	西武新宿線	小平市	4,815	6	0	6

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全国	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	-	3,699,298 (310,918)	-	3,495,192 (284,580)	-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)
	(イ) 自転車等実収容台数	-	3,086,897 (261,157)	-	2,911,712 (242,260)	-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)
	(ウ) 放置台数	-	612,401 (49,761)	-	583,480 (42,320)	-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)
都	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)
	(イ) 自転車等実収容台数	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)
	(ウ) 放置台数	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)
区 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)
	(イ) 自転車等実収容台数	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)
	(ウ) 放置台数	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)
市 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)
	(イ) 自転車等実収容台数	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)	262,077 (17,354)	256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)
	(ウ) 放置台数	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)
町 村 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)
	(イ) 自転車等実収容台数	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)
	(ウ) 放置台数			152 (0)									

(注)・本表の下端()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府(現 国土交通省)調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成11年から平成23年までは原付・自二を含む。

(単位：台)

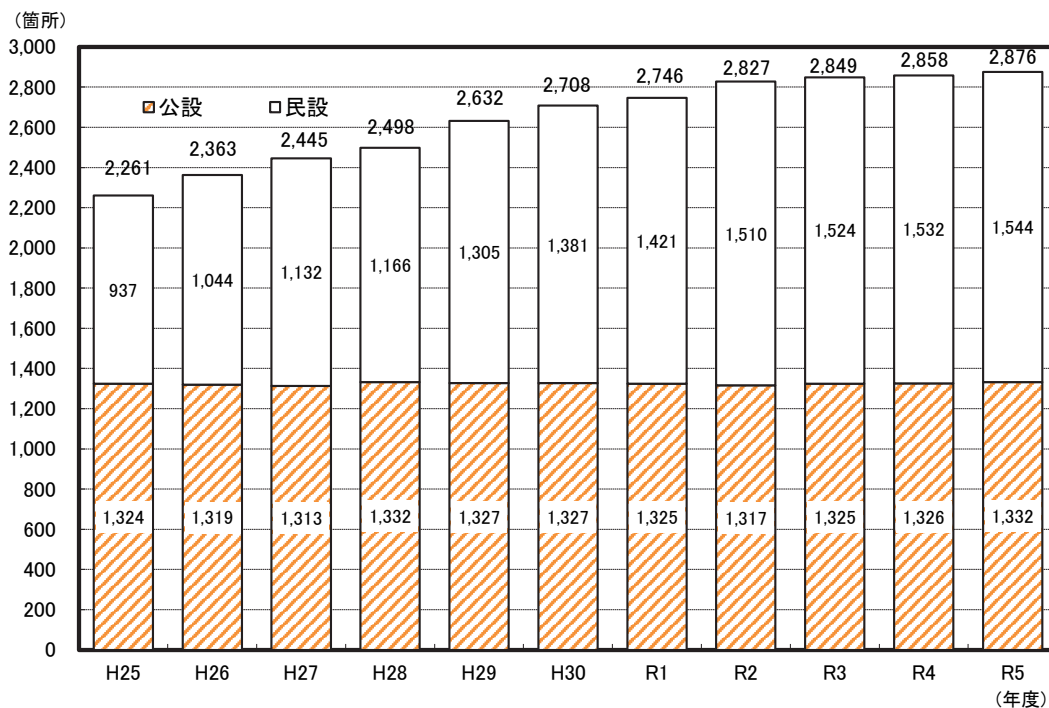
平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-	2,690,460 (129,518)	-	3,001,172 (216,857)	-	3,047,736 (209,838)	-	2,613,679 (178,461)	-	未発表
-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-	2,609,362 (129,518)	-	2,939,412 (216,857)	-	3,003,479 (209,838)	-	2,585,435 (178,461)	-	未発表
-	179,841 (3,320)	-	122,997 -	-	81,098 -	-	61,760 -	-	44,257 -	-	28,244 -	-	未発表
686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)	662,302 (21,986)	663,021 (21,771)	643,839 (21,286)	645,027 (20,349)	643,825 (18,749)	539,998 (17,589)	527,694 (16,659)	540,733 (15,740)	558,128 (15,788)
638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)	625,298 (18,812)	628,774 (19,021)	612,513 (18,916)	617,695 (18,308)	618,817 (17,063)	518,963 (16,041)	508,264 (15,146)	523,174 (14,504)	541,449 (14,583)
48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)	37,004 (3,174)	34,247 (2,750)	31,326 (2,370)	27,332 (2,041)	25,008 (1,686)	21,035 (1,548)	19,430 (1,513)	17,559 (1,236)	16,679 (1,205)
406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)	408,717 (9,641)	412,297 (9,253)	408,726 (9,111)	403,081 (8,697)	403,278 (7,778)	328,355 (6,862)	323,419 (6,493)	333,631 (6,453)	346,712 (6,581)
366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)	379,946 (6,761)	376,166 (6,819)	381,530 (6,823)	380,542 (6,996)	377,880 (6,819)	380,185 (6,207)	308,932 (5,422)	305,543 (5,130)	317,376 (5,295)	331,140 (5,455)
40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)	32,551 (2,822)	30,767 (2,430)	28,184 (2,115)	25,201 (1,878)	23,093 (1,571)	19,423 (1,440)	17,876 (1,363)	16,255 (1,158)	15,572 (1,126)
279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)	253,525 (12,337)	249,204 (12,455)	233,737 (12,118)	240,580 (11,593)	239,182 (10,912)	210,290 (10,666)	203,511 (10,124)	206,341 (9,245)	210,655 (9,165)
271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)	249,094 (11,985)	245,749 (12,135)	230,604 (11,863)	238,454 (11,430)	237,271 (10,797)	208,680 (10,558)	201,960 (9,974)	205,037 (9,167)	209,548 (9,086)
7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)	4,431 (352)	3,455 (320)	3,133 (255)	2,126 (163)	1,911 (115)	1,610 (108)	1,551 (150)	1,304 (78)	1,107 (79)
1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)	60 (8)	1,520 (63)	1,376 (57)	1,366 (59)	1,365 (59)	1,353 (61)	764 (42)	761 (42)	761 (42)
1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)	38 (8)	1,495 (63)	1,367 (57)	1,361 (59)	1,361 (59)	1,351 (61)	761 (42)	761 (42)	761 (42)
		1	4 (2)	32	22	25 (0)	9 (0)	5 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)

・放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の
 の場合のみ計上していたが、平成24年以降は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

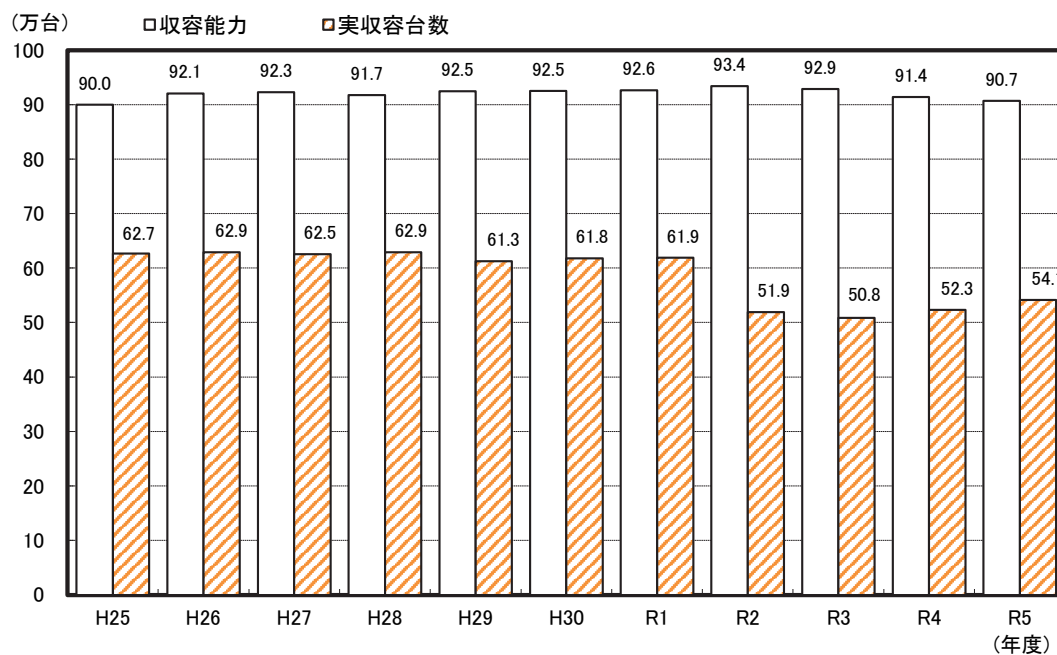
(1) 自転車等駐車場の数推移

- ・自転車等駐車場の設置数は19年連続で増加し、令和5年は2,876箇所(前年度比18箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,332箇所(前年度比6箇所増加)であり、全体の約46%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,544箇所(前年度比12箇所増加)であり、全体の約54%を占めている。



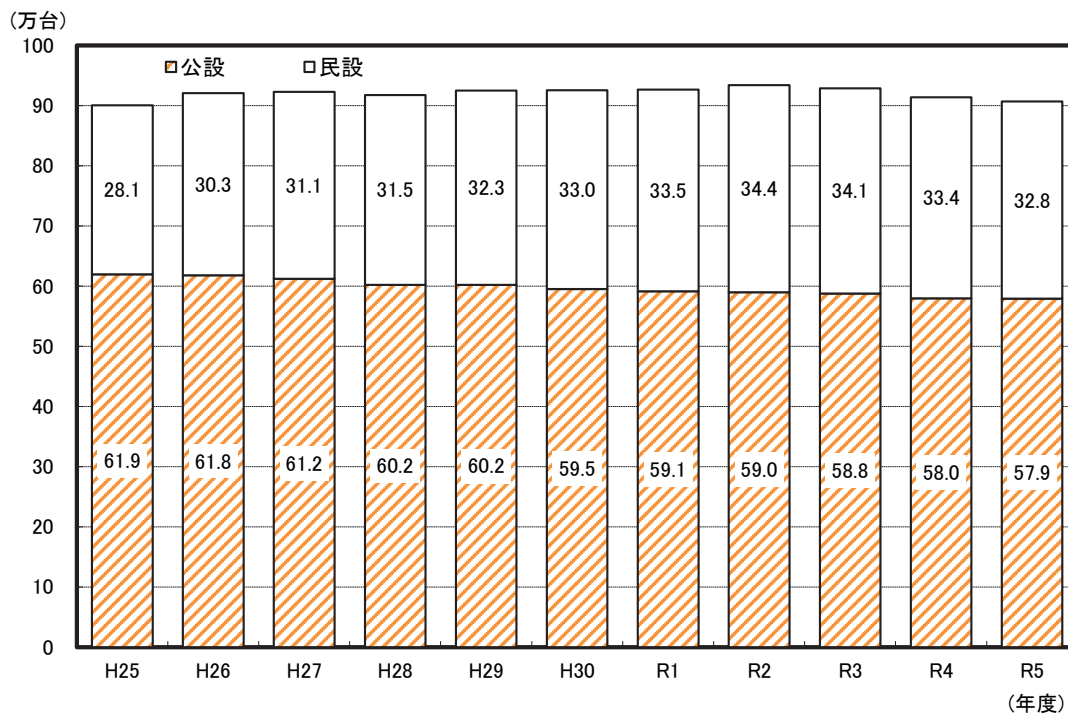
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は906,744台(前年度比7,272台減少)、実収容台数は541,449台(前年度比18,275台増加)であった。



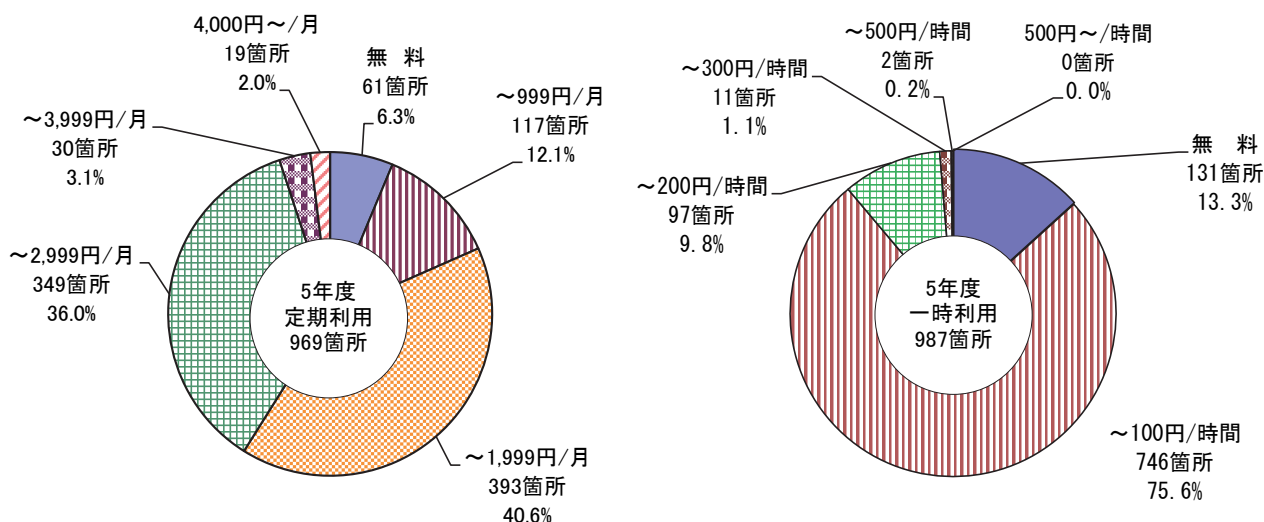
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力906,744台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は579,105台(約63.9%)、民設自転車等駐車場の収容能力は327,639台(約36.1%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は969箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は987箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は61箇所(6.3%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は131箇所(13.3%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、收容能力等)

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	2,876	1,332	1,544	2,421	281	15	137	21	1	437	666	265	210	1,242	56
区部計	1,898	972	926	1,597	171	10	103	17	0	351	403	203	138	754	49
千代田区	34	31	3	33		1				26	2	2		1	3
中央区	44	27	17	29	2		11	2		18	17		3	6	
港区	30	16	14	20	1		4	5		12	13	3		1	
新宿区	60	60	0	58			2			39	9			9	2
文京区	38	31	7	35		1	2			17	8			5	7
台東区	33	29	4	25	1		7			15	14			1	3
墨田区	55	35	20	51	1		2	1		20	6	12		10	7
江東区	54	50	4	42	6		6			14	30	3		2	5
品川区	54	26	28	45	5		3	1		9	9	11		16	9
目黒区	49	26	23	40	2	1	5	1		1	20	9		5	14
大田区	96	78	18	67	19		10			30	23	9		11	22
世田谷区	160	56	104	133	21		5	1		8	34	28		17	73
渋谷区	52	52	0	42	5	3	1	1		29	15	4		3	
中野区	57	27	30	48	2		6	1		6	15	1		2	5
杉並区	109	47	62	91	12		6			5	23	13		3	65
豊島区	63	41	22	48	6	1	8			12	19			10	22
北区	69	44	25	57	10		2			21	9	20		3	4
荒川区	55	18	37	50	1		3	1		13	3	9		4	26
板橋区	134	71	63	124	9		1			15	25	8		15	71
練馬区	152	74	78	130	17		5			6	41	24		9	72
足立区	255	52	203	226	27		2			13	35	18		4	184
葛飾区	205	41	164	189	9		6	1		9	23	15		2	156
江戸川区	40	40	0	14	15	3	6	2		13	10	14		3	
市部計	972	354	618	819	109	5	34	4	1	86	259	62	71	487	7
八王子市	112	16	96	92	17		2	1		16	28	6		16	46
立川市	63	38	25	57	2	3	1			6	22			7	28
武蔵野市	77	0	77	57	14	1	4		1	1	18	9		2	47
三鷹市	28	24	4	21	2		4	1		1	8			2	17
青梅市	12	12	0	9	3						9			3	
府中市	47	23	24	34	12		1			2	28	7		1	9
昭島市	18	18	0	16	1		1			4	6			2	5
調布市	41	41	0	33	6		2			9	12	1		2	17
町田市	80	13	67	61	14		4	1			29	1		7	42
小金井市	21	9	12	18	2		1				5	5		1	10
小平市	73	24	49	71	2					1	12			8	52
日野市	75	38	37	68	6			1		18	22			2	32
東村山市	57	21	36	52	3		2				12			2	43
国分寺市	10	9	1	6	1		3			4	2	1			
国立市	15	15	0	14	1						6	1			8
福生市	18	8	10	16	1		1				5			2	11
狛江市	16	2	14	16						4		8			3
東大和市	32	0	32	32						14	3	3		4	8
清瀬市	22	4	18	18	2		2			1	2			1	18
東久留米市	19	6	13	17	2						1			1	17
武蔵村山市	0	0	0												
多摩市	13	5	8	7	5	1				1	4	4		1	3
稲城市	20	0	20	16	2		2				3	11			6
羽村市	12	12	0	12						4	3				5
あきる野市	13	13	0	13							7	1		4	1
西東京市	78	3	75	63	11		4				12	4		3	59
町村部計	6	6	0	5	1						4			1	1
瑞穂町	2	2	0	1	1						1			1	
日の出町	0	0	0												
檜原村	0	0	0												
奥多摩町	4	4	0	4							3				1

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		自転車	原付	
	敷地	延床		自転車	原付			
総数	1,005,438	1,097,970	906,744	874,798	31,946	541,449	526,867	14,583
区部計	613,269	663,876	541,612	529,547	12,065	331,140	325,685	5,455
千代田区	5,395	5,395	3,650	3,428	222	1,746	1,617	129
中央区	31,079	31,292	6,425	6,226	199	1,827	1,672	155
港区	11,253	11,253	7,570	7,226	344	3,841	3,728	113
新宿区	12,315	12,315	9,269	8,848	421	5,850	5,725	125
文京区	6,205	6,205	4,157	4,157		2,412	2,412	
台東区	14,124	12,073	7,651	7,531	120	5,115	5,074	41
墨田区	15,958	17,363	13,165	13,128	37	7,352	7,322	30
江東区	28,957	32,925	22,721	22,195	526	13,023	12,843	180
品川区	24,522	25,522	13,937	12,721	1,216	8,709	7,956	753
目黒区	13,480	12,653	11,539	11,303	236	5,493	5,426	67
大田区	38,759	44,817	40,131	39,623	508	27,073	26,876	197
世田谷区	63,515	66,429	52,389	50,945	1,444	38,344	37,735	609
渋谷区	11,499	12,650	7,229	6,180	1,049	4,944	4,439	505
中野区	24,362	19,395	14,421	14,292	129	7,542	7,492	50
杉並区	36,306	41,347	36,763	36,366	397	24,988	24,864	124
豊島区	22,519	24,613	16,157	15,953	204	9,726	9,609	117
北区	23,357	8,797	24,846	24,181	665	14,169	13,891	278
荒川区	11,840	10,221	11,362	11,264	98	7,063	7,039	24
板橋区	34,488	37,371	30,551	29,271	1,280	17,030	16,447	583
練馬区	41,097	60,056	54,550	53,555	995	34,718	34,316	402
足立区	61,397	68,924	59,242	58,341	901	34,998	34,590	408
葛飾区	46,447	50,870	41,649	41,043	606	26,045	25,800	245
江戸川区	34,394	51,390	52,238	51,770	468	29,132	28,812	320
市部計	390,438	431,297	363,566	343,776	19,790	209,548	200,463	9,086
八王子市	39,483	48,782	30,812	27,253	3,559	17,769	16,467	1,302
立川市	24,275	25,122	24,769	24,295	474	13,838	13,573	265
武蔵野市	27,563	38,293	33,572	32,892	680	18,429	18,144	285
三鷹市	12,564	12,649	10,171	9,965	206	5,394	5,329	65
青梅市	6,873	9,724	7,899	7,114	785	3,590	3,248	342
府中市	24,658	30,062	22,351	21,631	720	13,527	13,106	421
昭島市	12,619	13,066	11,774	11,468	306	5,132	5,082	50
調布市	23,181	12,640	22,850	22,176	674	11,327	11,178	149
町田市	22,499	24,940	23,992	19,361	4,631	20,127	17,148	2,979
小金井市	13,634	14,525	10,535	10,245	290	7,003	6,874	129
小平市	28,128	28,699	23,626	22,890	736	12,786	12,549	237
日野市	20,664	22,129	15,923	14,731	1,192	8,173	7,773	400
東村山市	14,798	14,798	17,051	16,475	576	11,263	11,031	232
国分寺市	9,684	12,377	11,688	11,313	375	5,958	5,844	114
国立市	8,947	11,636	9,782	9,644	138	5,211	5,133	78
福生市	8,684	8,965	6,156	5,755	401	1,517	1,416	102
狛江市	10,049	10,198	6,355	6,104	251	5,137	5,016	121
東大和市	10,795	10,756	8,245	8,073	172	4,942	4,855	87
清瀬市	7,920	9,293	7,683	7,407	276	4,889	4,757	132
東久留米市	6,830	8,832	5,559	5,352	207	3,799	3,685	114
武蔵村山市	9,914	12,812	8,292	6,936	1,356	3,422	2,799	623
多摩市	8,166	8,963	6,198	5,547	651	4,451	4,098	353
稲城市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,657	3,515	142
羽村市	6,656	6,656	6,710	6,396	314	3,758	3,584	174
あきる野市	6,656	6,656	6,710	6,396	314	3,758	3,584	174
西東京市	26,052	29,578	25,613	24,983	630	14,449	14,259	190
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	761	719	42
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	738	706	32
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10

ア 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,332	1,038	160	11	106	17	0	369	546	89	96	216	16
区 部 計	972	738	123	8	87	16	0	325	388	77	68	104	10
千代田区	31	31						26	1	1			3
中央区	27	14	2		9	2		6	17		3	1	
港区	16	6	1		4	5		5	11				
新宿区	60	58			2			39	9		9	1	2
文京区	31	29			2			17	8		5		1
台東区	29	22	1		6			15	14				
墨田区	35	31	1		2	1		20	6	3	5	1	
江東区	50	38	6		6			11	29	3	2	5	
品川区	26	19	3		3	1		8	9	3	5	1	
目黒区	26	20	1	1	3	1		1	20	2	2	1	
大田区	78	52	18		8			30	23	6	7	11	1
世田谷区	56	44	10		2			8	34		4	10	
渋谷区	52	42	5	3	1	1		29	15	4	3		1
中野区	27	21			5	1		6	15		1	5	
杉並区	47	31	11		5			5	22	4	1	15	
豊島区	41	30	3	1	7			12	18		5	6	
北区	44	34	8		2			21	9	10	2		2
荒川区	18	14	1		2	1		11	3	2		2	
板橋区	71	62	8		1			15	25	7	6	18	
練馬区	74	55	14		5			6	38	8	3	19	
足立区	52	41	10		1			12	30	6	1	3	
葛飾区	41	30	5		5	1		9	22	4	1	5	
江戸川区	40	14	15	3	6	2		13	10	14	3		
市 部 計	354	295	36	3	19	1		44	154	12	27	111	6
八王子市	16	15	1						7	1	2	6	
立川市	38	32	2	3	1			6	22		2	8	
武蔵野市	0												
三鷹市	24	17	2		4	1		1	8			15	
青梅市	12	9	3						9		3		
府中市	23	18	5						12	1	1	9	
昭島市	18	16	1		1			4	6		2	5	1
調布市	41	33	6		2			9	12	1	2	17	
町田市	13	6	4		3				12			1	
小金井市	9	7	1		1				2	2	1	4	
小平市	24	22	2					1	12		4	7	
日野市	38	37	1					14	14		1	8	1
東村山市	21	18	1		2				10		2	9	
国分寺市	9	5	1		3			3	2	1			3
国立市	15	14	1						6	1		8	
福生市	8	6	1		1				5		2	1	
狛江市	2	2						1					1
東大和市	0												
清瀬市	4	3			1			1				3	
東久留米市	6	4	2						1		1	4	
武蔵村山市	0												
多摩市	5	3	2						3	2			
稲城市	0												
羽村市	12	12						4	3			5	
あきる野市	13	13							7	1	4	1	
西東京市	3	3							1	2			
町 村 部 計	6	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	1	1						1		1		
日の出町	0												
檜原村	0												
奥多摩町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容		実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床		自転車	原付			
総数	676,850	739,837	579,105	563,196	15,909	331,686	324,279	7,408
区部計	470,324	525,390	396,861	388,394	8,467	235,100	231,104	3,996
千代田区	3,822	3,822	2,799	2,598	201	1,570	1,450	120
中央区	29,754	29,967	5,593	5,432	161	1,544	1,389	155
港区	9,118	9,118	6,289	5,985	304	2,977	2,893	84
新宿区	12,315	12,315	9,269	8,848	421	5,850	5,725	125
文京区	5,239	5,239	3,212	3,212		1,841	1,841	
台東区	10,536	10,337	6,425	6,380	45	4,103	4,078	25
墨田区	13,089	14,494	11,173	11,173		6,124	6,124	
江東区	27,944	31,912	22,105	21,579	526	12,618	12,438	180
品川区	18,886	19,886	8,499	7,731	768	5,197	4,732	465
目黒区	9,181	8,354	8,448	8,234	214	3,503	3,437	66
大田区	33,563	39,621	35,649	35,247	402	23,829	23,656	173
世田谷区	25,763	28,341	23,281	22,746	535	17,352	17,073	279
渋谷区	11,499	12,650	7,229	6,180	1,049	4,944	4,439	505
中野区	19,949	14,982	11,594	11,531	63	5,718	5,698	20
杉並区	27,733	32,586	27,342	27,211	131	18,604	18,546	58
豊島区	19,402	20,827	12,364	12,178	186	7,493	7,378	115
北区	19,484	8,797	20,043	19,420	623	10,924	10,661	263
荒川区	8,895	10,221	7,439	7,414	25	4,624	4,624	0
板橋区	29,858	32,571	22,382	21,288	1,094	12,829	12,321	508
練馬区	35,913	54,872	38,719	38,064	655	23,016	22,731	285
足立区	30,739	35,189	27,782	27,526	256	15,192	15,094	98
葛飾区	33,247	37,898	26,987	26,647	340	16,116	15,964	152
江戸川区	34,394	51,390	52,238	51,770	468	29,132	28,812	320
市部計	204,795	211,650	180,678	173,327	7,351	95,825	92,456	3,370
八王子市	4,581	4,706	2,764	2,521	243	1,868	1,752	116
立川市	23,335	24,182	18,959	18,643	316	11,114	10,927	187
武蔵野市								
三鷹市	11,508	11,593	9,333	9,134	199	4,819	4,760	59
青梅市	6,873	9,724	7,899	7,114	785	3,590	3,248	342
府中市	13,219	15,109	11,812	11,638	174	6,609	6,482	127
昭島市	12,619	13,066	11,774	11,468	306	5,132	5,082	50
調布市	23,181	12,640	22,850	22,176	674	11,327	11,178	149
町田市	7,667	8,344	4,891	4,248	643	3,885	3,370	515
小金井市	5,126	5,308	3,895	3,848	47	2,004	2,002	2
小平市	18,271	18,842	15,955	15,389	566	8,201	8,013	188
日野市	11,580	11,938	8,134	7,578	556	3,598	3,357	241
東村山市	14,798	14,798	11,037	10,682	355	6,709	6,537	172
国分寺市	8,719	11,412	11,306	11,013	293	5,958	5,844	114
国立市	8,947	11,636	9,782	9,644	138	5,211	5,133	78
福生市	6,093	6,374	4,501	4,162	339	996	907	90
狛江市	1,675	1,675	700	630	70	576	547	29
東大和市								
清瀬市	4,218	4,218	3,697	3,525	172	2,440	2,361	79
東久留米市	2,980	4,982	3,051	2,893	158	1,673	1,591	82
武蔵村山市								
多摩市	4,760	6,458	3,928	3,195	733	1,519	1,110	409
稲城市								
羽村市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,657	3,515	142
あきる野市	6,656	6,656	6,710	6,396	314	3,758	3,584	174
西東京市	2,187	2,187	1,740	1,660	80	1,181	1,156	25
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	761	719	42
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	738	706	32
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	246	223	20	1	2			1	127	78	37	3	
区 部 計	184	167	16		1				104	58	19	3	
千代田区	1	1							1				
台東区	1	1								1			
墨田区	15	15							8	4	3		
品川区	9	8	1						2	7			
目黒区	12	11	1						7	3	2		
大田区	7	6	1						3	4			
世田谷区	41	34	6		1				26	12	3		
中野区	2	2							1	1			
杉並区	6	5	1						4	2			
豊島区	7	5	2							5	2		
北区	12	10	2						9	1		2	
荒川区	11	11							7	4			
板橋区	10	10							1	6	3		
練馬区	21	20	1						14	5	2		
足立区	17	17							11	2	3	1	
葛飾区	12	11	1						10	1	1		
市 部 計	62	56	4	1	1			1	23	20	18		
八王子市	2	2									2		
立川市	4	4								4			
武蔵野市	8	6	2						6	2			
町田市	10	9	1					1		6	3		
小平市	2	2								2			
狛江市	8	8							8				
東大和市	7	7							3	4			
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1			1					1				
稲城市	3	3							3				
西東京市	11	9	1		1				2	1	8		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	209	144	58		5	2		29	102	25	13	39	1
区 部 計	12	12						1	4	2	1	4	
千代田区	1	1							1				
品川区	1	1						1					
板橋区	1	1										1	
練馬区	9	9							3	2	1	3	
市 部 計	197	132	58		5	2		28	98	23	12	35	1
八王子市	44	25	16		2	1		6	19	4	8	7	
武蔵野市	34	24	9		1			1	18	3		12	
府中市	24	16	7		1			2	16	6			
町田市	18	10	7			1			14	1	1	1	1
小金井市	6	5	1						3	3			
日野市	14	11	3					4	8		1	1	
東大和市	19	19						14	3			2	
清瀬市	2		2						2				
多摩市	7	4	3					1	1	1	1	3	
稲城市	8	6	2						3	5			
西東京市	21	12	8		1				11		1	9	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	85,925	85,402	72,642	69,765	2,877	50,557	49,180	1,377
区部計	59,501	56,372	50,205	48,698	1,507	34,731	34,115	616
千代田区	246	246	91	70	21	38	29	9
台東区	486	486	444	444		420	420	
墨田区	2,827	2,827	1,810	1,804	6	1,076	1,069	7
品川区	4,296	4,296	3,014	2,831	183	2,051	1,917	134
目黒区	3,406	3,406	2,264	2,264		1,488	1,488	
大田区	3,235	3,235	2,548	2,480	68	1,757	1,744	13
世田谷区	25,942	26,268	19,001	18,209	792	13,891	13,587	304
中野区	285	285	151	113	38	75	59	16
杉並区	1,971	2,199	1,674	1,578	96	983	965	18
豊島区	2,314	2,983	2,490	2,490		1,538	1,538	
北区	2,993		3,265	3,265		2,093	2,093	
荒川区	1,329		1,570	1,549	21	1,046	1,038	8
板橋区	3,175	3,175	1,845	1,808	37	1,057	1,037	20
練馬区			3,508	3,350	158	2,785	2,732	53
足立区	4,302	4,272	3,904	3,817	87	2,157	2,123	34
葛飾区	2,694	2,694	2,626	2,626		2,276	2,276	
市部計	26,424	29,030	22,437	21,067	1,370	15,826	15,065	761
八王子市	297	297	175	145	30	110	110	
立川市	940	940	1,072	1,041	31	759	738	21
武蔵野市	3,548	5,733	4,827	4,753	74	2,876	2,841	35
町田市	1,653	1,925	2,744	2,068	676	2,399	1,886	513
小平市	560	560	580	580		136	136	
狛江市	7,445	7,594	4,943	4,768	175	4,031	3,944	87
東大和市	4,481	4,481	3,550	3,530	20	2,045	2,026	19
清瀬市	231	231	131	131		112	112	
東久留米市	1,924	1,924	1,311	1,304	7	1,080	1,076	4
多摩市	677	677	247	69	178	34	23	11
稲城市	2,148	2,148	1,133	977	156	950	890	60
西東京市	2,520	2,520	1,724	1,701	23	1,294	1,283	11

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	113,125	144,011	109,343	100,904	8,439	66,081	62,255	3,826
区部計	5,508	5,508	4,142	4,099	43	3,094	3,055	39
千代田区	85	85	60	60		60	60	
品川区	239	239	82	44	38	73	38	35
板橋区			31	31		9	9	
練馬区	5,184	5,184	3,969	3,964	5	2,952	2,948	4
市部計	107,617	138,503	105,201	96,805	8,396	62,987	59,200	3,787
八王子市	25,630	34,804	23,235	20,418	2,817	12,998	11,949	1,049
武蔵野市	20,470	29,015	22,764	22,314	450	13,041	12,856	185
府中市	11,438	14,953	10,539	9,993	546	6,918	6,624	294
町田市	10,007	10,728	10,648	8,073	2,575	9,192	7,778	1,414
小金井市	5,306	6,015	4,048	3,853	195	2,646	2,559	87
日野市	3,997	5,532	3,697	3,303	394	1,956	1,842	114
東大和市	5,742	5,703	4,318	4,211	107	2,627	2,566	61
清瀬市	924	2,297	1,799	1,752	47	1,014	984	30
多摩市	4,476	5,677	4,117	3,672	445	1,869	1,666	203
稲城市	5,379	6,176	3,896	3,452	444	2,643	2,389	254
西東京市	14,247	17,603	16,140	15,764	376	8,083	7,987	96

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	1,082	1,011	42	2	24	2	1	39	16	24	23	944	36
区部計	723	675	31	1	15	1		25	10	20	11	621	36
千代田区	1			1								1	
中央区	17	15			2			12				5	
港区	14	14						7	2	3	1	1	
文京区	5	5										5	
台東区	3	2			1							3	
墨田区	5	5								1	1	3	
江東区	4	4						3	1				
品川区	18	17	1							6	4	8	
目黒区	11	9			2							11	
大田区	11	9			2							11	
世田谷区	63	55	5		2	1				2	1	60	
中野区	28	25	2		1								28
杉並区	53	52			1					5		48	
豊島区	15	13	1		1				1			14	
北区	13	13								1		4	8
荒川区	26	25			1			2				24	
板橋区	52	51	1								3	49	
練馬区	48	46	2									48	
足立区	185	168	16		1			1	5	1	1	177	
葛飾区	151	147	3		1				1	1		149	
市部計	359	336	11	1	9	1	1	14	6	4	12	323	
八王子市	50	50						10	2	1	6	31	
立川市	21	21									1	20	
武蔵野市	35	27	3	1	3		1					35	
三鷹市	4	4									2	2	
町田市	39	36	2		1				2			37	
小金井市	6	6										6	
小平市	47	47									2	45	
日野市	23	20	2			1						23	
東村山市	36	34	2						2			34	
国分寺市	1	1						1					
福生市	10	10										10	
狛江市	6	6						3				3	
東大和市	6	6										6	
清瀬市	15	14			1							15	
東久留米市	8	8										8	
稲城市	9	7			2					3		6	
西東京市	43	39	2		2						1	42	

(才) その他

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	7	5	1	1					1			6	
区部計	7	5	1	1					1			6	
文京区	2	1		1								2	
杉並区	3	3							1			2	
足立区	1		1									1	
葛飾区	1	1										1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	126,975	126,157	143,652	139,108	4,544	92,033	90,137	1,896
区部計	75,373	74,043	88,402	86,531	1,871	57,123	56,395	728
千代田区	1,242	1,242	700	700		78	78	
中央区	1,325	1,325	832	794	38	283	283	
港区	2,135	2,135	1,281	1,241	40	864	835	29
文京区	880	880	755	755		489	489	
台東区	3,102	1,250	782	707	75	592	576	16
墨田区	42	42	182	151	31	152	129	23
江東区	1,013	1,013	616	616		405	405	
品川区	1,101	1,101	2,342	2,115	227	1,388	1,269	119
目黒区	893	893	827	805	22	502	501	1
大田区	1,961	1,961	1,934	1,896	38	1,487	1,476	11
世田谷区	11,810	11,820	10,107	9,990	117	7,101	7,075	26
中野区	4,128	4,128	2,676	2,648	28	1,749	1,735	14
杉並区	6,400	6,359	7,569	7,450	119	5,306	5,279	27
豊島区	803	803	1,303	1,285	18	695	693	2
北区	880		1,538	1,496	42	1,152	1,137	15
荒川区	1,616		2,353	2,301	52	1,393	1,377	16
板橋区	1,455	1,625	6,293	6,144	149	3,135	3,080	55
練馬区			8,354	8,177	177	5,965	5,905	60
足立区	24,202	27,309	26,061	25,629	432	16,814	16,593	221
葛飾区	10,386	10,158	11,897	11,631	266	7,573	7,480	93
市部計	51,601	52,114	55,250	52,577	2,673	34,910	33,742	1,168
八王子市	8,975	8,975	4,638	4,169	469	2,793	2,656	137
立川市			4,738	4,611	127	1,965	1,908	57
武蔵野市	3,545	3,545	5,981	5,825	156	2,512	2,447	65
三鷹市	1,057	1,057	838	831	7	575	569	6
町田市	3,172	3,943	5,709	4,972	737	4,651	4,114	537
小金井市	3,202	3,202	2,592	2,544	48	2,353	2,313	40
小平市	9,297	9,297	7,091	6,921	170	4,449	4,400	49
日野市	5,087	4,659	4,092	3,850	242	2,619	2,574	45
東村山市			6,014	5,793	221	4,554	4,494	60
国分寺市	965	965	382	300	82			
福生市	2,591	2,591	1,655	1,593	62	521	509	12
狛江市	929	929	712	706	6	530	525	5
東大和市	572	572	377	332	45	270	263	7
清瀬市	2,547	2,547	2,056	1,999	57	1,323	1,300	23
東久留米市	1,926	1,926	1,197	1,155	42	1,046	1,018	28
稲城市	639	639	1,169	1,118	51	858	819	39
西東京市	7,098	7,268	6,009	5,858	151	3,891	3,833	58

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	2,563	2,563	2,002	1,825	177	1,092	1,016	76
区部計	2,563	2,563	2,002	1,825	177	1,092	1,016	76
文京区	86	86	190	190		82	82	
杉並区	203	203	178	127	51	95	74	21
足立区	2,154	2,154	1,495	1,369	126	835	780	55
葛飾区	120	120	139	139		80	80	

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等

	設置数			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	2,876	1,332	1,544	1,502	1,159	215	603	905	1,368
区部計	1,898	972	926	1,066	736	96	377	511	1,010
千代田区	34	31	3	32		2	1		33
中央区	44	27	17	36	8		10	15	19
港区	30	16	14	24	5	1	11	1	18
新宿区	60	60		49	9	2	1	59	
文京区	38	31	7	27	11		2	10	26
台東区	33	29	4	24	6	3	12	21	
墨田区	55	35	20	48	6	1	3		52
江東区	54	50	4	44	10		19	32	3
品川区	54	26	28	50	4		13	23	18
目黒区	49	26	23	32	15	2	10	18	21
大田区	96	78	18	58	31	7	32	17	47
世田谷区	160	56	104	90	60	10	35	31	94
渋谷区	52	52		29	10	13		52	
中野区	57	27	30	28	24	5	22	8	27
杉並区	109	47	62	35	70	4	34	18	57
豊島区	63	41	22	28	27	8	18	27	18
北区	69	44	25	30	35	4	18	15	36
荒川区	55	18	37	49	6		7	1	47
板橋区	134	71	63	74	55	5	19	13	102
練馬区	152	74	78	63	81	8	1	85	66
足立区	255	52	203	118	129	8	51	28	176
葛飾区	205	41	164	78	115	12	34	21	150
江戸川区	40	40		20	19	1	24	16	
市部計	972	354	618	430	423	119	225	393	354
八王子市	112	16	96	68	36	8	27	25	60
立川市	63	38	25	42	18	3	12	36	15
武蔵野市	77		77	4	50	23	20	25	32
三鷹市	28	24	4	3	15	10	12	14	2
青梅市	12	12		9	1	2	3	6	3
府中市	47	23	24	18	20	9	16	31	
昭島市	18	18		9	9		11	7	
調布市	41	41		16	21	4	10	31	
町田市	80	13	67	46	26	8	21	58	1
小金井市	21	9	12	3	12	6	10	2	9
小平市	73	24	49	30	36	7	14	13	46
日野市	75	38	37	28	26	21	13	13	49
東村山市	57	21	36	26	28	3	9	17	31
国分寺市	10	9	1	4	6		5	4	1
国立市	15	15		5	8	2	1	14	
福生市	18	8	10	12	6		3	5	10
狛江市	16	2	14	9	4	3	2	7	7
東大和市	32		32	23	9		4	28	
清瀬市	22	4	18	19	3		8		14
東久留米市	19	6	13	5	13	1	1	17	1
武蔵村山市	0								
多摩市	13	5	8	4	8	1	7	5	1
稲城市	20		20	8	12		5	3	12
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	13	13		11	2				13
西東京市	78	3	75	28	44	6	11	20	47
町村部計	6	6		6			1	1	4
瑞穂町	2	2		2			1	1	
日の出町	0								
檜原村	0								
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数	61	117	475	540	178	49	135	1,819	272	41	8	2
区部計	4	113	315	364	94	24	24	1,269	178	4	5	1
千代田区		16			1			18				
中央区			3	19		5		35				
港区	2		16				2	16	10			
新宿区			16	2				56	1			
文京区				22				20				
台東区		11	5	9				8	12			
墨田区		24	1	3				30				
江東区		1	39	4				36	6			
品川区			5	24	3	2		22	26			
目黒区		8		15				34				
大田区		12	32	11			8	71				
世田谷区			34	20		1	3	107	33		1	
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	16	3	1	2		45	3			
杉並区	2		4	47			2	99	6			
豊島区		1	3	26	1	1	1	52	1			
北区		17	15	2				53	3			
荒川区		11		8	4		2	29	3		1	1
板橋区		4	11	36	4	5	3	103		1		
練馬区			35	25	6			134				
足立区			4	67	24	1	1	159	33	3	2	
葛飾区		1	33	18	47	4	2	84	16			
江戸川区			39		1			39				
市部計	57	4	160	174	84	25	107	548	94	37	3	1
八王子市			2	12	21	8	16	48	16	17		1
立川市			16	6			14	37				
武蔵野市			5	13	1			66	3	2		
鷹取市			3	11		1	2	15	1			
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15	1		17	27				
昭島市			9	6				10	3			
調布市	4		14	14		3	3	25				
町田市			23	5	13	5	1	35	28	3	1	
小金井市			6	6	1		2	11	1			
小平市		2	17	7	6		4	41	13	1		
日野市	13	1	20	16	7	1	13	32	7	2		
東村山市	3	1	4	8	12			29	5	4	2	
国分寺市			1	4	3			3	3			
国立市			10				1	9				
福生市				10				16				
狛江市	2			6			2	12				
大和市			12	9		1		10	8			
清瀬市			3	4	2			20	1			
東久留米市				5				15				
武蔵村山市												
多摩市			4		4	5		1	4	3		
稲城市			6	1				20				
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3			16	8	1		66	1			
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

ア 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(ア) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管理人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,332	726	476	130	413	635	284
区部計	972	580	333	59	319	453	200
千代田区	31	30		1			31
中央区	27	24	3		10	15	2
港区	16	13	3		11	1	4
新宿区	60	49	9	2	1	59	
文京区	31	21	10		2	8	21
台東区	29	20	6	3	11	18	
墨田区	35	29	5	1	3		32
江東区	50	41	9		18	32	
品川区	26	26			13	13	
目黒区	26	14	11	1	10	14	2
大田区	78	44	30	4	31	17	30
世田谷区	56	30	22	4	24	30	2
渋谷区	52	29	10	13		52	
中野区	27	15	10	2	19	8	
杉並区	47	14	32	1	32	15	
豊島区	41	21	14	6	15	25	1
北区	44	16	24	4	15	13	16
荒川区	18	16	2		4		14
板橋区	71	35	33	3	18	13	40
練馬区	74	29	40	5		74	
足立区	52	29	20	3	34	17	1
葛飾区	41	15	21	5	24	13	4
江戸川区	40	20	19	1	24	16	
市部計	354	140	143	71	93	181	80
八王子市	16	15	1				16
立川市	38	22	13	3	8	29	1
武蔵野市	0						
三鷹市	24	2	12	10	10	13	1
青梅市	12	9	1	2	3	6	3
府中市	23	9	6	8	5	18	
昭島市	18	9	9		11	7	
調布市	41	16	21	4	10	31	
町田市	13	8	2	3	4	8	1
小金井市	9	1	4	4	6		3
小平市	24	3	14	7	10	11	3
日野市	38	11	9	18	2	2	34
東村山市	21	7	11	3	7	11	3
国分寺市	9	4	5		5	4	
国立市	15	5	8	2	1	14	
福生市	8	6	2		3	5	
狛江市	2			2			2
大和市	0						
清瀬市	4	2	2		4		
東久留米市	6		5	1	1	5	
武蔵村山市	0						
多摩市	5		5		3	2	
稲城市	0						
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	13	11	2				13
西東京市	3		1	2		3	
町村部計	6	6			1	1	4
瑞穂町	2	2			1	1	
日の出町	0						
檜原村	0						
奥多摩町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数	61	117	393	349	30	19	131	746	97	11	2	0
区部計	4	113	293	276	7	13	20	611	78	0	1	0
千代田区		16						15				
中央区			2	19		5		18				
港区	2		13				2	3	10			
新宿区			16	2				56	1			
文京区				21				14				
台東区		11	4	9				6	10			
墨田区		24	1	3				10				
江東区		1	38	4				33	5			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		8		15				11				
大田区		12	31	9			8	53				
世田谷区			33	4			2	40				
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	16	2				19	2			
杉並区	2		4	41			2	45				
豊島区		1	2	24		1	1	30	1			
北区		17	15					30	1			
荒川区		11		4			2	5				
板橋区		4	10	36	1	3		49				
練馬区			31	24				60				
足立区			2	36			1	38	1			
葛飾区		1	29	3	1	1	2	18	1			
江戸川区			39		1			39				
市部計	57	4	100	71	23	6	107	133	19	11	1	
八王子市								16				
立川市			12	5				14	17			
武蔵野市												
三鷹市			3	9		1	2	13	1			
青梅市	7				5		7			5		
府中市				5			17	6				
昭島市			9	6				10	3			
調布市	4		14	14		3	3	25				
町田市			10		1	1	1	1	9			
小金井市			4	1			2	5				
小平市		2	16	1			4	15				
日野市	13	1	15	7	1		13	13				
東村山市	3	1	1	5	11			3	3	4	1	
国分寺市			1	4	3			3	2			
国立市			10				1	9				
福生市				8				7				
狛江市	2						2					
大和市												
清瀬市			3	1				4				
東久留米市				5				2				
武蔵村山市						1			1	2		
多摩市			2		2							
稲城市												
羽村市	12							12				
あきる野市	13							13				
西東京市	3											
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	246	166	74	6	29	49	168
区部計	184	129	50	5	18	18	148
千代田区	1	1					1
台東区	1	1				1	
墨田区	15	14	1				15
品川区	9	9				6	3
目黒区	12	10	1	1		4	8
大田区	7	7			1		6
世田谷区	41	21	19	1	8		33
中野区	2	1		1			2
杉並区	6	3	3				6
豊島区	7	4	3		2	2	3
北区	12	7	5		2	1	9
荒川区	11	11					11
板橋区	10	9	1		1		9
練馬区	21	10	11			1	20
足立区	17	12	3	2	4		13
葛飾区	12	9	3			3	9
市部計	62	37	24	1	11	31	20
八王子市	2	2					2
立川市	4	3	1				4
武蔵野市	8	2	5	1	3	2	3
町田市	10	7	3		4	6	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		2	6	
東大和市	7	6	1		1	6	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1					1
稲城市	3	2	1				3
西東京市	11	4	7			6	5

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	209	73	111	25	89	108	12
区部計	12	3	7	2		9	3
千代田区	1			1			1
品川区	1		1				1
板橋区	1	1					1
練馬区	9	2	6	1		9	
市部計	197	70	104	23	89	99	9
八王子市	44	22	22		23	19	2
武蔵野市	34	1	20	13	14	19	1
府中市	24	9	14	1	11	13	
町田市	18	11	6	1	9	9	
小金井市	6		4	2	3		3
日野市	14	6	6	2	6	6	2
東大和市	19	12	7		3	16	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	7	3	3	1	4	3	
稲城市	8	1	7		5	3	
西東京市	21	3	15	3	9	11	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			9	44	6	3	1	185	46	3		
区部計			3	34	2	1	1	139	39			
千代田区								1				
台東区								1				
墨田区								15				
品川区				6				5	4			
目黒区								12				
大田区			1	2				7				
世田谷区				16			1	18	20			
中野区					1	1						
杉並区					1			3	3			
豊島区			1	2				7				
北区				2				11	1			
荒川区								8	3			
板橋区			1		1			10				
練馬区					1			21				
足立区					4			12	4			
葛飾区								8	4			
市部計			6	10	4	2		46	7	3		
八王子市								1		1		
立川市			2					2				
武蔵野市			2					8				
町田市			1	4	3	1		5	3			
小平市						1		1		1		
狛江市				5				7				
東大和市			1	1				2	4			
清瀬市								1				
東久留米市								5				
多摩市						1				1		
稲城市								3				
西東京市								11				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			46	65	39	12		110	30	16	1	
区部計			4					11				
千代田区								1				
品川区								1				
板橋区								1				
練馬区			4					8				
市部計			42	65	39	12		99	30	16	1	
八王子市			1	10	20	8		10	9	13		
武蔵野市			3	12	1			28				
府中市			5	10	1			21				
町田市			9	1	6	1			12	2	1	
小金井市			2	2	1			2	1			
日野市			3	7	2			7	3	1		
東大和市			11	6				4	2			
清瀬市				2				2				
多摩市			2		2	3		1	3			
稲城市			6	1				8				
西東京市				14	6			16				

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,082	534	494	54	71	109	902
区部計	723	351	342	30	39	27	657
千代田区	1	1			1		
中央区	17	12	5				17
港区	14	11	2	1			14
文京区	5	4	1				5
台東区	3	3			1	2	
墨田区	5	5					5
江東区	4	3	1		1		3
品川区	18	15	3			4	14
目黒区	11	8	3				11
大田区	11	7	1	3			11
世田谷区	63	39	19	5	3	1	59
中野区	28	12	14	2	3		25
杉並区	53	18	32	3	2	1	50
豊島区	15	3	10	2	1		14
北区	13	7	6		1	1	11
荒川区	26	22	4		3	1	22
板橋区	52	29	21	2			52
練馬区	48	22	24	2	1	1	46
足立区	185	76	106	3	12	11	162
葛飾区	151	54	90	7	10	5	136
市部計	359	183	152	24	32	82	245
八王子市	50	29	13	8	4	6	40
立川市	21	17	4		4	7	10
武蔵野市	35	1	25	9	3	4	28
三鷹市	4	1	3		2	1	1
町田市	39	20	15	4	4	35	
小金井市	6	2	4		1	2	3
小平市	47	26	21		3	2	42
日野市	23	11	11	1	5	5	13
東村山市	36	19	17		2	6	28
国分寺市	1		1				1
福生市	10	6	4				10
狛江市	6	4	1	1		1	5
東大和市	6	5	1			6	
清瀬市	15	14	1		2		13
東久留米市	8	2	6			7	1
稲城市	9	5	4				9
西東京市	43	21	21	1	2		41

(才) その他

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	7	3	4		1	4	2
区部計	7	3	4		1	4	2
文京区	2	2				2	
杉並区	3		3			2	1
足立区	1	1			1		
葛飾区	1		1				1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			27	81	101	15	3	772	99	11	5	2
区部計			15	53	83	10	3	502	61	4	4	1
千代田区					1			1				
中央区			1					17				
港区			3					13				
文京区				1				4				
台東区			1					1	2			
墨田区								5				
江東区			1					3	1			
品川区			2	1	1	2		16	1			
目黒区								11				
大田区								11				
世田谷区			1			1		49	13		1	
中野区				1		1		26	1			
杉並区				4				48	3			
豊島区					1			15				
北区								12	1			
荒川区				4	4			16			1	1
板橋区					2	2	3	43		1		
練馬区					6			45				
足立区			2	27	23	1		108	28	3	2	
葛飾区			4	15	45	3		58	11			
市部計			12	28	18	5		270	38	7	1	1
八王子市			1	2	1			37	7	3		1
立川市			2	1				18				
武蔵野市				1				30	3	2		
三鷹市				2				2				
町田市			3		3	2		29	4	1		
小金井市				3				4				
小平市			1	6	5			25	13			
日野市			2	2	4	1		12	4	1		
東村山市			3	3	1			26	2		1	
国分寺市									1			
福生市				2				9				
狛江市				1				5				
東大和市				2		1		4	2			
清瀬市				1	2			13	1			
東久留米市								8				
稲城市								9				
西東京市				2	2	1		39	1			

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数				1	2			6				
区部計				1	2			6				
文京区								2				
杉並区				1				3				
足立区					1			1				
葛飾区					1							

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

令和5年8月末現在

・設置主体、運営主体は以下のとおり。
 1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルートの説明
千代田区	千代田区コミュニティサイクル事業	九段下駅、秋葉原駅、大手町駅、東京駅、飯田橋駅など区内全域	1	5	平成26年10月	852	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動加入	説明あり
中央区	中央区コミュニティサイクル事業	新富町駅、小伝馬町駅、八丁堀駅など区内全域	1	5	平成27年10月	700	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動加入	説明あり
港区	港区自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など区内全域	5	5	平成26年10月	1,710	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降165円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月(最初の30分:0円※以降165円/30分) 法人向けプラン ・法人月額 2,200円/月(最初の30分:0円※以降165円/30分) ・法人定額 4,400円/月(最初の4時間:0円※以降165円/30分)	自動加入	説明なし
新宿区	新宿区自転車シェアリング	新宿三丁目駅、飯田橋駅、四谷駅など区内全域	1	5	平成28年10月	1,305	【税込】 ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降165円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月(最初の30分:0円※以降30分165円)	自動加入	説明あり
文京区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	50	500円/回	自動加入	説明なし
	文京区自転車シェアリング事業	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、茗荷谷駅、水駅など区内全域	1	5	平成29年1月	800	【税込】 ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降165円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月(最初の30分:0円※以降30分165円)	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	白山駅、水道橋駅、飯田橋駅、茗荷谷駅、千石駅、江戸川橋駅など	5	5	令和5年3月	51	基本料金0円 最初の30分130円/回 延長料金100円(15分を超えるごとに発生) 最大料金2時間まで1,800円	自動加入	説明あり
	LUUP	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、茗荷谷駅など区内全域	5	5	令和5年3月	520	200円/30分 ライトプラン500円/月(1回利用につき100円引き) プレミアムプラン3,000円/月(最初の30分:0円)	自動加入	説明あり
台東区	台東区レンタサイクル						休止中		
	ヒューリック浅草橋ビル駐輪場レンタサイクル	浅草橋駅	5	5	平成25年2月	50	400円/日、3,500円/月	自動加入	説明あり
	台東区タウンサイクル事業実証実験(HELLO CYCLING)	仲御徒町駅、つくばエクスプレス浅草駅など区内全域	5	5	平成30年4月	505	130円/30分、1,800円/12時間	自動加入	説明あり
	台東区タウンサイクル事業実証実験(ChariChari)		5	5	令和5年7月	115	ベーシック:6円/1分、電動アシスト:15円/1分	自動加入	説明あり
墨田区	エクストレモ	錦糸町駅	5	5	平成16年	5	1日(初日)3,200円、1日(2日目以降)1,300円、1週間9,500円	自動加入	説明あり
	シェアサイクルコギコギ	両国駅	5	5	平成24年7月	100	半日2,310円、24時間2,640円、48時間3,960円(税込)	自動加入	説明あり
	エスシテイ	両国駅、錦糸町駅	5	5	平成22年2月	15	1時間110円から1日最大530円 ※一部、1回500円の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
	チャリチャリ	押上駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、菊川駅、東武曳舟駅、とうきょうスカイツリー駅	5	5	令和2年度	169	ベーシック1分6円、電動アシスト1分15円	任意加入	説明あり
	HELLO=CYCLING	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、菊川駅、とうきょうスカイツリー駅、東あずま駅	1	5	平成30年度	467	30分160円、30分経過後15分あたり100円 12時間あたり1,800円	自動加入	説明あり
	ドコモ・バイクシェア	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、東向島駅、八広駅	1	5	令和4年度	239	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降165円/30分) ・一日プラン 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月(最初の30分:0円※以降30分165円) 法人向けプラン ・法人月額 2,200円/月(最初の30分:0円※以降30分165円) ・法人プレミア 4,400円/月(最初の30分:0円※以降30分165円)	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
江東区	江東区コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京テレポート駅・亀戸駅・清澄白河駅・門前仲町駅・東陽町駅など区内全域	1	5	平成24年11月	1,650	個人向けプラン ・一回会員 (税込) 基本料0円/月 (最初の30分:165円/回※以降165円/30分) ・月額会員 (税込) 基本料3,300円/月 (最初の30分:0円/回※以降165円/30分) ・一日パス (税込) 基本料1,650円/1日分 法人向けプラン ・法人プレミアム会員 (税込) 基本料4,400円/月 (最初の4時間:0円※以降165円/30分) ・法人月額会員 (税込) 基本料2,200円/月 (最初の30分:0円※以降165円/30分)	自動加入	説明あり
品川区	品川区シェアサイクル事業	大井町駅、大崎駅、天王洲アイル駅、品川シーサイド駅、鮫洲駅など区内全域	1	5	平成29年10月	720	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円 (最初の30分:165円/回。※以降165円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月 (最初の30分:0円※以降30分165円) 法人向けプラン ・法人月額 2,200円/月 (最初の30分:0円以降30分165円) ・法人定額 4,400円/月 (最初の4時間:0円以降30分165円)	自動加入	説明あり
目黒区	目黒区自転車シェアリング事業	中目黒駅、駒場東大前駅、池尻大橋駅など区内全域	1	5	平成31年1月	475	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動加入	説明あり
大田区	大田区コミュニティサイクル事業	蒲田駅、京急蒲田駅、大森駅、池上駅など	1	5	平成29年3月	450	・一回会員 最初の30分:165円/回 (30分超過した場合:165円/30分) ・月額会員 基本料:3,300円/月 最初の30分:0円/回 (30分超過した場合:165円/30分) ・一日パス <無人登録機購入>基本料:1,650円/1日 <有人窓口購入>基本料:1,650円/1日 +専用ICカード発行料:550円 ・法人月額会員 2,200円/月 (30分超過した場合:165円/30分) +専用ICカード発行料:1,100円 ・法人定額会員 4,400円/月 (4時間を超過した場合:165円/30分) +専用ICカード発行料:1,100円 ※全て税込表示	自動加入	説明あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	222	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	37	軽快車 200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	164	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	211	軽快車 200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	297	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	187	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	37	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING (実証実験)	成城学園前駅、二子玉川駅、千歳鳥山駅など区内全域	5	5	令和2年4月	155	30分130円～、1,800円/12時間	自動加入	説明あり
ドコモ・バイクシェア (実証実験)	世田谷駅、松陰神社前駅、東松原駅、三軒茶屋駅	1	5	令和5年6月	33	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動加入	説明あり	
渋谷区	渋谷区コミュニティサイクル事業	渋谷駅、恵比寿駅、代々木駅など区内全域	1	5	平成29年10月	737	165円/回、1,500円/日、1,650円/月、3,300円/月	自動加入	説明あり
中野区	中野区シェアサイクル	中野駅、東中野駅、中野坂上駅、新中野駅など区内全域	1	5	令和2年7月	397	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動加入	説明あり
杉並区	HELLO=CYCLING (杉並区シェアサイクル事業)	区内全域	1	5	令和3年12月	210	利用開始30分まで130円 (延長15分ごとに100円) 上限12時間1,800円	自動加入	説明あり
	ドコモ・バイクシェア (杉並区シェアサイクル事業)	区内全域	1	5	令和4年2月	153	1回会員:30分につき165円 (30分超過ごとに165円加算) 月額会員:月額3,300円 (1回30分まで無料。30分超過ごとに165円加算) 1日パス:1,650円 (有人窓口で購入するとさらにカード代550円)	自動加入	説明あり
	LUUP (杉並区シェアサイクル事業)	区内全域	1	5	令和4年7月	600	基本料金:50円+1分につき15円	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
豊島区	HELLO=CYCLING	区内全域	5	5	豊島区として直接関与していないため開始時期不明	247	100円/15分 1,800円/12時間	自動加入	説明なし
北区	HELLO=CYCLING	赤羽駅	5	5	平成29年11月	5	15分60円 1日/1000円(24時間) 最大3日までそれ以降15分60円	自動加入	説明なし
荒川区	荒川区シェアサイクル	町屋駅、日暮里駅、西日暮里駅、南千住駅など区内全域	1, 5	5	令和元年8月	439	130円/30分 1,800円/12時間上限	自動加入	説明あり
板橋区	板橋区シェアサイクリング実証実験	区内全域	1, 5	5	令和元年10年	680	130円/30分、延長100円/15分 12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
練馬区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	2,000円/月	自動加入	説明なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	2,000円/月	自動加入	説明なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	2,000円/月	自動加入	説明なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	2,000円/月	自動加入	説明なし
	練馬区シェアサイクル社会実験	区内全域	1	5	docomo bike share:平成29年10月 HELLO CYCLING:平成30年4月	372	docomo bike share:1回会員165円/30分(延長30分165円)、月額会員3,300円/1ヶ月 HELLO CYCLING:30分/130円(延長15分/100円)、12時間1,800円	自動加入	説明あり
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2,500円/月	自動加入	説明あり
	レンタサイクル	梅島駅	4	4	平成29年8月	10	400円/回(軽快車)、800円/回(電動アシスト付き) 3,500円/月	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING (足立区シェアサイクル事業実証実験)	北千住駅、西新井駅、竹ノ塚駅、綾瀬駅など区内主要駅	5	5	令和2年2月	1,214	130円/30分 延長15分ごと 100円 (12時間 1,800円)	自動加入	説明あり
葛飾区	HELLO=CYCLING、ダイチャリ (葛飾区シェアサイクル事業社会実験)	新小岩駅、金町駅など区内全域	1, 5	5	令和4年9月	200	利用開始30分130円、延長15分毎100円 上限料金12時間1800円	自動加入	説明あり
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		西葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		葛西臨海公園駅	1	1	平成21年9月	150	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		船堀駅	1	1	平成23年7月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		一之江駅	1	1	平成23年7月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		瑞江駅	1	1	平成25年4月	130	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		篠崎駅	1	1	平成25年4月	65	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		小岩駅	1	1	平成25年4月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		平井駅	1	1	平成25年4月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		東大島駅	1	1	平成25年4月	20	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし		
	江戸川区コミュニティサイクル (HELLO CYCLING)	小岩駅、京成小岩駅、篠崎駅、瑞江駅、一之江駅、葛西駅、西葛西駅など区域全域	5	5	令和2年4月	1,965	最初130円/30分 以後100円/15分、1,800円/12時間	自動加入	説明あり
八王子市	自転車のヒロセ	八王子駅	5	5	平成20年頃	12	一時利用350円/3h、700円/日 定期利用2,500円/6日 ※車種・時間による細かい料金設定あり	用意なし	説明あり
	八王子市シェアサイクル実証実験	市内全域	5	5	令和2年4月	1,295	130円/30分、1,800円/12時間	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

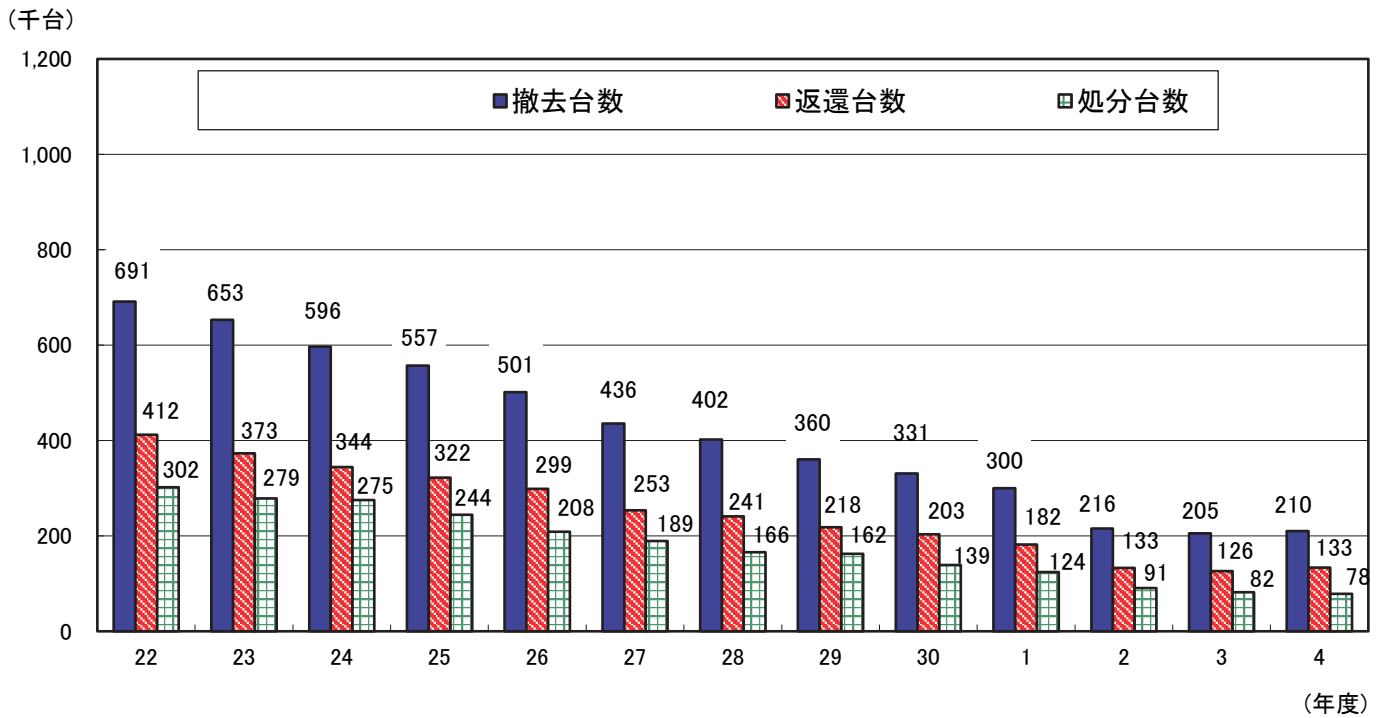
1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
立川市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	自動加入	説明あり
	T-BIKE	立川駅	6	6	平成29年8月	30	6時間500円、12時間800円、24時間1,100円	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	令和4年4月	275	30分130円(+15分/100円) 12時間/1800円	説明なし	説明あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	30	300円/日	任意加入	説明なし
	HELLO CYCLING	三鷹駅、三鷹台駅他市内全域	5	5	令和4年4月	165	通常自転車:30分130円(延長15分100円)、12時間1,800円 地域、車体によって別料金あり スポーツタイプ:30分300円(延長15分150円)、12時間2,000円	自動加入	説明あり
府中市	HELLO CYCLING	府中駅、分倍河原駅など市内全域	5	5	平成29年5月	742	130円/30分(延長15分毎100円)、1,800円/12時間	自動加入	説明なし
調布市	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	平成31年4月	739	初乗り30分まで130円、以降延長15分ごと100円、最大12時間1,800円	自動加入	説明あり
町田市	HELLO CYCLING	町田駅、鶴川駅、玉川学園前駅、相原駅、多摩境駅、南町田グランベリーパーク駅、つくし野駅、成瀬駅	5	5	令和4年3月	309	30分130円、以降15分ごとに100円 1,800円/日(12時間まで)	自動加入	説明あり
小金井市	HELLO CYCLING	武蔵小金井駅・東小金井駅など市内全域	5	5	令和4年2月	147	最初の30分130円 延長15分100円 12時間1,800円	自動加入	説明なし
小平市	レンタサイクル	花小金井駅	6	6	平成30年5月	6	無料(補償金1千円)	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	小平駅、花小金井駅、一橋学園駅、青梅街道駅、東大和市駅、小川駅、新小平駅、鷹の台駅	6	5	令和元年8月	82	15分100円、1,800円/日(12時間)	自動加入	説明あり
日野市	レンタサイクル サービス	高幡不動駅	3	3	平成29年9月	5	一時利用 200円/日 長期利用 1,500円/月、4,000円/3ヶ月、7,200円/6ヶ月	PL保険	説明なし
		豊田駅	3	3	平成29年9月	2	一時利用 200円/日 長期利用 1,000円/月、2,700円/3ヶ月、4,800円/6ヶ月	PL保険	説明なし
	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	令和5年5月	258	30分130円、以降15分ごとに100円、12時間最大1,800円	自動加入	説明なし
東村山市	レンタサイクル	東村山駅	6	6	平成27年6月	6	200円/1日	用意なし	説明なし
		久米川駅	6	6	平成27年6月	6	200円/1日	用意なし	説明なし
		秋津駅	6	6	平成29年6月	9	200円/1日	用意なし	説明なし
国分寺市	シェアサイクル ダイチャリ	国分寺駅 (ファミリーマート 国分寺南町三丁目店)	5	5	令和2年2月	4	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		西国分寺駅 (ファミリーマート 海田西国分寺店)	5	5	令和2年8月	5	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		恋ヶ窪駅 (ファミリーマート 国分寺府中街道店)	5	5	令和2年2月	8	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	国分寺駅 (cocobunji・駅北口交番向かいスペース)	5	5	令和3年10月	16	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		西国分寺駅 (西国ビル(西国分寺駅北口))	5	5	平成30年8月	6	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		国立駅 (ひかりプラザ)	5	5	平成30年12月	4	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
恋ヶ窪駅 (国分寺市役所)	5	5	平成30年11月	6	130円/30分、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり		
国立市	HELLO CYCLING	国立駅、谷保駅、矢川駅、市内全域	5	5	平成31年4月	300	利用開始30分まで130円、延長15分毎100円 12時間まで1,800円	自動加入	説明なし
福生市	HELLO CYCLING	拝島駅、牛浜駅、福生駅、熊川駅、市内全域	1	5	令和4年3月	141	100円/15分、1,800円/12時間 (最初の30分は130円)	自動加入	説明あり
狛江市	狛江市シェアサイクル事業実証実験	狛江駅、和泉多摩川駅	5	5	令和4年11月	48	最初の30分130円、以降15分毎100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
東大和市	サイクルショップサイトウ	上北台駅	5	5	平成28年5月	7	700円(軽快車)から3,500円(新車・試乗を兼ねる) 利用時間11:00~20:00	無	説明なし
	ポキート アポロ	武蔵大和駅	5	5	平成28年9月	10	電動アシスト付き・クロスバイク当日3,500円(前日まで予約で2,500円) 利用時間10:00~17:00	自動加入	説明あり
	ちよだサイクル	東大和市駅	5	5	令和元年頃	不明	1時間500円 軽快車・スポーツタイプ	無	説明なし
武蔵村山市	武蔵村山市シェアサイクル実証実験	市内全域(令和5年10月末現在で21拠点を設置)	1	5	令和4年11月	78	利用開始から30分/130円、30分経過後15分/100円、12時間1,800円	自動加入	説明なし
多摩市	レンタサイクル	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
稲城市	HELLO CYCLING	矢野口駅、稲城長沼駅、南多摩駅、若葉台駅、京王よみうりランド駅	5	5	平成30年9月	148	15分70円、12時間1,000円	自動加入	説明あり
羽村市	レンタサイクル	羽村駅	3	3	平成29年3月	5	3時間以内500円 3時間を越える場合1,000円	自動加入	説明あり
あきる野市	東京裏山ベース	武蔵五日市	5	5	平成28年4月	12	非電動:2,500円/日、電動:3,500円/日	自動加入	説明あり
西東京市	西武柳沢駅北口第一自転車駐車場レンタサイクル	西武柳沢駅	3	3	令和2年1月1日	10	利用時間6:30~20:00、200円/日・回	自動加入	説明なし
	HELLO CYCLING	ひばりヶ丘駅北口	5	5	不明	9	130円/30分まで(+100/15分) 1800円/12時間	自動加入	説明あり
		西武新宿線東伏見駅	5	5	不明	9	130円/30分まで(+100/15分) 1800円/12時間 ※電動300円/30分まで(+150/15分) 3000円/12時間	自動加入	説明あり
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	3	3	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き 400円/日	自動加入	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動加入	説明あり

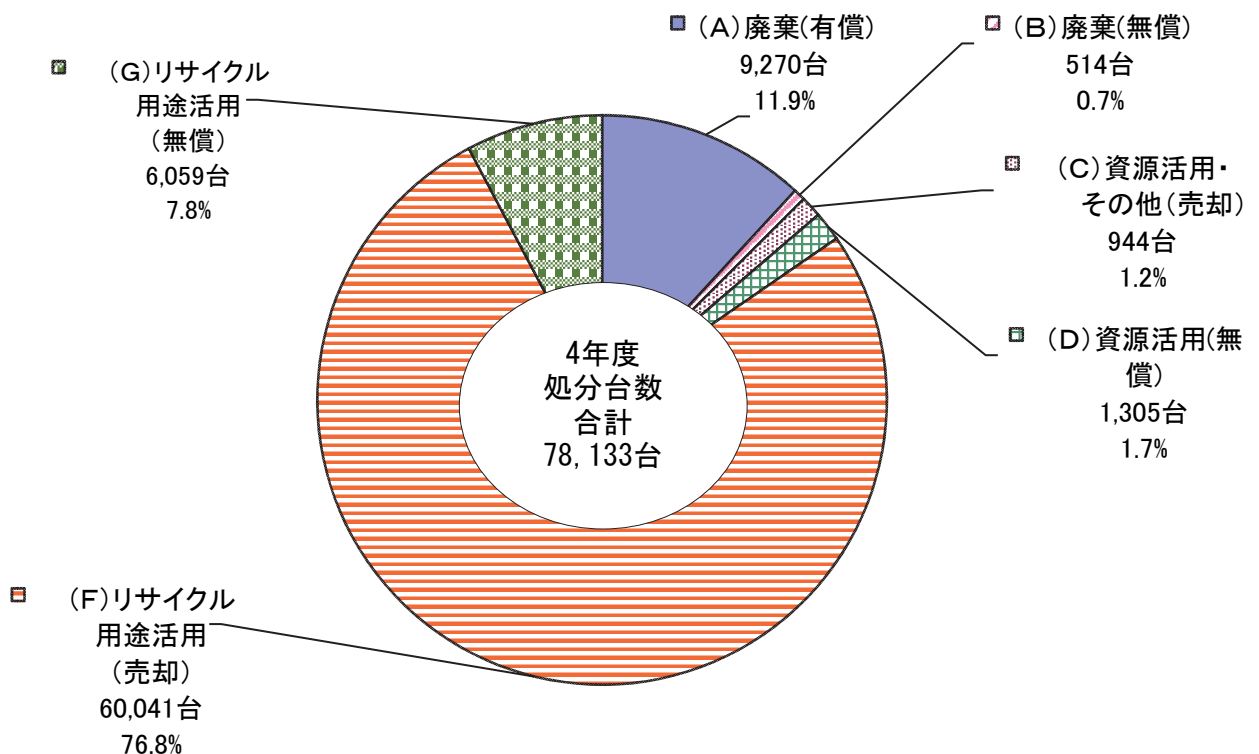
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少傾向にある。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和4年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和4年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	209,954	208,846	1,108	133,454	132,698	756	78,133	77,745	388	63.6%
区部計	188,046	187,258	788	121,712	121,202	510	67,749	67,451	298	64.7%
千代田区	2,210	2,193	17	1,347	1,334	13	1,143	1,115	28	61.0%
中央区	3,068	3,068	0	1,857	1,857	0	1,240	1,240	0	60.5%
港区	5,941	5,930	11	4,125	4,124	1	1,653	1,645	8	69.4%
新宿区	23,468	23,202	266	17,789	17,603	186	5,864	5,789	75	75.8%
文京区	3,634	3,634	0	2,832	2,832	0	853	853	0	77.9%
台東区	6,822	6,822	0	3,938	3,938	0	2,884	2,884	0	57.7%
墨田区	7,311	7,311	0	4,431	4,431	0	2,778	2,778	0	60.6%
江東区	7,109	7,072	37	3,801	3,789	12	3,023	3,005	18	53.5%
品川区	9,015	8,985	30	6,960	6,947	13	1,926	1,926	0	77.2%
目黒区	7,628	7,582	46	6,053	6,012	41	1,723	1,713	10	79.4%
大田区	12,395	12,343	52	8,427	8,381	46	3,957	3,953	4	68.0%
世田谷区	16,598	16,486	112	12,069	11,987	82	4,895	4,860	35	72.7%
渋谷区	5,949	5,930	19	4,013	4,004	9	2,370	2,354	16	67.5%
中野区	6,906	6,904	2	4,085	4,085	0	2,616	2,616	0	59.2%
杉並区	8,462	8,452	10	4,762	4,761	1	3,612	3,598	14	56.3%
豊島区	12,475	12,438	37	8,964	8,938	26	3,507	3,500	7	71.9%
北区	10,878	10,878	0	6,647	6,647	0	3,995	3,995	0	61.1%
荒川区	3,887	3,868	19	1,573	1,560	13	1,827	1,825	2	40.5%
板橋区	5,697	5,644	53	2,603	2,567	36	3,963	3,918	45	45.7%
練馬区	4,818	4,764	54	2,553	2,525	28	2,167	2,150	17	53.0%
足立区	5,621	5,598	23	2,331	2,328	3	2,899	2,880	19	41.5%
葛飾区	7,642	7,642	0	5,209	5,209	0	4,060	4,060	0	68.2%
江戸川区	10,512	10,512	0	5,343	5,343	0	4,794	4,794	0	50.8%
市部計	21,769	21,453	316	11,710	11,466	244	10,279	10,192	87	53.8%
八王子市	1,772	1,726	46	964	926	38	1,110	1,089	21	54.4%
立川市	1,482	1,467	15	672	661	11	808	806	2	45.3%
武蔵野市	1,682	1,667	15	1,022	1,008	14	695	695	0	60.8%
三鷹市	908	901	7	457	453	4	445	441	4	50.3%
青梅市	155	154	1	24	24	0	160	156	4	15.5%
府中市	1,716	1,716	0	836	836	0	503	503	0	48.7%
昭島市	553	545	8	223	217	6	326	323	3	40.3%
調布市	2,603	2,580	23	1,814	1,797	17	814	809	5	69.7%
町田市	1,232	1,153	79	564	503	61	776	760	16	45.8%
小金井市	1,045	1,037	8	680	674	6	342	341	1	65.1%
小平市	1,159	1,150	9	557	554	3	543	539	4	48.1%
日野市	941	926	15	515	509	6	560	547	13	54.7%
東村山市	583	577	6	211	210	1	367	367	0	36.2%
国分寺市	882	870	12	483	474	9	372	371	1	54.8%
国立市	600	600	0	358	358	0	242	242	0	59.7%
福生市	346	342	4	199	195	4	203	203	0	57.5%
狛江市	169	168	1	101	100	1	191	182	9	59.8%
東大和市	148	147	1	76	75	1	140	140	0	51.4%
清瀬市	232	228	4	79	75	4	148	148	0	34.1%
東久留米市	463	461	2	264	262	2	172	172	0	57.0%
武蔵村山市	21	21	0	1	1	0	0	0	0	4.8%
多摩市	901	858	43	667	626	41	200	200	0	74.0%
稲城市	155	155	0	67	67	0	72	72	0	43.2%
羽村市	555	555	0	203	203	0	368	368	0	36.6%
あきる野市	262	260	2	88	86	2	161.5	161.5	0	33.6%
西東京市	1,204	1,189	15	585	572	13	560	556	4	48.6%
町村部計	139	135	4	32	30	2	106	103	3	23.0%
瑞穂町	139	135	4	32	30	2	93	90	3	23.0%
日の出町	0	0	0	0	0	0	12.5	12.5	0	-
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

※ あきる野市と日の出町は、一部駅周辺における放置自転車等の処分に係る費用を両自治体が折半しているため、処分台数に小数点以下の端数が生じている。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	78,133	77,745	388	9,270	9,202	68	514	483	31
区部計	67,749	67,451	298	8,226	8,162	64	213	196	17
千代田区	1,143	1,115	28	1,104	1,076	28	0	0	0
中央区	1,240	1,240	0	718	718	0	0	0	0
港区	1,653	1,645	8	0	0	0	0	0	0
新宿区	5,864	5,789	75	0	0	0	0	0	0
文京区	853	853	0	0	0	0	0	0	0
台東区	2,884	2,884	0	373	373	0	0	0	0
墨田区	2,778	2,778	0	0	0	0	0	0	0
江東区	3,023	3,005	18	0	0	0	46	44	2
品川区	1,926	1,926	0	0	0	0	0	0	0
目黒区	1,723	1,713	10	0	0	0	0	0	0
大田区	3,957	3,953	4	905	901	4	0	0	0
世田谷区	4,895	4,860	35	0	0	0	0	0	0
渋谷区	2,370	2,354	16	0	0	0	160	152	8
中野区	2,616	2,616	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	3,612	3,598	14	1,053	1,039	14	0	0	0
豊島区	3,507	3,500	7	2,644	2,644	0	7	0	7
北区	3,995	3,995	0	1,096	1,096	0	0	0	0
荒川区	1,827	1,825	2	0	0	0	0	0	0
板橋区	3,963	3,918	45	298	280	18	0	0	0
練馬区	2,167	2,150	17	0	0	0	0	0	0
足立区	2,899	2,880	19	35	35	0	0	0	0
葛飾区	4,060	4,060	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	4,794	4,794	0	0	0	0	0	0	0
市部計	10,279	10,192	87	1,032	1,028	4	296	282	14
八王子市	1,110	1,089	21	0	0	0	0	0	0
立川市	808	806	2	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	695	695	0	375	375	0	0	0	0
三鷹市	445	441	4	0	0	0	0	0	0
青梅市	160	156	4	41	41	0	0	0	0
府中市	503	503	0	0	0	0	0	0	0
昭島市	326	323	3	0	0	0	4	1	3
調布市	814	809	5	0	0	0	112	110	2
町田市	776	760	16	0	0	0	0	0	0
小金井市	342	341	1	0	0	0	0	0	0
小平市	543	539	4	0	0	0	0	0	0
日野市	560	547	13	0	0	0	0	0	0
東村山市	367	367	0	0	0	0	0	0	0
国分寺市	372	371	1	0	0	0	0	0	0
国立市	242	242	0	0	0	0	5	5	0
福生市	203	203	0	0	0	0	0	0	0
狛江市	191	182	9	0	0	0	69	60	9
東大和市	140	140	0	0	0	0	0	0	0
清瀬市	148	148	0	45	45	0	0	0	0
東久留米市	172	172	0	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	200	200	0	0	0	0	106	106	0
稲城市	72	72	0	72	72	0	0	0	0
羽村市	368	368	0	0	0	0	0	0	0
あきる野市	161.5	161.5	0	63.5	63.5	0	0	0	0
西東京市	560	556	4	435	431	4	0	0	0
町村部計	106	103	3	13	13	0	5	5	0
瑞穂町	93	90	3	0	0	0	5	5	0
日の出町	12.5	12.5	0	12.5	12.5	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	<C> 資源活用・その他(売却)			<D> 資源活用(無償)			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	(F) 売却		
										計	自転車	原付
総数	944	926	18	1,305	1,294	11	66,100	65,840	260	60,041	59,781	260
区部計	173	171	2	1,173	1,163	10	57,964	57,759	205	53,310	53,105	205
千代田区	0	0	0	0	0	0	39	39	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	522	522	0	522	522	0
港区	0	0	0	0	0	0	1,653	1,645	8	1,426	1,418	8
新宿区	0	0	0	0	0	0	5,864	5,789	75	5,864	5,789	75
文京区	0	0	0	0	0	0	853	853	0	853	853	0
台東区	0	0	0	0	0	0	2,511	2,511	0	2,321	2,321	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	2,778	2,778	0	2,568	2,568	0
江東区	0	0	0	0	0	0	2,977	2,961	16	1,971	1,955	16
品川区	171	171	0	0	0	0	1,755	1,755	0	1,539	1,539	0
目黒区	0	0	0	123	113	10	1,600	1,600	0	1,600	1,600	0
大田区	0	0	0	0	0	0	3,052	3,052	0	2,872	2,872	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	4,895	4,860	35	4,629	4,594	35
渋谷区	0	0	0	0	0	0	2,210	2,202	8	2,210	2,202	8
中野区	0	0	0	1,050	1,050	0	1,566	1,566	0	1,566	1,566	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	2,559	2,559	0	1,786	1,786	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	856	856	0	750	750	0
北区	0	0	0	0	0	0	2,899	2,899	0	2,899	2,899	0
荒川区	2	0	2	0	0	0	1,825	1,825	0	1,654	1,654	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	3,665	3,638	27	3,488	3,461	27
練馬区	0	0	0	0	0	0	2,167	2,150	17	2,167	2,150	17
足立区	0	0	0	0	0	0	2,864	2,845	19	2,761	2,742	19
葛飾区	0	0	0	0	0	0	4,060	4,060	0	3,613	3,613	0
江戸川区	0	0	0	0	0	0	4,794	4,794	0	4,251	4,251	0
市部計	771	755	16	132	131	1	8,048	7,996	52	6,643	6,591	52
八王子市	0	0	0	0	0	0	1,110	1,089	21	1,110	1,089	21
立川市	0	0	0	0	0	0	808	806	2	554	552	2
武蔵野市	0	0	0	0	0	0	320	320	0	320	320	0
三鷹市	0	0	0	0	0	0	445	441	4	445	441	4
青梅市	0	0	0	0	0	0	119	115	4	119	115	4
府中市	267	267	0	0	0	0	236	236	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0	0	322	322	0	322	322	0
調布市	0	0	0	0	0	0	702	699	3	630	627	3
町田市	383	367	16	0	0	0	393	393	0	393	393	0
小金井市	0	0	0	132	131	1	210	210	0	210	210	0
小平市	0	0	0	0	0	0	543	539	4	433	429	4
日野市	0	0	0	0	0	0	560	547	13	560	547	13
東村山市	0	0	0	0	0	0	367	367	0	367	367	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	372	371	1	372	371	1
国立市	0	0	0	0	0	0	237	237	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0	0	203	203	0	196	196	0
狛江市	0	0	0	0	0	0	122	122	0	122	122	0
東大和市	121	121	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	103	103	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	172	172	0	75	75	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	0	0	0	0	0	0	94	94	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0	0	368	368	0	368	368	0
あきる野市	0	0	0	0	0	0	98	98	0	47	47	0
西東京市	0	0	0	0	0	0	125	125	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	88	85	3	88	85	3
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	88	85	3	88	85	3
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自転車				(I) 原付			
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	6,059	6,059	0	65,840	13,725	47,321	4,794	260	40	203	17
区部計	4,654	4,654	0	57,759	10,412	42,888	4,459	205	19	169	17
千代田区	39	39	0	39	39	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	522	522	0	0	0	0	0	0
港区	227	227	0	1,645	227	1,418	0	8	0	8	0
新宿区	0	0	0	5,789	0	5,789	0	75	0	75	0
文京区	0	0	0	853	0	853	0	0	0	0	0
台東区	190	190	0	2,511	190	2,321	0	0	0	0	0
墨田区	210	210	0	2,778	210	2,568	0	0	0	0	0
江東区	1,006	1,006	0	2,961	1,006	1,955	0	16	0	16	0
品川区	216	216	0	1,755	171	1,584	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	1,600	0	1,600	0	0	0	0	0
大田区	180	180	0	3,052	2,932	120	0	0	0	0	0
世田谷区	266	266	0	4,860	46	4,814	0	35	0	35	0
渋谷区	0	0	0	2,202	0	2,202	0	8	0	8	0
中野区	0	0	0	1,566	1,566	0	0	0	0	0	0
杉並区	773	773	0	2,559	773	1,786	0	0	0	0	0
豊島区	106	106	0	856	856	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	2,899	0	2,899	0	0	0	0	0
荒川区	171	171	0	1,825	171	1,654	0	0	0	0	0
板橋区	177	177	0	3,638	177	3,461	0	27	0	27	0
練馬区	0	0	0	2,150	0	0	2,150	17	0	0	17
足立区	103	103	0	2,845	536	0	2,309	19	19	0	0
葛飾区	447	447	0	4,060	447	3,613	0	0	0	0	0
江戸川区	543	543	0	4,794	543	4,251	0	0	0	0	0
市部計	1,405	1,405	0	7,996	3,301	4,360	335	52	21	31	0
八王子市	0	0	0	1,089	0	1,089	0	21	0	21	0
立川市	254	254	0	806	254	552	0	2	0	2	0
武蔵野市	0	0	0	320	0	320	0	0	0	0	0
三鷹市	0	0	0	441	441	0	0	4	4	0	0
青梅市	0	0	0	115	115	0	0	4	4	0	0
府中市	236	236	0	236	236	0	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	322	322	0	0	0	0	0	0
調布市	72	72	0	699	72	627	0	3	0	3	0
町田市	0	0	0	393	393	0	0	0	0	0	0
小金井市	0	0	0	210	0	210	0	0	0	0	0
小平市	110	110	0	539	235	304	0	4	0	4	0
日野市	0	0	0	547	547	0	0	13	13	0	0
東村山市	0	0	0	367	0	367	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	371	0	371	0	1	0	1	0
国立市	237	237	0	237	65	172	0	0	0	0	0
福生市	7	7	0	203	7	0	196	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	122	17	105	0	0	0	0	0
東大和市	19	19	0	19	19	0	0	0	0	0	0
清瀬市	103	103	0	103	103	0	0	0	0	0	0
東久留米市	97	97	0	172	75	0	97	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	94	94	0	94	94	0	0	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	368	125	243	0	0	0	0	0
あきる野市	51	51	0	98	56	0	42	0	0	0	0
西東京市	125	125	0	125	125	0	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	85	12	73	0	3	0	3	0
瑞穂町	0	0	0	85	12	73	0	3	0	3	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	<A> 自転車商組合、 自転車販売業者	 その他の 民間事業者	<C> 社会福祉法人、 シルバー人材センター等	<D> 一般住民	<E> その他
総数	13,725	5,190	4,540	3,797	0	198
区部計	10,412	3,739	3,233	3,258	0	182
千代田区	39	36	0	0	0	3
中央区	522	522	0	0	0	0
港区	227	0	0	227	0	0
新宿区	0	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0	0
台東区	190	0	0	190	0	0
墨田区	210	210	0	0	0	0
江東区	1,006	0	0	1,006	0	0
品川区	171	46	0	125	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0
大田区	2,932	389	2,483	0	0	60
世田谷区	46	0	0	46	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0	0
中野区	1,566	1,566	0	0	0	0
杉並区	773	0	0	773	0	0
豊島区	856	90	750	0	0	16
北区	0	0	0	0	0	0
荒川区	171	0	0	171	0	0
板橋区	177	0	0	177	0	0
練馬区	0	0	0	0	0	0
足立区	536	433	0	0	0	103
葛飾区	447	447	0	0	0	0
江戸川区	543	0	0	543	0	0
市部計	3,301	1,439	1,307	539	0	16
八王子市	0	0	0	0	0	0
立川市	254	0	0	254	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0
三鷹市	441	88	353	0	0	0
青梅市	115	115	0	0	0	0
府中市	236	236	0	0	0	0
昭島市	322	89	233	0	0	0
調布市	72	0	0	72	0	0
町田市	393	219	174	0	0	0
小金井市	0	0	0	0	0	0
小平市	235	125	0	110	0	0
日野市	547	0	547	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0
国立市	65	65	0	0	0	0
福生市	7	0	0	0	0	7
狛江市	17	17	0	0	0	0
東大和市	19	19	0	0	0	0
清瀬市	103	0	0	103	0	0
東久留米市	75	75	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多摩市	94	94	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0
羽村市	125	125	0	0	0	0
あきる野市	56	47	0	0	0	9
西東京市	125	125	0	0	0	0
町村部計	12	12	0	0	0	0
瑞穂町	12	12	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m ²)
総数	125	119,293	176,399
区部計	93	89,432	123,970
千代田区	3	1,653	1,526
中央区	2	1,450	3,379
港区	6	2,200	3,403
新宿区	3	5,900	5,901
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	5,000	5,372
江東区	2	5,399	7,726
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,635	4,900
大田区	4	3,000	5,269
世田谷区	7	5,450	11,200
渋谷区	4	2,280	2,921
中野区	4	2,390	2,590
杉並区	4	3,220	5,411
豊島区	4	2,160	3,194
北区	6	4,520	6,160
荒川区	3	1,750	2,573
板橋区	4	3,000	5,660
練馬区	4	7,700	10,812
足立区	5	5,660	6,674
葛飾区	5	4,679	6,113
江戸川区	6	6,000	7,544
市部計	31	29,761	52,349
八王子市	2	970	1,096
立川市	1	6,088	15,524
武蔵野市	1	1,200	3,367
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	2	1,830	1,830
昭島市	1	600	993
調布市	2	2,664	2,471
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	1	510	1,937
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	328	1,872
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	1,000	3,314
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	336	729
狛江市	1	750	1,365
東大和市	1	500	512
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	1,420	1,820
羽村市	2	380	1,000
あきる野市			
西東京市	2	1,100	1,866
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係	03-3264-2111(代) 内3721 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 交通課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5413 03-6278-8171(直)
港区	街づくり支援部 地域交通課 自転車交通担当	03-3578-2111(代) 内2203
新宿区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4675 03-5273-4144(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3009 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 地域交通課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6494 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 土木管理課 自転車対策係	03-3715-1111(代) 内3131 03-5722-9444(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当	03-5744-1111(代) 内3141 03-5744-1390(直)
世田谷区	土木部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内60-538 03-6432-7968(直)
渋谷区	土木部 交通政策課 交通政策係	03-3463-1211(代) 内7474 03-3463-1854(直)
中野区	都市基盤部 交通政策課 自転車対策係	03-3389-1111(代) 内5723 03-3228-5561(直)
杉並区	都市整備部 土木管理課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3454~7 03-5307-0735(直)
豊島区	都市整備部 土木管理課 放置自転車対策グループ	03-3981-1111(代) 内2689 03-3981-2169(直)
北区	土木部 土木管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2988 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 土木計画・交通安全課 交通安全係	03-3964-1111(代) 内2513 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内(自対)8319・(交施)8311 03-5984-1993・1996(直)
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2282 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 交通政策課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八 王 子 市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3479 042-620-7427(直)
立 川 市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2285 042-528-4360(直)
武 蔵 野 市	都市整備部 交通企画課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2734 0422-60-1860(直)
三 鷹 市	都市整備部 都市交通課 交通安全係	0422-45-1151(代) 内2883 0422-29-9709(直)
青 梅 市	市民安全部 交通政策課 管理係	0428-22-1111(代) 内2556
府 中 市	生活環境部 地域安全対策課	042-336-4111(代) 内2369 042-335-4069(直)
昭 島 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-544-5111(代) 内2508
調 布 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420~2(直)
町 田 市	道路部 道路管理課 適正利用推進係	042-722-3111(代) 内3842 042-724-3257(直)
小 金 井 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小 平 市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2622 042-346-9549(直)
日 野 市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322 042-514-8421(直)
東 村 山 市	まちづくり部 交通課 交通事業係	042-393-5111(代) 内3708
国 分 寺 市	建設環境部 交通対策課 交通対策担当	042-325-0111(代) 内363
国 立 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福 生 市	都市建設部 道路下水道課 管理・交通安全対策グループ	042-551-1511(代) 内2837 042-551-1969(直)
狛 江 市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521 03-3430-1314(直)
東 大 和 市	まちづくり部 道路交通課 交通対策係	042-563-2111(代) 内1256
清 瀬 市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内3223 042-497-2096(直)
東 久 留 米 市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740・2741 042-470-7764(直)
武 蔵 村 山 市	都市整備部 道路下水道課 維持補修係	042-565-1111(代) 内263
多 摩 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲 城 市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽 村 市	総務部 防災安全課 防犯・交通安全係	042-555-1111(代) 内215・216
あ き る 野 市	総務部 地域防災課 交通防犯係	042-558-1111(代) 内2345
西 東 京 市	まちづくり部 交通課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内22453~22455 042-438-4057(直)
瑞 穂 町	協働推進部 安全・安心課 安全係	042-557-0501(代) 内2620 042-557-7610(直)
日 の 出 町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511(代) 内332 042-588-5067(直)
檜 原 村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内216
奥 多 摩 町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内204 0428-83-2349(直)

区市町村	名称	協議会等														総合計画等			
		発足 (策定) 年月	令和4 年度開 催回数	構成員						協議対象事項				根拠		総合 計画の 策定	根拠		
				区市町村	国・都 道管理 者	警察署	鉄道事 業者	商店会	自転車 等利用 者	その他	放置禁 止区域 の設定	自転車 駐車の 整備	放置自 転車等 の撤去 ・処分	広報・ 啓発活 動	その他		自転車 法に基 づく条 例	知事あ て通達 による もの	その他
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
立川市	立川市自転車施策推進協議会	R2.10	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府中市	府中自転車対策審議会	S58.6	1			○	○		○	○				○					
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○	○			○	○	○		○			
国分寺市	国分寺市交通安全対策協議会	S41	3	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
国立市	国立市自転車対策審議会	H28.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
狛江市	狛江市自転車等駐車対策協議会	H9.10	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

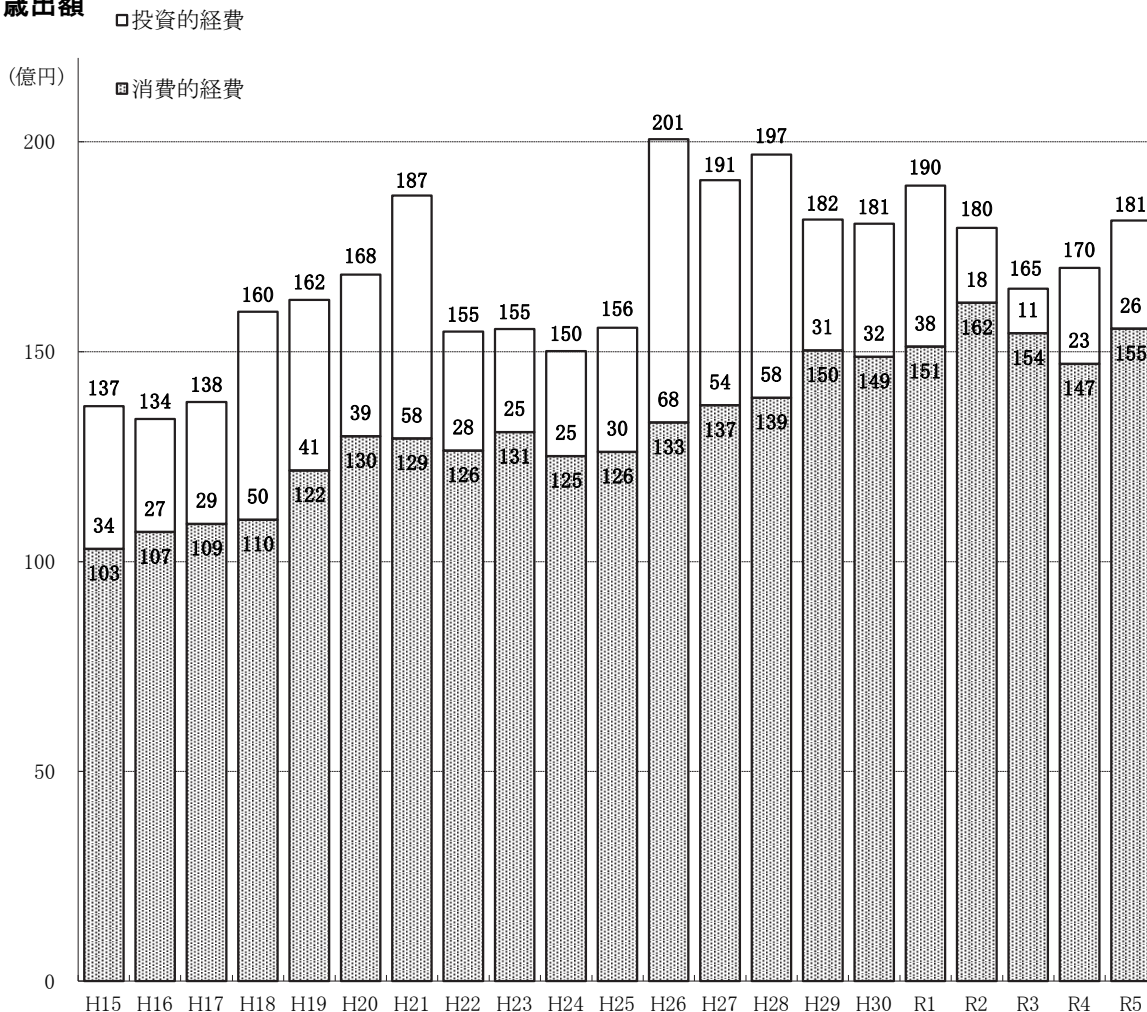
＜参考＞

都は、都内の駅前放置自転車の多くを占める都心6区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区)と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

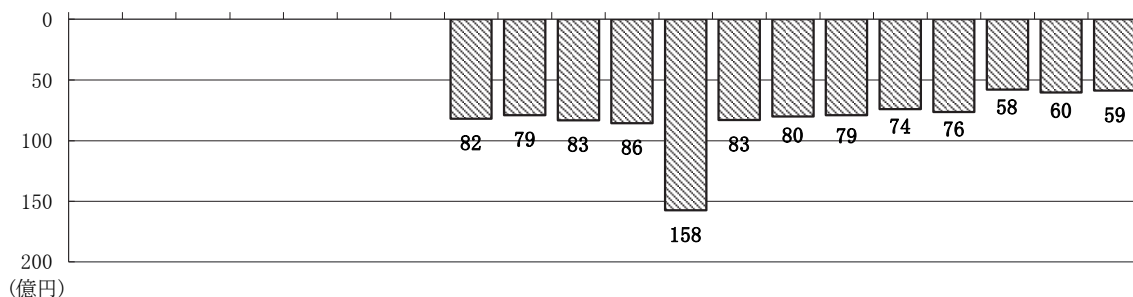
3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移

歳出額



歳入額



(注) ・令和4年度までは決算額、令和5年度は予算額

- ・歳入額は、平成24年度から調査を実施
- ・投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費
- ・消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

(単位：千円)

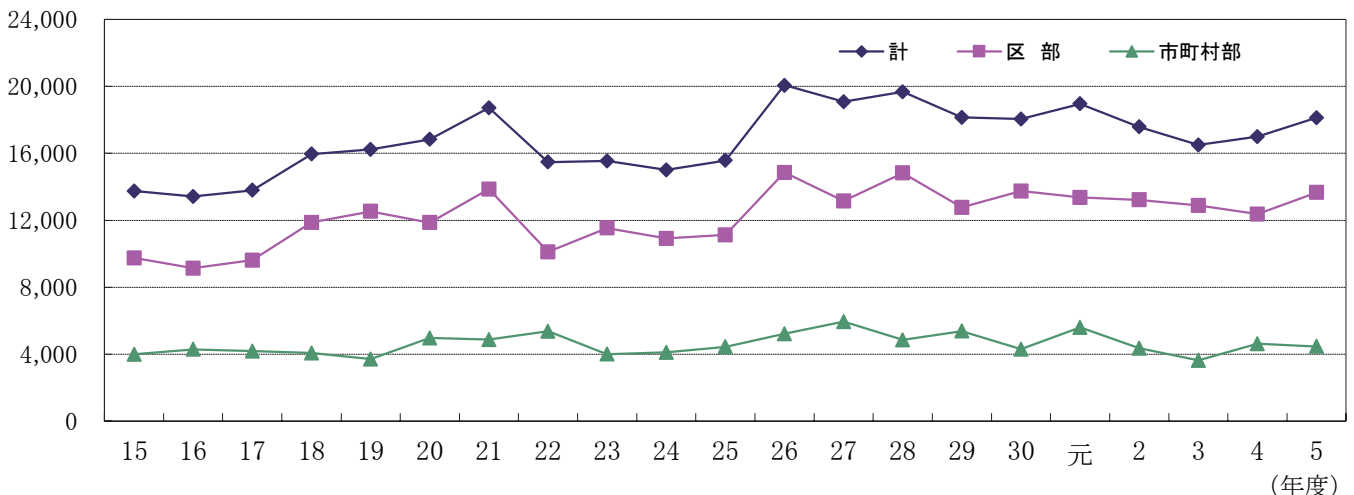
種別	地域	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自転車対策費 計	計	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	20,065,505	19,085,266
	区部	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	14,854,674	13,151,849
	市部	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,206,840	5,915,260
	町村部	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	3,991	18,157
(投資的経費) 自転車等駐車場整備費	計	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	6,756,523	5,361,957
	区部	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	5,207,835	3,121,054
	市部	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,548,688	2,237,987
	町村部	0	0	0	2,000	0	0	0	2,916
(消費的経費) 自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,308,982	13,723,309
	区部	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,646,839	10,030,795
	市部	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,658,152	3,677,273
	町村部	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	3,991	15,241

種別	地域	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自転車対策費 計	計	19,680,769	18,151,909	18,050,512	18,961,662	17,580,740	16,504,270	16,999,900	18,125,667
	区部	14,827,239	12,775,050	13,752,811	13,363,585	13,219,709	12,881,350	12,372,796	13,661,868
	市部	4,838,566	5,361,839	4,282,551	5,581,495	4,337,758	3,597,549	4,601,669	4,437,410
	町村部	14,964	15,020	15,150	16,582	23,273	25,371	25,435	26,389
(投資的経費) 自転車等駐車場整備費	計	5,761,003	3,121,259	3,173,611	3,843,218	1,912,813	1,064,303	2,290,225	2,580,871
	区部	4,414,666	1,899,346	2,589,071	2,042,586	1,230,786	891,597	1,050,254	1,799,921
	市部	1,346,337	1,221,913	584,540	1,800,632	682,027	172,706	1,239,971	780,950
	町村部	0	0	0	0	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	13,919,766	15,030,650	14,876,901	15,118,444	15,667,927	15,439,967	14,709,675	15,544,796
	区部	10,412,573	10,875,704	11,163,740	11,320,999	11,988,923	11,989,753	11,322,542	11,861,947
	市部	3,492,229	4,139,926	3,698,011	3,780,863	3,655,731	3,424,843	3,361,698	3,656,460
	町村部	14,964	15,020	15,150	16,582	23,273	25,371	25,435	26,389

(注) 令和4年度までは決算額、令和5年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】

(百万円)



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	令和5年度予算				令和4年度決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	18,125,667	2,580,871	15,544,796	5,881,934	16,999,900	2,290,225	14,709,675	6,038,183
区部計	13,661,868	1,799,921	11,861,947	4,575,021	12,372,796	1,050,254	11,322,542	4,721,804
千代田区	150,221	12,800	137,421	55,952	170,164	40,875	129,289	58,996
中央区	255,577	0	255,577	62,270	246,396	0	246,396	60,517
港区	1,146,797	415,408	731,389	6,457	862,004	221,911	640,093	8,295
新宿区	499,530	0	499,530	62,450	480,265	0	480,265	69,031
文京区	201,226	0	201,226	81,318	202,454	0	202,454	85,866
台東区	420,052	16,454	403,598	151,919	367,367	6,120	361,247	156,308
墨田区	478,104	22,803	455,301	263,613	458,305	65,186	393,119	223,463
江東区	263,619	11,145	252,474	22,925	226,927	6,145	220,782	25,715
品川区	517,330	55,200	462,130	269,838	484,356	53,435	430,921	276,150
目黒区	177,253	65,507	111,746	29,066	159,566	26,121	133,445	31,624
大田区	1,669,241	242,222	1,427,019	704,803	1,364,103	57,484	1,306,619	735,899
世田谷区	491,648	66,609	425,039	68,126	442,550	8,840	433,710	69,506
渋谷区	69,565	0	69,565	59,166	69,266	0	69,266	52,427
中野区	524,990	10,343	514,647	191,515	479,099	2,661	476,438	174,671
杉並区	1,134,335	29,394	1,104,941	607,375	1,089,407	55,693	1,033,714	595,035
豊島区	708,637	4,620	704,017	336,757	683,430	21,131	662,299	329,092
北区	257,014	0	257,014	160,353	276,710	0	276,710	156,463
荒川区	259,223	0	259,223	21,698	145,874	3,120	142,754	24,090
板橋区	621,068	57,584	563,484	22,268	808,671	19,774	788,897	375,575
練馬区	1,648,131	414,858	1,233,273	76,556	1,387,867	190,791	1,197,076	120,499
足立区	950,724	179,603	771,121	413,647	878,414	161,362	717,052	416,411
葛飾区	459,356	36,594	422,762	661,313	441,621	37,541	404,080	565,371
江戸川区	758,227	158,777	599,450	245,636	647,980	72,064	575,916	110,800
市部計	4,437,410	780,950	3,656,460	1,306,847	4,601,669	1,239,971	3,361,698	1,316,342
八王子市	131,882	0	131,882	10,262	160,891	37,399	123,492	37,967
立川市	506,321	0	506,321	241,728	499,304	3,168	496,136	237,470
武蔵野市	515,708	117,600	398,108	3,275	982,232	596,900	385,332	3,315
三鷹市	264,559	1,990	262,569	1,207	229,802	278	229,524	5,149
青梅市	60,816	0	60,816	54,121	77,905	0	77,905	53,284
府中市	155,727	0	155,727	63,861	153,465	363	153,102	65,073
昭島市	161,575	0	161,575	110,895	152,574	0	152,574	108,660
調布市	409,245	7,660	401,585	226,886	419,077	29,482	389,595	205,826
町田市	57,015	3,034	53,981	5,075	51,330	2,751	48,579	2,063
小金井市	135,878	13,294	122,584	41,273	113,759	0	113,759	51,000
小平市	344,191	43,891	300,300	142,509	354,986	78,655	276,331	144,024
日野市	29,843	0	29,843	1,722	28,709	0	28,709	2,733
東村山市	77,078	0	77,078	585	80,874	0	80,874	690
国分寺市	251,268	0	251,268	215,670	241,270	0	241,270	213,951
国立市	112,044	0	112,044	105,604	88,677	0	88,677	109,841
福生市	37,319	0	37,319	297	39,616	0	39,616	439
狛江市	19,041	0	19,041	364	18,550	0	18,550	407
東大和市	25,210	0	25,210	2,824	23,970	0	23,970	2,808
清瀬市	44,772	20,324	24,448	7,864	26,769	0	26,769	8,406
東久留米市	663,637	540,160	123,477	47,016	500,409	381,074	119,335	42,333
武蔵村山市	16,795	0	16,795	0	13,182	0	13,182	0
多摩市	207,318	31,570	175,748	3,400	83,433	31,570	51,863	2,266
稲城市	6,266	0	6,266	556	1,515	0	1,515	543
羽村市	28,154	0	28,154	677	27,530	0	27,530	611
あきる野市	15,981	1,427	14,554	573	90,830	78,331	12,499	598
西東京市	159,767	0	159,767	18,603	141,010	0	141,010	16,885
町村部計	26,389	0	26,389	66	25,435	0	25,435	37
瑞穂町	23,415	0	23,415	66	22,649	0	22,649	37
日の出町	2,938	0	2,938	0	2,750	0	2,750	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	0	36	0	36	0	36	0

※3-(3)～(5)は原則として、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等に一致しない場合がある。

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	令和5年度予算					令和4年度決算				
	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入
総計	5,881,934	470,825	94,757	4,995,635	320,717	6,038,183	458,988	100,876	5,256,319	222,000
区部計	4,575,021	439,053	88,633	3,759,969	287,366	4,721,804	432,961	92,792	4,039,166	156,885
千代田区	55,952	4,640	0	51,312	0	58,996	2,634	0	56,362	0
中央区	62,270	3,069	123	59,078	0	60,517	5,448	146	54,923	0
港区	6,457	6,215	242	0	0	8,295	8,135	160	0	0
新宿区	62,450	45,875	14,733	0	1,842	69,031	53,168	14,074	0	1,789
文京区	81,318	10,800	259	68,578	1,681	85,866	11,196	444	72,184	2,042
台東区	151,919	18,900	607	132,412	0	156,308	19,210	3,198	133,900	0
墨田区	263,613	30,000	7,716	225,847	50	223,463	21,600	5,161	196,634	68
江東区	22,925	14,075	3,850	0	5,000	25,715	14,699	3,654	0	7,362
品川区	269,838	22,650	4,250	242,938	0	276,150	20,756	3,307	247,072	5,015
目黒区	29,066	15,630	1,105	10,213	2,118	31,624	18,050	1,692	9,356	2,526
大田区	704,803	24,364	2,705	662,350	15,384	735,899	24,713	3,035	697,984	10,167
世田谷区	68,126	52,390	3,737	6,863	5,136	69,506	35,701	7,404	18,777	7,624
渋谷区	59,166	14,896	1,644	0	42,626	52,427	7,853	1,788	0	42,786
中野区	191,515	0	3,678	187,837	0	174,671	19,895	2,939	151,837	0
杉並区	607,375	24,150	2,221	581,004	0	595,035	22,690	3,339	569,006	0
豊島区	336,757	50,332	2,100	234,051	50,274	329,092	44,138	1,501	234,678	48,775
北区	160,353	42,500	1,260	113,427	3,166	156,463	33,235	2,902	117,160	3,166
荒川区	21,698	5,030	3,020	12,210	1,438	24,090	7,472	2,310	12,870	1,438
板橋区	22,268	10,435	5,151	0	6,682	375,575	10,809	6,275	352,037	6,454
練馬区	76,556	7,060	9,950	55,111	4,435	120,499	9,688	4,222	102,154	4,435
足立区	413,647	5,015	8,533	398,000	2,099	416,411	6,123	14,383	393,719	2,186
葛飾区	661,313	14,727	5,800	640,338	448	565,371	15,132	5,318	544,473	448
江戸川区	245,636	16,300	5,949	78,400	144,987	110,800	20,616	5,540	74,040	10,604
市部計	1,306,847	31,732	6,098	1,235,666	33,351	1,316,342	26,007	8,067	1,217,153	65,115
八王子市	10,262	4,067	1,323	0	4,872	37,967	2,803	1,451	0	33,713
立川市	241,728	802	243	235,293	5,390	237,470	1,182	449	229,587	6,252
武蔵野市	3,275	2,976	290	0	9	3,315	2,932	374	0	9
三鷹市	1,207	985	222	0	0	5,149	1,108	368	0	3,673
青梅市	54,121	41	63	53,592	425	53,284	21	61	52,795	407
府中市	63,861	1,479	671	61,711	0	65,073	1,522	674	62,877	0
昭島市	110,895	500	309	110,086	0	108,660	394	304	107,962	0
調布市	226,886	5,880	1,048	219,941	17	205,826	4,355	771	200,682	18
町田市	5,075	4,711	364	0	0	2,063	1,721	342	0	0
小金井市	41,273	1,616	90	39,562	5	51,000	1,666	136	49,193	5
小平市	142,509	922	177	141,410	0	144,024	1,002	252	142,770	0
日野市	1,722	1,557	165	0	0	2,733	1,464	1,269	0	0
東村山市	585	177	173	0	235	690	182	262	0	246
国分寺市	215,670	1,030	443	212,999	1,198	213,951	927	605	211,224	1,195
国立市	105,604	648	0	104,836	120	109,841	638	0	109,075	128
福生市	297	205	92	0	0	439	191	248	0	0
狛江市	364	305	59	0	0	407	293	114	0	0
大和市	2,824	91	1	0	2,732	2,808	75	1	0	2,732
清瀬市	7,864	130	0	7,734	0	8,406	130	0	8,276	0
東久留米市	47,016	414	100	46,502	0	42,333	492	75	41,766	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	3,400	1,400	0	2,000	0	2,266	1,320	0	946	0
稲城市	556	208	0	0	348	543	195	0	0	348
羽村市	677	427	250	0	0	611	340	271	0	0
あきる野市	573	0	15	0	558	598	0	40	0	558
西東京市	18,603	1,161	0	0	17,442	16,885	1,054	0	0	15,831
町村部計	66	40	26	0	0	37	20	17	0	0
瑞穂町	66	40	26	0	0	37	20	17	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 令和5年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	2,580,871	2,425,740	46,775	79,091	29,265
区部計	1,799,921	1,712,031	23,263	39,686	24,941
千代田区	12,800	8,800	0	4,000	0
中央区	0	0	0	0	0
港区	415,408	415,408	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0
台東区	16,454	0	0	0	16,454
墨田区	22,803	0	22,803	0	0
江東区	11,145	6,145	0	5,000	0
品川区	55,200	55,200	0	0	0
目黒区	65,507	65,507	0	0	0
大田区	242,222	239,230	0	2,992	0
世田谷区	66,609	55,122	0	3,000	8,487
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	10,343	9,883	460	0	0
杉並区	29,394	25,394	0	4,000	0
豊島区	4,620	4,620	0	0	0
北区	0	0	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0
板橋区	57,584	57,584	0	0	0
練馬区	414,858	414,858	0	0	0
足立区	179,603	169,603	0	10,000	0
葛飾区	36,594	25,900	0	10,694	0
江戸川区	158,777	158,777	0	0	0
市部計	780,950	713,709	23,512	39,405	4,324
八王子市	0	0	0	0	0
立川市	0	0	0	0	0
武蔵野市	117,600	117,600	0	0	0
三鷹市	1,990	1,990	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	7,660	7,659	0	1	0
町田市	3,034	0	0	3,034	0
小金井市	13,294	5,782	7,512	0	0
小平市	43,891	39,091	0	4,800	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	20,324	0	16,000	0	4,324
東久留米市	540,160	540,160	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	31,570	0	0	31,570	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	1,427	1,427	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	15,537,816	9,208,888	2,780,603	2,441,541	31,517	971,367	12,602	91,299
区部計	11,861,947	6,589,431	2,193,253	2,175,130	24,524	824,951	11,102	43,556
千代田区	137,421	67,144	39,299	23,770	1,765	5,443	0	0
中央区	255,577	214,015	19,800	16,016	2,129	3,617	0	0
港区	731,389	355,264	1,520	364,983	0	9,602	20	0
新宿区	499,530	11,126	132,723	89,470	0	257,785	7,957	469
文京区	201,226	117,870	65,562	11,570	0	339	0	5,885
台東区	403,598	211,947	138,278	45,176	5,296	2,901	0	0
墨田区	455,301	(※1)376,827	8,169	(※2)69,687	0	618	0	0
江東区	252,474	69,061	91,139	73,109	117	10,995	0	8,053
品川区	462,130	321,418	462	(※3)114,156	0	26,094	0	0
目黒区	111,746	39,340	597	46,574	0	20,748	0	4,487
大田区	1,427,019	905,252	158,053	103,193	2,469	240,578	0	17,474
世田谷区	425,039	110,725	(※4)314,314	0	0	0	0	0
渋谷区	69,565	0	(※5)69,565	0	0	0	0	0
中野区	514,647	352,204	103,466	51,032	0	1,464	0	6,481
杉並区	1,104,941	889,876	73,981	120,081	1,259	18,762	507	475
豊島区	704,017	485,817	113,382	99,555	5,263	0	0	0
北区	257,014	21,404	151,657	79,700	2,849	994	410	0
荒川区	259,223	153,226	13,321	22,419	0	70,257	0	0
板橋区	563,484	259,161	0	(※6)151,167	243	152,913	0	0
練馬区	1,233,273	879,712	(※7)320,663	32,208	458	—	0	232
足立区	771,121	392,485	930	371,122	2,676	1,700	2,208	0
葛飾区	422,762	131,112	1,367	(※8)290,142	0	141	0	0
江戸川区	599,450	224,445	375,005	0	0	0	0	0
市部計	3,649,480	2,593,174	587,280	266,411	6,957	146,416	1,500	47,743
八王子市	131,882	58,184	(※9)62,530	1,608	0	2,258	0	7,303
立川市	506,321	378,215	104,363	22,742	1	1,000	0	0
武蔵野市	398,108	198,489	175,023	6,156	462	964	0	17,014
三鷹市	262,569	181,275	135	70,056	0	0	1,500	9,603
青梅市	60,816	56,326	3,094	1,192	198	0	0	6
府中市	155,727	78,306	54,186	13,578	4,953	0	0	4,704
昭島市	154,595	148,938	0	5,277	6	374	0	0
調布市	401,585	(※10)401,585	0	0	0	0	0	0
町田市	53,981	0	52,843	404	0	734	0	0
小金井市	122,584	91,123	10,105	17,416	0	3,930	0	10
小平市	300,300	255,334	10,353	8,878	0	25,683	0	52
日野市	29,843	10,314	3,340	7,536	0	8,653	0	0
東村山市	77,078	33,194	2,739	2,843	0	38,278	0	24
国分寺市	251,268	228,116	5,727	6,108	0	11,306	0	11
国立市	112,044	(※11)99,359	(※12)7,577	5,108	0	0	0	0
福生市	37,319	23,935	7,442	5,942	0	0	0	0
狛江市	19,041	1,830	3,470	4,661	0	8,872	0	208
東大和市	25,210	7,260	1,870	2,103	0	13,977	0	0
清瀬市	24,448	11,907	793	2,358	38	9,352	0	0
東久留米市	123,477	83,087	0	(※13)40,239	0	151	0	0
武蔵村山市	16,795	16,434	0	0	361	0	0	0
多摩市	175,748	136,490	15,211	2,613	192	20,454	0	788
稲城市	6,266	348	303	795	133	0	0	4,687
羽村市	28,154	27,001	147	1,006	0	0	0	0
あきる野市	14,554	13,113	34	1,102	305	0	0	0
西東京市	159,767	53,011	65,995	36,690	308	430	0	3,333
町村部計	26,389	26,283	70	0	36	0	0	0
瑞穂町	23,415	23,345	70	0	0	0	0	0
日の出町	2,938	2,902	0	0	36	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	36	0	0	0	0	0	0

(※1) ②③を含む。(※2) ⑤を含む。(※3) ②を含む。(※4) ③④⑤を含む。(※5) ③④を含む。(※6) ②を含む。(※7) ⑤を含む。(※8) ②を含む。
(※9) ③を含む。(※10) ②③④⑤を含む。(※11) ③を含む。(※12) ⑤を含む。(※13) ②④を含む。

イ 令和4年度決算

(単位：千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	2,290,225	2,111,842	98	47,256	131,029
区部計	1,050,254	988,015	98	12,643	49,498
千代田区	40,875	2,421	0	0	38,454
中央区	0	0	0	0	0
港区	221,911	221,911	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0
台東区	6,120	0	0	0	6,120
墨田区	65,186	65,186	0	0	0
江東区	6,145	6,145	0	0	0
品川区	53,435	53,435	0	0	0
目黒区	26,121	26,121	0	0	0
大田区	57,484	56,969	0	515	0
世田谷区	8,840	4,000	0	0	4,840
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	2,661	2,563	98	0	0
杉並区	55,693	55,693	0	0	0
豊島区	21,131	21,131	0	0	0
北区	0	0	0	0	0
荒川区	3,120	3,120	0	0	0
板橋区	19,774	(※1) 19,690	0	0	84
練馬区	190,791	190,791	0	0	0
足立区	161,362	154,292	0	7,070	0
葛飾区	37,541	32,483	0	5,058	0
江戸川区	72,064	72,064	0	0	0
市部計	1,239,971	1,123,827	0	34,613	81,531
八王子市	37,399	37,399	0	0	0
立川市	3,168	0	0	0	3,168
武蔵野市	596,900	596,900	0	0	0
三鷹市	278	278	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	363	363	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	29,482	29,482	0	0	0
町田市	2,751	0	0	2,751	0
小金井市	0	0	0	0	0
小平市	78,655	0	0	292	78,363
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	381,074	381,074	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	31,570	0	0	31,570	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	78,331	78,331	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(※1)②を含む。

(単位：千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	14,709,675	8,695,826	2,618,894	2,297,804	21,794	986,610	8,748	80,000
区部計	11,322,542	6,287,893	2,075,682	2,039,756	16,372	847,617	8,748	46,475
千代田区	129,289	65,235	40,933	19,904	2,153	1,064	0	0
中央区	246,396	209,794	13,966	18,828	1,974	1,834	0	0
港区	640,093	334,561	1,066	300,698	0	3,758	10	0
新宿区	480,265	30,593	118,704	86,554	0	237,365	6,669	380
文京区	202,454	118,443	63,848	10,312	0	274	0	9,577
台東区	361,247	194,401	120,025	41,371	2,779	2,671	0	0
墨田区	393,119	(※1)318,012	6,988	(※2)67,119	0	1,000	0	0
江東区	220,782	49,838	81,483	72,741	0	9,558	0	7,162
品川区	430,921	293,313	141	(※3)111,949	0	25,518	0	0
目黒区	133,445	33,202	42,408	29,818	0	17,442	0	10,576
大田区	1,306,619	810,752	137,989	101,724	2,988	239,878	0	13,288
世田谷区	433,710	122,004	(※4)311,706	0	0	0	0	0
渋谷区	69,266	0	(※5)69,266	0	0	0	0	0
中野区	476,438	311,283	99,753	58,985	0	1,071	0	5,346
杉並区	1,033,714	830,325	76,115	112,247	878	13,508	636	5
豊島区	662,299	465,992	104,890	88,683	2,734	0	0	0
北区	276,710	33,121	163,948	77,921	950	360	410	0
荒川区	142,754	46,608	9,655	22,649	0	63,842	0	0
板橋区	788,897	480,210	0	(※6)160,471	180	148,036	0	0
練馬区	1,197,076	841,908	243,696	32,033	448	78,850	0	141
足立区	717,052	369,503	896	342,817	1,288	1,525	1,023	0
葛飾区	404,080	119,759	1,326	(※7)282,932	0	63	0	0
江戸川区	575,916	209,036	366,880	0	0	0	0	0
市部計	3,361,698	2,382,562	543,156	258,048	5,414	138,993	0	33,525
八王子市	123,492	65,385	(※8)42,981	11,210	0	2,074	0	1,842
立川市	496,136	400,594	72,807	21,735	0	1,000	0	0
武蔵野市	385,332	185,391	174,522	2,656	132	1,070	0	21,561
三鷹市	229,524	161,453	27	67,637	0	0	0	407
青梅市	77,905	73,739	2,974	1,151	26	0	0	15
府中市	153,102	76,720	53,973	13,432	4,606	0	0	4,371
昭島市	152,574	140,849	6,528	4,914	0	283	0	0
調布市	389,595	(※9)389,595	0	0	0	0	0	0
町田市	48,579	0	45,327	320	0	2,932	0	0
小金井市	113,759	83,219	9,675	17,388	0	3,467	0	10
小平市	276,331	234,669	8,473	8,417	0	24,761	0	11
日野市	28,709	10,229	3,241	6,945	0	8,294	0	0
東村山市	80,874	33,017	2,676	2,735	0	41,749	0	697
国分寺市	241,270	219,703	5,129	5,874	0	10,554	0	10
国立市	88,677	(※10)76,575	(※11)7,221	4,881	0	0	0	0
福生市	39,616	26,050	7,802	5,764	0	0	0	0
狛江市	18,550	1,875	3,367	5,028	0	8,068	0	212
東大和市	23,970	7,044	1,590	2,014	0	13,322	0	0
清瀬市	26,769	12,426	872	4,068	28	8,999	0	376
東久留米市	119,335	79,463	0	(※12)39,796	0	76	0	0
武蔵村山市	13,182	12,919	0	0	263	0	0	0
多摩市	51,863	2,805	24,604	11,579	66	11,915	0	894
稲城市	1,515	348	273	765	102	0	0	27
羽村市	27,530	26,564	102	864	0	0	0	0
あきる野市	12,499	11,861	14	583	41	0	0	0
西東京市	141,010	50,069	68,978	18,292	150	429	0	3,092
町村部計	25,435	25,371	56	0	8	0	0	0
瑞穂町	22,649	22,593	56	0	0	0	0	0
日の出町	2,750	2,742	0	0	8	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	36	0	0	0	0	0	0

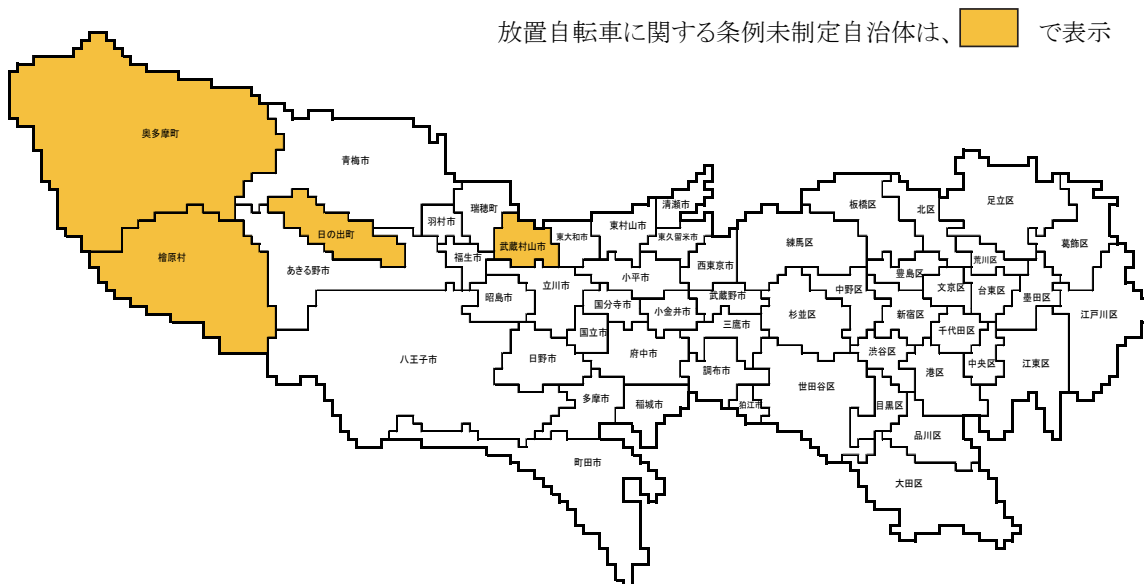
(※1)②③を含む。(※2)⑤を含む。(※3)②を含む。(※4)③④⑤を含む。(※5)③④を含む。(※6)②を含む。(※7)②を含む。(※8)③を含む。(※9)②③④⑤を含む。(※10)③を含む。(※11)⑤を含む。(※12)②④を含む。

4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 墨田区 世田谷区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 練馬区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区		
62年	豊島区 江戸川区	三鷹市	
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。



(2) 条例の主な制定内容

令和5年6月末現在

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																					
					自転車	原付	自二																										
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 3 ・ 26	H 11 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 18	H 25 ・ 10 ・ 18	○	○	—	放置禁止区域	—	<ul style="list-style-type: none"> ■登録料(有料) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table> <p>※区外・自転車は学割あり</p> ■機械式駐車場使用料等 <p>自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算</p> 			自転車	原付	年間	区民	3,000円	3,500円	その他	6,000円	7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 6,000円 	○										
		自転車	原付																														
年間	区民	3,000円	3,500円																														
	その他	6,000円	7,000円																														
中央区 東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 12 ・ 1	H 1 ・ 4 ・ 1	H 30 ・ 6 ・ 29	H 30 ・ 9 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域 努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■定期登録制 区民・一般 1,500円/月 区民・学生 1,000円/月 区外 2,000円/月 ■一時利用 最初の2時間まで無料 以後8時間ごとに100円加算 連続72時間まで利用可 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 																							
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 9 ・ 27	H 12 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 22	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■承認制(有料) 定期利用使用料 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </table> 			自転車	原付	1か月	一般	1,800円	2,700円	学生	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円 								
		自転車	原付																														
1か月	一般	1,800円	2,700円																														
	学生	1,300円	2,200円																														
1日利用		150円	200円																														
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 7 ・ 6 ・ 19	H 7 ・ 12 ・ 1	R 2 ・ 10 ・ 12	R 4 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令		<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 																							
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 22	H 7 ・ 7 ・ 1	H 25 ・ 9 ・ 27	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域 努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円 ■定期利用制 年額24,000円(自転車) 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円 																							
文京区 文京区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 7 ・ 11	H 7 ・ 10 ・ 1	R 5 ・ 3 ・ 1	R 5 ・ 6 ・ 1	○	○	—	—																									
台東区 東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理 区域 努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1か月</td> <td>隅田公園</td> <td>区内一般</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>鶯谷第5</td> <td>区内高校生以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>御徒町 TX浅草駅</td> <td>区外一般</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> 			自転車		1か月	隅田公園	区内一般	1,500円	鶯谷第5	区内高校生以下	1,000円	御徒町 TX浅草駅	区外一般	2,500円	上記以外	1か月	区内一般	2,000円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 移送→告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円 	
		自転車																															
1か月	隅田公園	区内一般	1,500円																														
	鶯谷第5	区内高校生以下	1,000円																														
	御徒町 TX浅草駅	区外一般	2,500円																														
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																														
		区内高校生以下	1,500円																														
		区外一般	3,000円																														

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																									
					自転車	原付	自二																														
墨田区 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	R 4 ・ 9 ・ 30	R 5 ・ 1 ・ 8	○	—	—	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 [10万円] [3万円]	<p>■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ 同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定め る額を納付しなければならない</p> <p>(登録制)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>区民</td> <td>区民以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table> <p>(月別又は当日)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>区民</td> <td>区民以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,400円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </table> <p>■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 (錦糸町駅周辺) 入庫から最初の1時間まで無料 1時間から2時間まで:200円 2時間から12時間まで:400円 12時間から24時間まで:600円 24時間から25時間まで:800円 25時間から36時間まで:1,000円 36時間から48時間まで:1,200円</p> <p>1回の利用につき最大48時間まで利用可能</p> <p>(両国国技館通り路上自転車駐車場) 入庫から最初の2時間まで無料 無料時間以降1時間ごとに100円 入庫から24時間 最大料金300円</p> <p>1回の利用につき最大72時間利用可能 (72時間最大料金900円)</p>			区民	区民以外	年間	一般	4,000円	5,000円	学生	2,800円	3,500円			区民	区民以外	1か月	一般	2,000円	2,500円	学生	1,400円	1,700円	1日利用		100円		<p>■手続 撤去→保管→通知又は告示 →相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない 機能喪失車は、直ちに処分</p> <p>■撤去費用 ○自転車 5,000円</p>	
		区民	区民以外																																		
年間	一般	4,000円	5,000円																																		
	学生	2,800円	3,500円																																		
		区民	区民以外																																		
1か月	一般	2,000円	2,500円																																		
	学生	1,400円	1,700円																																		
1日利用		100円																																			
江東区 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 15	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 [10万円] [3万円]	<p>■有料制(条例上の上限)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	<p>■手続 移送→告示又は通知 →保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付及び自動二輪車 5,000円</p>	○																	
	自転車	原付																																			
1か月	2,000円	4,000円																																			
1日	150円	300円																																			
品川区 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	H 13 ・ 4 ・ 1	H 13 ・ 10 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 8	H 30 ・ 3 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令	<p>■有料制(条例上の上限)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>250円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	250円	<p>■手続 警告→撤去→告示→ 保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																		
	自転車	原付																																			
1か月	2,500円	3,500円																																			
1日	150円	250円																																			
目黒区 目黒区自転車等放置防止条例	H 1 ・ 12 ・ 1	H 2 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 30	H 28 ・ 6 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 公表	<p>■登録制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>※減免措置あり</p> <p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>2,000～ 2,600円</td> <td>3,000～ 3,900円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>※学割制あり：半額、その他減免あり</p>		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円		自転車	原付	自二	1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円	100円	150円	300円	<p>■手続 撤去→通知又は告示 →相当期間経過後処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円</p>	○									
	自転車	原付																																			
年間	3,000円	3,000円																																			
	自転車	原付	自二																																		
1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円																																		
	100円	150円	300円																																		
目黒区 目黒区立自転車等駐車場条例	H 10 ・ 3 ・ 31	H 10 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 4	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—	<p>■手続 撤去→保管(30日)→ 処分</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p> <p>■自転車等駐車場不正使用 の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円</p>	○																										
大田区 大田区自転車の適正利用及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 18	S 63 ・ 10 ・ 1	R 4 ・ 12 ・ 9	R 5 ・ 6 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公表	<p>■登録制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000～ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円	100～ 200円	200円	300円	<p>■手続 撤去→保管(30日)→ 処分</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p> <p>■自転車等駐車場不正使用 の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円</p>	○							
	自転車	原付	自二																																		
年間	3,000円	4,000円	8,000円																																		
	自転車	原付	自二																																		
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円																																		
	100～ 200円	200円	300円																																		

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																			
					自転車	原付	自二																																								
世田谷区	世田谷区自転車条例	S 59 ・ 3 ・ 13	S 59 ・ 4 ・ 1	R 5 ・ 3 ・ 6	R 5 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>1,000～ 2,000円</td><td>2,500～ 3,000円</td></tr></tbody></table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,000～ 2,000円	2,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に 基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,000円 ○自動二輪 総排気量0.25L以下 7,000円 総排気量0.25超及び大型 8,000円	○																												
		自転車	原付																																												
1か月	1,000～ 2,000円	2,500～ 3,000円																																													
世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 ・ 11 ・ 12	H 6 ・ 1 ・ 10	R 3 ・ 9 ・ 30	R 3 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>1回利用</td><td></td><td>200円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>300円</td></tr></tbody></table> ※料金は普通自転車利用の場合			自転車	1か月	一般	3,000円	学生	2,700円	1回利用		200円	1日利用		300円																							
		自転車																																													
1か月	一般	3,000円																																													
	学生	2,700円																																													
1回利用		200円																																													
1日利用		300円																																													
渋谷区	渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 ・ 9 ・ 25	H 3 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管 (1か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円																																				
中野区	中野区自転車駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 11	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置規制区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 [10万円] [3万円]	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>900～ 2,500円</td><td>なし</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,400～ 6,900円</td><td>なし</td></tr></tbody></table> ※杉山公園地下自転車駐車場、東中野駅前広場地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円 ■登録制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>7,200円</td></tr></tbody></table> ■整理区画 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>7,200円、9,600円</td></tr></tbody></table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2,400～ 6,900円	なし		自転車	年間	7,200円		自転車	年間	7,200円、9,600円	■手続 撤去→公示→保管 (1か月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○														
		自転車	原付																																												
1日	100円	200円																																													
1か月	900～ 2,500円	なし																																													
3か月	2,400～ 6,900円	なし																																													
	自転車																																														
年間	7,200円																																														
	自転車																																														
年間	7,200円、9,600円																																														
中野区自転車等放置防止条例	S 63 ・ 3 ・ 31	S 63 ・ 10 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 18	H 27 ・ 6 ・ 1	○	—	—	—	—	—																																					
杉並区	杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 12 ・ 6	R 2 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 [10万円] [3万円]	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付 自二 125cc以下</th><th>自二 125cc超通</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,000～ 2,600円</td><td>4,200円</td><td>8,400円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,900～ 7,400円</td><td>12,000円</td><td>23,900円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>4,800～ 12,500円</td><td>20,200円</td><td>40,300円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生</td><td>1か月</td><td>800～ 2,400円</td><td>3,800円</td><td>7,600円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,300～ 6,800円</td><td>10,800円</td><td>21,500円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>3,600～ 11,300円</td><td>17,800円</td><td>35,500円</td></tr><tr><td>1日(1回)※</td><td>100円</td><td>200円</td><td>400円</td></tr></tbody></table> ※1日使用は、入庫当日の午前0時まで。 ※1回使用は、入庫から24時間まで。 入庫から最初の1時間は無料。		自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超通	一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円	学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円	1日(1回)※	100円	200円	400円	■手続 撤去→保管(30日)→ 告示→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○
		自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超通																																											
一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円																																											
	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円																																											
	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円																																											
学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円																																											
	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円																																											
	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円																																											
1日(1回)※	100円	200円	400円																																												
杉並区自転車駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 12 ・ 6	R 2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—	—																																					

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐駐車場への助成																
					自転車	原付	自二																					
豊島区 豊島区自転車等の放置防止に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 7 ・ 7	H 26 ・ 7 ・ 7	○	○	—	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令 公表	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※時間利用（コイン式）自転車駐車場は6時間毎に100円		自転車	原付	1日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円									
		自転車	原付																									
1日	100～150円	200円																										
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																										
豊島区立自転車等駐車場条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 18	R 2 ・ 4 ・ 1																								
北区 東京都北区自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 9 ・ 29	H 27 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理区域 努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間</th> <th>区民</th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4,110円</td> <td>8,220円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>区民 770～2,160円</td> <td>1,620～3,240円</td> </tr> <tr> <td>その他 1,150～3,240円</td> <td>2,430～4,860円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100～150円</td> <td>150～200円</td> </tr> </tbody> </table> ※学割制あり	年間	区民	自転車		4,110円	8,220円		自転車	原付	1か月	区民 770～2,160円	1,620～3,240円	その他 1,150～3,240円	2,430～4,860円	1日利用	100～150円	150～200円	■手続 移送→通知及び告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○
	年間	区民	自転車																									
	4,110円	8,220円																										
	自転車	原付																										
1か月	区民 770～2,160円	1,620～3,240円																										
	その他 1,150～3,240円	2,430～4,860円																										
1日利用	100～150円	150～200円																										
東京都北区自転車等駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 12	S 61 ・ 3 ・ 12	H 30 ・ 12 ・ 5	H 31 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—																				
荒川区 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 10	S 61 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 21	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令 公表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間</th> <th>区民</th> <th>3,300円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>その他</th> <td>6,600円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1か月</td> <td>区民 一般 2,000円</td> </tr> <tr> <td>区民 学生 1,400円</td> </tr> <tr> <td>その他 一般 4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 学生 2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td>2時間以内 無料</td> </tr> <tr> <td>2時間超～8時間以内 100円</td> </tr> <tr> <td>8時間超 200円</td> </tr> </tbody> </table>	年間	区民	3,300円		その他	6,600円		自転車	1か月	区民 一般 2,000円	区民 学生 1,400円	その他 一般 4,000円	その他 学生 2,800円	1日利用	2時間以内 無料	2時間超～8時間以内 100円	8時間超 200円	■手続 撤去→告示→2か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
	年間	区民	3,300円																									
	その他	6,600円																										
	自転車																											
1か月	区民 一般 2,000円																											
	区民 学生 1,400円																											
	その他 一般 4,000円																											
	その他 学生 2,800円																											
1日利用	2時間以内 無料																											
	2時間超～8時間以内 100円																											
	8時間超 200円																											
荒川区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 12 ・ 8	H 8 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 10	H 26 ・ 10 ・ 1																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐駐車場への助成																																			
					自転車	原付	自二																																								
板橋区 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1	R 5 ・ 6 ・ 29	R 5 ・ 6 ・ 29	○	○	○	○	義務付 立入検査 措置命令 表	<p>■有料制(当日利用)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">1日</th> <th rowspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付・自二</th> </tr> <tr> <th>125cc以下</th> <th>125cc超</th> </tr> <tr> <td></td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>■有料制(時間利用) ※駐車場により異なる</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付・自二</th> </tr> <tr> <th>125cc以下</th> <th>125cc超</th> </tr> <tr> <td>24時間以内200円</td> <td></td> <td>24時間以内200円</td> <td>24時間以内300円</td> </tr> </table> <p>※2時間以内無料</p> <p>■有料制(定期利用) ※駐車場により異なる</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">1か月</th> <th rowspan="2">自転車</th> <th rowspan="2">原付・自二 125cc以下</th> <th rowspan="2">自二 125cc超</th> </tr> <tr> <td>2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)</td> <td>4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)</td> <td>6,000円ほか (4,500円、 1,500円)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">3か月</th> <td>5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)</td> <td>11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)</td> <td>16,800円ほか (12,600円、 4,200円)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">6か月</th> <td>10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)</td> <td>20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)</td> <td>31,200円ほか (23,400円、 7,800円)</td> </tr> </table> <p>■撤去料 ○自転車 4,300円 ○原付または 排気量125cc以下の 自二 6,600円 ○排気量125ccを超える 自二 8,700円</p>	1日	自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超		100円	200円	300円	金額	自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超	24時間以内200円		24時間以内200円	24時間以内300円	1か月	自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超	2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)	3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)	6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)	○	
1日	自転車	原付・自二																																													
		125cc以下	125cc超																																												
	100円	200円	300円																																												
金額	自転車	原付・自二																																													
		125cc以下	125cc超																																												
24時間以内200円		24時間以内200円	24時間以内300円																																												
1か月	自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超																																												
				2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)																																									
3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)																																												
	6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)																																											
練馬区自転車 の適正利用に 関する条例		S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 23	H 28 ・ 6 ・ 23	○	○	○	○	義務付 立入検査 措置命令 表	<p>■手続 撤去→告示→1か月→ 法令の定めるところに より処理</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円</p>																																				
練馬区立ねり まタウンサイク ル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 29 ・ 9 ・ 4	H 29 ・ 10 ・ 1	○	○	○	○	○	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">自転車・一般</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td>5,700円</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> <p>※学割あり ※半日は4時間以内、1日は24時間以内</p>	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																						
自転車・一般																																															
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																											
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																											
練馬区立自転 車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	R 2 ・ 6 ・ 22	R 2 ・ 9 ・ 1	○	○	○	○	○	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">一般</th> <th rowspan="2">1か月</th> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> <tr> <td>1,000～ 2,200円</td> <td>1,000～ 1,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3か月</td> <td>2,800～ 6,200円</td> <td>2,800～ 4,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,800～ 10,500円</td> <td>4,800～ 8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生</td> <td>1か月</td> <td>500～ 1,700円</td> <td>600～ 1,300円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,400～ 4,800円</td> <td>1,700～ 3,700円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,400～ 8,100円</td> <td>2,800～ 6,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1回利用</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </table> <p>※時間制利用導入施設あり</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="4">原付 (50ccまで)</th> <th>1か月</th> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <th>3か月</th> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <th>6か月</th> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <th>1回利用</th> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※時間制利用導入施設あり</p>	一般	1か月	屋根付	屋根無	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円		6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用		100円		原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円	1回利用	200円	
一般	1か月	屋根付	屋根無																																												
		1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																												
3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																													
	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																												
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																												
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																												
	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																												
1回利用		100円																																													
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																													
	3か月	8,000円																																													
	6か月	16,000円																																													
	1回利用	200円																																													

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																										
					自転車	原付	自二																															
足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 10 ・ 23	R 2 ・ 1 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令金 [10万円] [3万円]	<p>■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者</p> <p>■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時利用(1日)</td> <td>120円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>定期利用(1か月)</td> <td>2,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車の一時利用は、1部で50円、100円もあり</p>		自転車	原付	一時利用(1日)	120円	200円	定期利用(1か月)	2,100円	3,500円	<p>■手続 移送→告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>	○																	
	自転車	原付																																				
一時利用(1日)	120円	200円																																				
定期利用(1か月)	2,100円	3,500円																																				
葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 30 ・ 3 ・ 28	H 31 ・ 4 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付立入検査措置命令金 [10万円] 公 表	<p>■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し</p> <p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>900～ 2,700円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>600～ 1,900円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円	学生	600～ 1,900円	2,100円	<p>■手続 撤去→通知又は告示→保管(1か月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分又、程度のよいものは再利用 告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円</p>	○															
		自転車	原付																																			
1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円																																			
	学生	600～ 1,900円	2,100円																																			
江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	R 3 ・ 11 ・ 5	R 3 ・ 11 ・ 5	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,880円</td> <td>3,770円</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,050円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3か月</td> <td>一般</td> <td>5,130円</td> <td>10,270円</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,830円</td> <td>8,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>210円</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	自二	1か月	一般	1,880円	3,770円	—	学生	1,050円	3,150円	3か月	一般	5,130円	10,270円	—	学生	2,830円	8,380円	1日利用		100円	210円	320円	<p>■手続 撤去→告示→保管(15日)→処分</p> <p>■撤去料 自転車 4,000円 原付 4,500円</p>	
		自転車	原付	自二																																		
1か月	一般	1,880円	3,770円	—																																		
	学生	1,050円	3,150円																																			
3か月	一般	5,130円	10,270円	—																																		
	学生	2,830円	8,380円																																			
1日利用		100円	210円	320円																																		
江戸川区自転車駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	R 3 ・ 11 ・ 5	R 3 ・ 11 ・ 5	○	○	○	放置禁止区域																														

名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																			
					自転車	原付	自二																								
八王子市 八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3 ・ 4 ・ 12	H 3 ・ 10 ・ 1	H 22 ・ 3 ・ 5	H 22 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付		<p>■手続 通告又は警告→撤去→保管→告示及び通知→告示から60日経過後、売却又は処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																				
立川市 立川市自転車等放置防止条例	S 59 ・ 3 ・ 31	S 59 ・ 11 ・ 10	R 1 ・ 4 ・ 30	R 1 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	<p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>2,700～ 5,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>600～ 1,500円</td> <td>1,600～ 3,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>70～130円</td> <td>160～260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間ごとに上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間ごとに100円</p>			自転車	原付	1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円	1日利用		70～130円	160～260円	<p>■手続 移送→保管→告示及び通知→告示した日から2月経過後、売却、無償譲渡→売却できなかった自転車は、廃棄物処理法その他の法律に基づく措置</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円</p>					
		自転車	原付																												
1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円																												
	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円																												
1日利用		70～130円	160～260円																												
立川市 立川市自転車等駐車場条例	H 5 ・ 6 ・ 18	H 5 ・ 6 ・ 18	R 5 ・ 6 ・ 6	R 5 ・ 7 ・ 1																											
武蔵野市 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	H 6 ・ 12 ・ 20	H 7 ・ 6 ・ 15	H 19 ・ 12 ・ 26	H 20 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	<p>■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6か月</td> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	6か月	市民	一般	3,000円	4,500円	学生	2,000円	3,000円	その他	一般	4,000円	6,000円	学生	3,000円	4,500円	<p>■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分</p> <p>■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>	○
		自転車	原付																												
6か月	市民	一般	3,000円	4,500円																											
		学生	2,000円	3,000円																											
	その他	一般	4,000円	6,000円																											
		学生	3,000円	4,500円																											
三鷹市 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例	H 30 ・ 12 ・ 27	H 31 ・ 4 ・ 1	—	—	○	○	—	放置禁止区域	義務付	<p>※下記の種類の駐輪施設あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)</p>	<p>■手続 撤去→通知又は告示→保管(2か月)→処分(売却含む)</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円</p>	○																			

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																
					自転車	原付	自二																					
青 梅 市	青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H 4・3・31	H 4・10・1	H 24・6・28	H 25・4・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	■定期利用…1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円	■手続 移動→通知(告示)→60日→売却→廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																
	青梅市有料自転車等駐車場条例	H 24・6・28	H 25・4・1	R 2・6・24	R 2・7・1	○	○	○	—	—	河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 自二(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 東青梅駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 自二(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 ■一時利用…1日単位 東青梅駅北口、南口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円																	
府 中 市	府中市自転車の放置防止に関する条例	S 58・6・30	S 58・10・1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヵ月(定期)</td> <td>800～2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	1ヵ月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円				
		自転車	原付	自二																								
1ヵ月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円																									
一時使用	100円	150円	200円																									
府中市立自転車駐車場条例	H 3・3・22	H 3・3・22			○	○	○	—	—	府中駅南自転車駐車場 時間使用 24時間につき300円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は無料とする) 府中駅北自転車駐車場 時間使用24時間までごとにつき100円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は無料とする)																		
昭 島 市	昭島市自転車等の放置防止に関する条例	H 3・9・24	H 4・4・1	H 19・12・21	H 20・1・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1ヵ月</td> <td>700～2,000円</td> <td>1,500～2,500円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月</td> <td>1,600～5,000円</td> <td>3,500～6,500円</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月</td> <td>3,200～10,000円</td> <td>7,000～13,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1ヵ月	700～2,000円	1,500～2,500円	3ヵ月	1,600～5,000円	3,500～6,500円	6ヵ月	3,200～10,000円	7,000～13,000円	■手続 警告→撤去→保管→告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車	原付																									
1日	100円	200円																										
1ヵ月	700～2,000円	1,500～2,500円																										
3ヵ月	1,600～5,000円	3,500～6,500円																										
6ヵ月	3,200～10,000円	7,000～13,000円																										
昭島市自転車等駐車場条例	H 10・10・1	H 11・7・1	R 3・6・29	R 3・7・1	○	○	—	—	—																			

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																
					自転車	原付	自二																																					
調布市 調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例 調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H9・12・18	H10・4・1	H28・10・1		○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり (駅からの距離別設定) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>600～ 2,600円</td> <td>2,500～ 3,200円</td> <td>4,000～ 4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～ 7,400円</td> <td>7,000～ 9,100円</td> <td>11,300～ 11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,800～ 14,100円</td> <td>13,200～ 17,400円</td> <td>21,300～ 22,500円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ごみ</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円 12時間</td> <td>200円 12時間</td> <td>300円 12時間</td> </tr> <tr> <td>短期一時利用</td> <td>100円 2時間</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円	3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円	6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円		自転車	原付	自二	日ごみ	100円	200円	—	一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間	短期一時利用	100円 2時間	—	—	■手続 警告→撤去→保管→告示→30日→処分 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○原付 5,000円	○
		自転車	原付	自二																																								
1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円																																									
3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円																																									
6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円																																									
	自転車	原付	自二																																									
日ごみ	100円	200円	—																																									
一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間																																									
短期一時利用	100円 2時間	—	—																																									
町田市 町田市自転車等の放置防止に関する条例	S58・4・1	S58・4・1	H16・7・31	H16・7・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■手続 移送→表示→2か月→告示→自転車法により処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																																	
小金井市 小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例 小金井市有料自転車駐車場条例	S58・10・8	S58・12・15	H29・12・22	H30・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～ 2,000円</td> <td>2,400～ 3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→保管→告示→6か月経過→所有権帰属告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○																							
		自転車	原付																																									
1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円																																										
一時利用	100円	150円																																										
小平市 小平市自転車等の放置防止に関する条例	S58・10・8	S58・12・15	R5・3・30	R5・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,500円</td> <td>2,000～ 2,700円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車(1か月)は学割あり ※自転車(一時利用)は小平駅南口のみ150円		自転車	原付	1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管(2か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○																							
	自転車	原付																																										
1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円																																										
一時利用	100円	150円																																										
日野市 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H4・6・30	H4・9・1	H28・3・31	H28・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→公示→保管(2か月)→条例により処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円																								
	自転車	原付																																										
1か月	500～ 3,000円	3,000円																																										
1日	100円	150円																																										

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																			
					自転車	原付	自二																								
東村山市 東村山市有料自転車等駐輪場条例	H 20 ・ 12 ・ 26	H 21 ・ 6 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 30	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 努力義務	■有料制 (有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全18か所) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,200～ 1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table> ■年間登録制駐輪場 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>7,200円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円	学生	1,200～ 1,500円	1日利用		100円	150円		自転車	一般	9,600円	学生	7,200円	○	○	
		自転車	原付																												
1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円																												
	学生	1,200～ 1,500円																													
1日利用		100円	150円																												
	自転車																														
一般	9,600円																														
学生	7,200円																														
東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 12 ・ 13	H 2 ・ 12 ・ 13	H 27 ・ 3 ・ 30	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—	—	—																				
国分寺市 国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 ・ 3 ・ 30	S 60 ・ 7 ・ 1	R 5 ・ 3 ・ 30	R 5 ・ 3 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域 努力義務	■承認制(有料) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>市内居住者</td> <td>1,000～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td>1,200～ 2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table> ※自転車の1か月は学割あり		自転車	原付	1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円	市外居住者	1,200～ 2,400円	1日		100円	150円	○	○							
		自転車	原付																												
1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円																												
	市外居住者	1,200～ 2,400円																													
1日		100円	150円																												
国分寺市有料自転車等駐輪場条例	H 2 ・ 9 ・ 29	H 2 ・ 11 ・ 1	R 1 ・ 9 ・ 27	R 2 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	■手続 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	○																					
国立市 国立市自転車安全利用促進条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	R 3 ・ 9 ・ 24	R 3 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理区域 義務付	■承認制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>市内居住者</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="2">3,500～ 4,500円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1日</td> <td>市内居住者</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td rowspan="2">250～ 300円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※屋根のない自転車駐輪場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐輪場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1か月の自転車使用料にのみ適用) ※中央線高架下自転車駐輪場のみ、自転車1ヶ月1,000円 ※使用料の50/100減額、免除制度あり		自転車	原付	自二	1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円	市外居住者	2,000円	2,400円	1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円	市外居住者			○	—
	自転車	原付	自二																												
1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円																											
	市外居住者	2,000円	2,400円																												
1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円																											
	市外居住者																														
福生市 福生市自転車等の放置防止等に関する条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域 努力義務	■承認制(有料) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月		1,600～ 2,000円	3,000円			1日		100円	150円	○	○							
	自転車	原付																													
1か月		1,600～ 2,000円	3,000円																												
1日		100円	150円																												
福生市 福生市自転車等駐輪場条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1	○	○	—	—	■手続 警告→撤去→告示→保管(3か月)→所有権取得→処分 ■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円	—																					
狛江市 狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域 努力義務	■手続 警告→撤去→保管→告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	—																					

名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																							
					自転車	原付	自二																												
東大和市 東大和市自転車等放置防止等に関する条例	H 7・3・28	H 7・10・1	H 29・3・3	H 29・3・3	○	○	—	放置禁止区域	努力義務		<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→公示→保管(6か月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円 																								
清瀬市 清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H 2・10・1	H 3・1・10			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	700m(自肅範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800～ 2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,800～ 5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>1,600～ 1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,200～ 4,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	一般	1か月	1,800～ 2,000円	3か月	4,800～ 5,400円	学生	1か月	1,600～ 1,800円	3か月	4,200～ 4,800円	一時利用		100円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管(60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 								
		自転車																																	
一般	1か月	1,800～ 2,000円																																	
	3か月	4,800～ 5,400円																																	
学生	1か月	1,600～ 1,800円																																	
	3か月	4,200～ 4,800円																																	
一時利用		100円																																	
清瀬市 清瀬市有料自転車等駐輪場条例	H 7・7・1	H 7・9・22			○	○	—	—	—	その他の駐輪場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>6か月</td> <td>7,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>14,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>6か月</td> <td>5,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>10,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金			自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円			
		自転車	原付																																
一般	6か月	7,200円	12,000円																																
	年間	14,000円	24,000円																																
学生	6か月	5,000円	12,000円																																
	年間	10,000円	24,000円																																
一時利用		100円	150円																																
東久留米市 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S 63・3・31	S 63・4・1	R 3・6・30	R 5・6・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th rowspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>28,800円</td> <td>24,400円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>17,280円</td> <td>14,640円</td> <td>18,120円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制(1日利用) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車		原付	屋根付	屋根無	一般	28,800円	24,400円	30,200円	学生	17,280円	14,640円	18,120円		自転車	原付	一般	100円	200円	学生	50円	100円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示→保管(2か月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 	
	自転車		原付																																
	屋根付	屋根無																																	
一般	28,800円	24,400円	30,200円																																
学生	17,280円	14,640円	18,120円																																
	自転車	原付																																	
一般	100円	200円																																	
学生	50円	100円																																	

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																												
						自 転 車	原 付	自 二																																	
多摩市	多摩市自転車等の放置防止に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 27	S 60 ・ 4 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 27	H 17 ・ 6 ・ 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,920円</td> <td>3,410円</td> <td>4,480円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,460円</td> <td>9,930円</td> <td>13,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>850円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,250円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>160円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	自二	一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円	3か月	5,460円	9,930円	13,140円	学生	1か月	850円	—	—	3か月	2,250円	—	—	1日利用		100円	160円	210円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	
			自転車	原付	自二																																				
一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円																																					
	3か月	5,460円	9,930円	13,140円																																					
学生	1か月	850円	—	—																																					
	3か月	2,250円	—	—																																					
1日利用		100円	160円	210円																																					
	多摩市営駐輪場条例	H 8 ・ 10 ・ 14	H 9 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 31	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—																															
稲城市	稲城市自転車等の放置防止に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 27	S 60 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 12 ・ 18	R 2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	■手続 警告→撤去→保管→ 告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円	○																													
羽村市	羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H 3 ・ 3 ・ 26	H 3 ・ 10 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 24	R 2 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■手続 撤去→保管→告示 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,040円 ○原付 3,060円	○																													
あきる野市	あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 22 ・ 6 ・ 21	H 22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—	■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分																														
西東京市	西東京市自転車等の放置防止に関する条例	H 13 ・ 1 ・ 21	H 13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二 (125ccまで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月極</td> <td>500～ 2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> ※無料もあり			自転車	原付	自二 (125ccまで)	月極	500～ 2,300円	3,000円		3,500円	一時利用	100円	200円	200円	■手続 警告→撤去→保管(60日)→ 告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円															
		自転車	原付	自二 (125ccまで)																																					
月極	500～ 2,300円	3,000円		3,500円																																					
	一時利用	100円	200円	200円																																					
瑞穂町	瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 12 ・ 13	H 17 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	義務付	■有料制、許可制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	1,500円	1,800円	学生	1,000円	1,200円	■手続 撤去→告示(14日)→保管 (2箇月)→リサイクル・処分 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 1,500円																		
		自転車	原付																																						
1か月	一般	1,500円	1,800円																																						
	学生	1,000円	1,200円																																						

5 放置禁止区域等の指定状況

令和5年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		557	
区部		424	
千代田区	放置禁止区域	12	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町、大手町、有楽町、東京(丸の内側・八重洲側一部)
中央区	放置禁止区域	10	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町、東京(八重洲口)、銀座一丁目
港区	放置禁止区域	17	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道(R5.7.1指定解除)、麻布十番、赤坂見附、新橋、広尾、白金台、お台場海浜公園、芝公園、高輪ゲートウェイ、赤坂)
新宿区	放置禁止区域	31	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿、西早稲田
文京区	放置禁止区域	17	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台東区	指導整理区域	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町
墨田区	放置禁止区域	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止区域	21	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京レポート、亀戸水神、有明テニスの森、国際展示場・有明
品川区	放置禁止区域	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横丁、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイランド、品川シーサイド
目黒区	自転車等放置禁止区域	14	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒、駒沢大学
大田区	放置禁止区域	35	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸、流通センター
世田谷区	放置禁止区域	36	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳鳥山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷、東北沢
渋谷区	放置禁止区域	16	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目、明治神宮前
中野区	放置規制区域	14	中野、鷲ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止区域	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止区域	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整理区域	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止区域	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止区域	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋
練馬区	放置禁止区域	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
足 立 区	放置禁止 区域	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整理区域	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江 戸 川 区	放置禁止 区域	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		133	
八 王 子 市	自転車等 放置禁止 区域	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止 区域	10	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館、砂川七番駅
武 蔵 野 市	放置禁止 区域	3	吉祥寺、三鷹、武蔵境
三 鷹 市	放置禁止 区域	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	自転車等 放置禁止 区域	3	青梅、河辺、東青梅
府 中 市	放置禁止 区域	13	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台、競艇場前駅
昭 島 市	自転車等 放置禁止 区域	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止 区域	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止 区域	8	町田、成瀬、南町田グランベリーパーク、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止 区域	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止 区域	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止 区域	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東 村 山 市	放置禁止 区域	6	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川、八坂
国 分 寺 市	放置禁止 区域	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整理区域	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止 区域	5	福生、牛浜、熊川、拝島、東福生
狛 江 市	自転車等 放置禁止 区域	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止 区域	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止 区域	2	秋津、清瀬
東 久 留 米 市	放置禁止 区域	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止 区域	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	自転車等 放置禁止 区域	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止 区域	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止 区域	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

令和5年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡以上	10㎡毎に1台	200㎡以上	20㎡毎に1台
渋 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
港区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新宿区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※最大50%削減の規模の特例あり 平成31年1月1日施行
墨田区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分は、 基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台、5,000㎡を超える部分は 30㎡毎に1台
江東区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
品川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
目黒区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎 に1台
大田区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
世田谷区	250㎡以上	25㎡毎に1台	300㎡以上 25㎡毎に1台	200㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
渋谷区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は30㎡ 毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年 4月2日公布、平成26年10月1日施行
中野区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※200台を超える部分は基準面積の2倍 毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施 設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉並区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定 した自転車駐車場の規模の1/2
豊島区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
北区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
荒川区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
板橋区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練馬区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
足立区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛飾区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要 台数(1台以上)	施設用途による必要 台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八 王 子 市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立 川 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武 蔵 野 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三 鷹 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青 梅 市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府 中 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭 島 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調 布 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町 田 市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小 金 井 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小 平 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日 野 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東 村 山 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国 分 寺 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国 立 市	500㎡以上のもの	15㎡毎に1台	500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
福 生 市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清 瀬 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台
多 摩 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲 城 市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽 村 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西 東 京 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞 穂 町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国立市	500㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡以上のもの20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		教室面積が300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	左記の用途に分類されない施設は延べ面積が900㎡を超えるもの延べ面積45㎡毎に1台。1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		令和4年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
千代田区 千代田区民営自転車駐車場整備事業補助金交付要綱	令和4年度	<p>【補助対象者】 (1) 法人又は個人であって、当該自転車駐車場を開設した日(増築又は改築する場合にあっては、当該工事が完了した日)から5年以上運営する見込みのある者 (2) 補助金の交付申請をする日の属する年度の2月末日までに補助金の対象となる事業に係る契約、工事等が完了し、当該年度の3月末日までに規定する書類を提出できる者</p> <p>【補助対象事業】 区内に自転車駐車場を新設し、又は区内の自転車駐車場を増築若しくは改築する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができるものであり、かつ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 (2) 自転車駐車場が不特定の者が利用する自転車等を収容できるものであること。</p> <p>【補助対象経費】 (1) 自転車駐車場の整備に係る駐車用設備の購入費及び設置費とする。 (2) 自転車駐車場を他の用途の施設と併設する場合の補助対象経費は、自転車駐車場部分の整備に係る経費に限るものとする。この場合において、他の用途の施設部分と自転車駐車場部分のどちらにも供し、かつ、不可分である部分に係る補助対象経費は、当該自転車駐車場部分の面積を施設全体の面積で除した数値に施設全体に係る補助対象経費を乗じて得た額とする。</p> <p>【補助金の額】 補助金の額は、駐車用設備の形式に応じ、1台当たりの標準整備費(実額ではない標準的な整備に係る経費をいう。)に整備した駐車用設備の台数を乗じて得た額と補助対象経費とのいずれか少ない額とし、200万円を上限として予算の範囲内で交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 1台当たりの標準整備費 平置き式:5,000円 機械式:15,000円 精算機:300,000円</p>	A	0	0台	0	0台
江東区 江東区民営自転車駐車場整備事業補助金	平成29年度	<p>【補助対象者】 (1) 法人又は個人であって、補助金交付後、当該自転車駐車場を開設した日から3年以上運営する見込みのある者(鉄道事業者は対象外)。 (2) 申請年度の2月末日までに補助対象事業に関する契約及び工事等が完了し、3月末日までに当該補助対象事業に係る支払が全て完了し、かつ、要綱第12条に規定する書類が提出できる者 (3) 補助金を受けることが適当であると区長が認める者。</p> <p>【補助対象事業】 (1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 (2) 自転車駐車場を新設、増築又は改修する場所が鉄道駅の周辺、商業施設、観光地の周辺等放置自転車が発生する見込みが高いと区長が認める地域であること。 (3) 自転車駐車場が不特定の一般区民が利用する自転車等を収容できるものであること。</p> <p>【補助金額】 (1) 補助対象経費の3分の1以内の額または形式ごとに定める1台あたりの標準整備費(実額ではない標準的な費用の額)に整備台数を乗じて得た額とし、500万円を上限として予算の範囲内で交付する。 なお、1台あたりの標準整備費は平置き式で5,000円、機械式で15,000円である。 (2) 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	A	4	211台	0	0台
					4,804千円		0千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和4年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成2年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けて設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A	0	0台 0千円	0 0千円	0台 0千円
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	【補助対象】 ●対象事業 ①鉄道駅から概ね300メートル以内の地域にあること。 ②駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ③継続して5年以上運営されること。 ④収容能力が概ね30台以上(原動機付自転車は1台につき自転車1.5台分として換算)あること。 ※駐車場の設置又は経営を目的とする財団法人で、国その他公共団体から寄付又は補助金を受ける者が設置又は経営する駐車場、条例の自転車駐車場設置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業所等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者又は借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) ※鉄道事業者は建設費のみ対象 【補助額】 ●建設費 次のうち低い方の額とし、500万円を限度とする。 ①建設費(複合用途の建物は駐車場設置部分に限る)の1/2の額 ②1台あたりの基準単価7万円に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理費 次の額(増築の場合は増築部分に限る)を初交付年度から起算して5年間交付する。 ①駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額 ②立体構造で単独かつ専用施設である建物に係る固定資産税及び都市計画相当税額	A	14	3,172台 94,792千円	1 515千円	47 515千円
世田谷区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く11箇所の収容可能台数。 (※29年度末時点では、12箇所1,897台の実績)	A	23	1,662台 不明	0 0千円	0台 0千円
中野区	中野区民営自転車等駐車場設置補助	平成元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232台 8,300千円	0 0千円	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		令和4年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
杉並区 杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和60年度	(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (4) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること (5) その他区長が必要と認めるもの ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務) 【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。	A	22	2,513台	0	0台
					50,671千円	636千円	
北区 北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	【対象・条件】 ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。	A	2	277台	1	97台
					7,140千円	2,110千円	
荒川区 民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	【対象・条件】 ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 【補助額】 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場: 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場: 収容台数×42,000円 ・標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ・交付限度額 ①平置式駐車場: 200万円 ②立体式駐車場: 400万円	A	15	1,497台	0	0台
					10,920千円	0千円	
板橋区 民営自転車駐車場助成	昭和60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A	不明	不明	0	0台
					不明	0千円	

区	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和4年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
足立区	民営自転車駐車場設置補助	昭和58年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅等から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 <p>【補助額】</p> <p>(1)設置費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×40,000円(原付 60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) <p>・交付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平置式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 <p>(2)管理費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。 	A	109	22,473台 337,032千円	3 8,093千円	303台 0千円
葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること 	A	53	5260台 105,667千円	3 3,593千円	254台 0千円
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が別に定める 	A	3	1,576台 37,211千円	0 0千円	0台 0千円

種別	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	実績					
				発足からの累計		令和4年度			
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)		
三鷹市	三鷹市民間自転車等駐車施設設置・運営等補助金交付要綱	昭和63年度	<p>【補助対象】</p> <p>1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1) 一般市民の利用に供されるものであること</p> <p>(2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること</p> <p>(3) 駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること</p> <p>(4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること</p> <p>2 前項の駐車場には、三鷹市駐輪場整備運営基本方針に基づき市立自転車等駐車場として公共の用に供するために整備される駐車場を含むものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。</p> <p>(1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの</p> <p>(2) 条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの</p> <p>(3) 本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの</p> <p>【補助条件】</p> <p>(1) 駐車場の敷地を所有する者にあつては、その敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額</p> <p>(2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。</p> <p>(3) 駐車場を運営管理する者にあつては、駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。</p> <p>ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>※条例第4章 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例第4章・・・自転車等駐車場の附置義務</p>	A	14	4,070台	0台	37,246千円	0千円
調布市	民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平置式(簡易舗装, フェンス囲, 屋根, ラック付) ・立体式(ラック付) <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。 	A	4	867台	0台	3,082千円	0千円
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。 <p>※設置費については、令和2年3月31日廃止。ただし、管理費については、継続。</p>	A	14	2,309台	274台	148,144千円	2,751千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和4年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	2	459台 5,436千円	0 0千円	0台 0千円
小平市	小平市民営自転車等駐車場補助	平成20年度	【補助対象】 ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A・C	22	3,141台 75,333千円	1	55台 292千円
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成(国分寺市自転車等の放置防止に関する条例)	昭和59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円
稲城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成3年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ・通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ・自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ・利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：令和5年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
千代田区	放置自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車台数調査	放置台数調査
港区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	①放置台数調査 ②駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新宿区	放置自転車台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の放置自転車等の台数調査	自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の 乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・ 11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐輪場等置場内乗入台数 (自転車・バイク) ②駐輪場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	年2回 (5・11月)	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型 バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐輪場利用台数 ④自転車駐輪場整備台数
葛飾区	駅周辺における放置自転車等実態 調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の 乗入自転車・原付車・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場利用台数 ③民間駐輪場利用台数及び開設状況
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年2回 (5・10月)	自転車駐輪場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年3回 (6・10・2 月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立川市	実態調査	毎月平日と土 曜の午前午後 1回ずつ	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	年2回 (5・10月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府中市	駅周辺自転車駐輪場台数調査	年1回 (10月)	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転 車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
昭島市	駅周辺民間駐輪場の利用状況調査	年1回 (8月)	自転車 原動機付自転車	駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 と売上試算
調布市	自転車等駐輪利用状況	毎月末	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 放置自転車等の警告数、撤去台数等
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	年2回 (6・11月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置 台数
小金井市	駅周辺自転車利用状況	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
日野市	駅周辺自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
国立市	自転車駐輪場利用状況調査	平日	市営自転車駐輪場	自転車、原動機付自転車、自動二輪車の駐車台数
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	放置自転車等台数調査	年1回 (10月)	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放 置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査
あきる野市	駅周辺自転車等駐輪場駐車台数調 査	年2回 (5月・10月)	市内5駅周辺の自転車等駐輪場に駐車され ている自転車と原動機付自転車	駐輪場内駐車台数・駐輪場外駐車台数
西東京市	駅周辺自転車等駐輪場利用状況等 調査	年1回 (10月)	市内5駅周辺の自転車等駐輪場に駐車され ている自転車等台数及び放置自転車等台数	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺の夜間放置自転車等の状況

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)
- 6 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 7 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 8 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金
(普通交付金)

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
 - ①特定交通安全施設等整備事業 ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車が対
象（都市計画事業を除く）
 - ②都市構造再編集中支援事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車が対象
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金） — 道路の附属物として整備する自転車駐車が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内(新設)、5/10(改築)	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	都市構造再編集中支援事業	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の1/2	令和2年度開始
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	自転車駐車場(駐車台数200台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所をネットワークを形成している場合は合計で200台以上)の駐車施設。ただし、立地適正化計画に位置づけられた事業であって、かつ、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に位置づけられた事業であって、かつ、再編実施計画に位置づけられた地域公共交通再編事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設。)整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1) 設計費 ① 基本設計費 自転車駐車場の基本設計に要する費用 ② 実施設計費 自転車駐車場の実施設計に要する費用 (2) 施設整備費 自転車駐車場の工事に要する費用	設計費、施設整備費の1/3以内(ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2以内)	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.0/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	補助率1/2以内(ただし、補助の対象は事業費の25%以内とする)	昭和48年度から59年度まで補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担 ※現在は事業休止につき受付は行っていません。
	(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	区市町村等からの要請	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税担当所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条第1項により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \frac{\text{都の基準額}}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
東京都		3,451	2,968	3,102	2,937	2,817	2,645	2,622	2,950	2,897	2,700
区市町村	特別区	1,137	974	1,021	970	926	868	864	976	959	896
	市町村	586	509	529	497	481	454	446	497	488	453
	小計	1,723	1,482	1,550	1,467	1,407	1,321	1,310	1,474	1,447	1,349
合計		5,174	4,450	4,652	4,404	4,224	3,966	3,932	4,424	4,344	4,049

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設調整担当所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条(昭和53年度発足)

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱(令和6年1月25日最終改正)

(2) 採択基準(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和5年度版))

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、かつ事業費500,000千円以上のもの
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤、通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
- ③ 用地についての補助は、通勤・通学目的に利用する自転車駐車場に限る。

(3) 補助率(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和5年度版))

新設1/2以内、改築5/10(用地費・工事費とも)

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

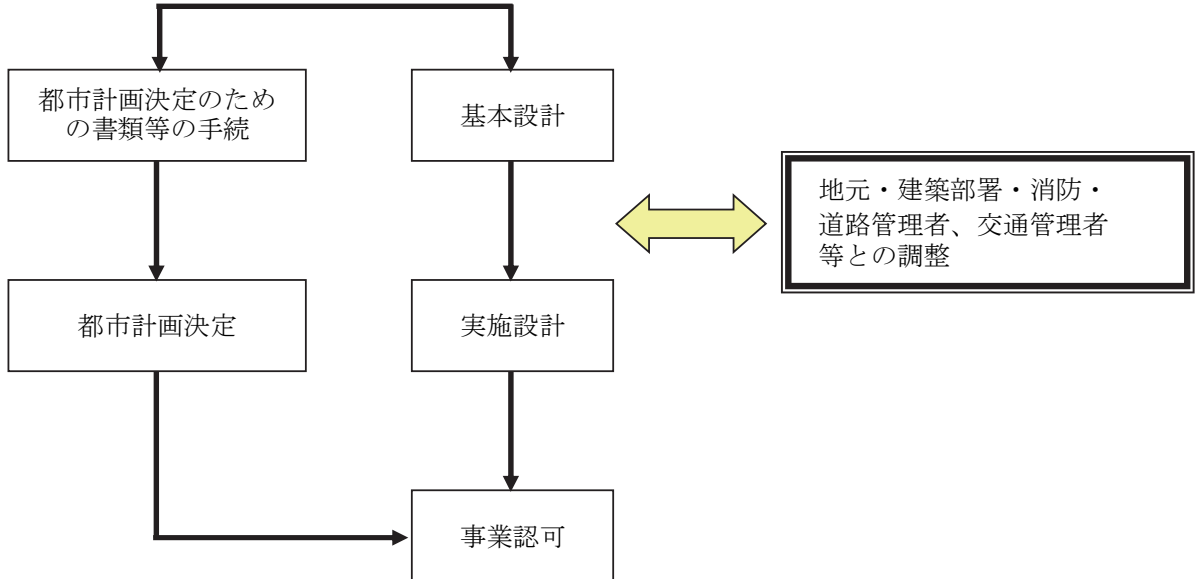
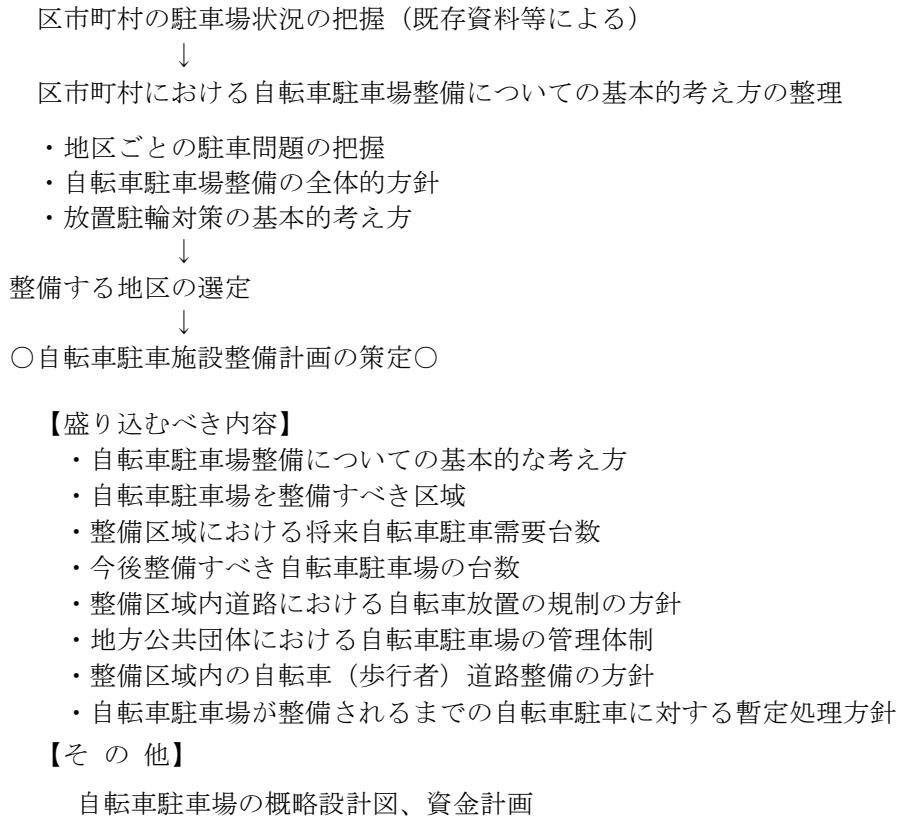
- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場

- ② この自転車駐車場の整備は、道路整備事業の一環として行うものであるため、無料を原則とするが、必要に応じ自転車駐車場利用者との計画により、自転車駐車料を支払わせることができる。

※①自転車駐車場の取扱いについて(昭和53年7月20日建設省都計発第44号建設省都市局都市計画課長通達)

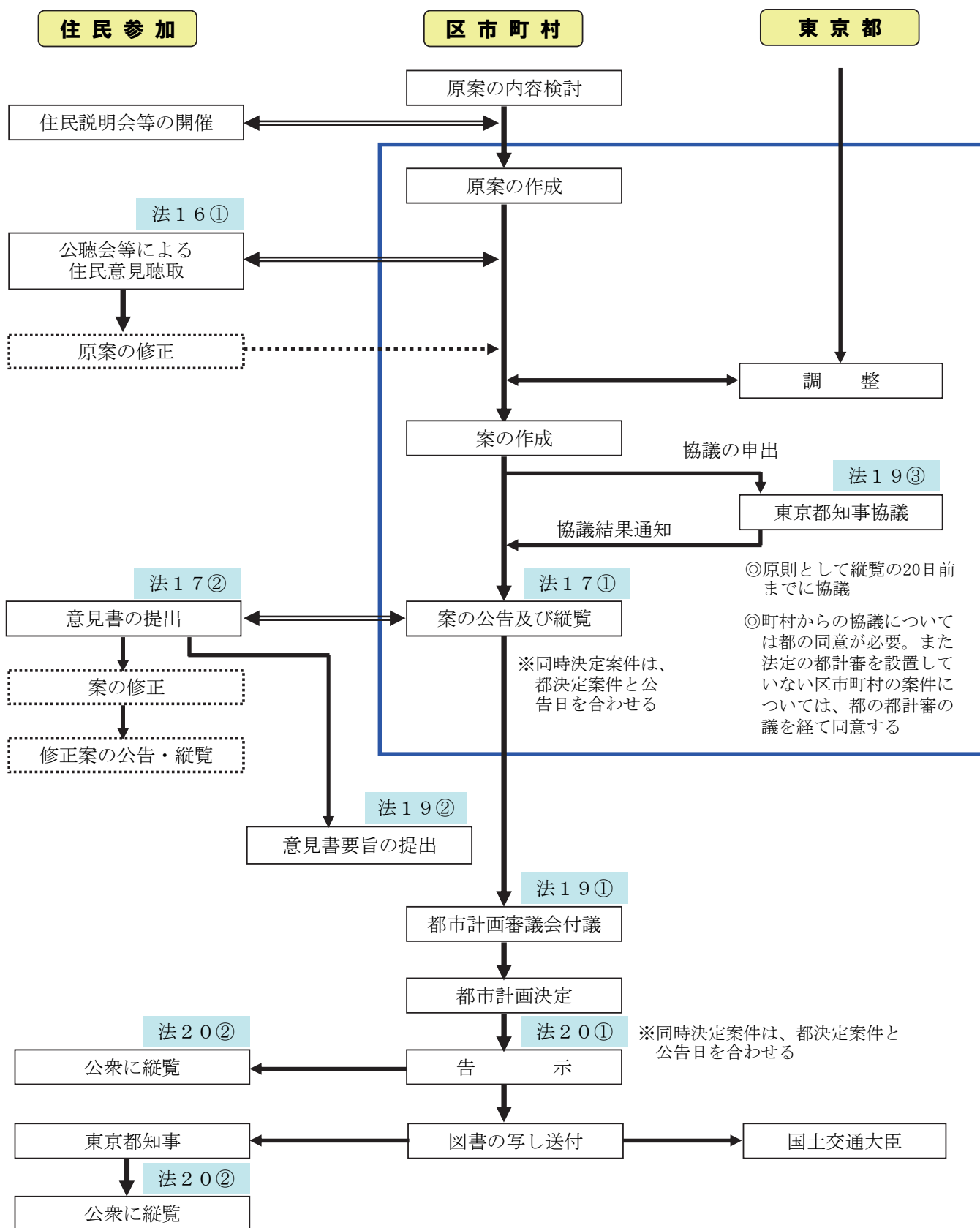
※②自転車駐車場整備事業の取扱いについて(昭和54年5月1日建設省都市局街路課建設専門官事務連絡)

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実績

都市計画自転車駐車場一覧

令和6年2月1日現在

名称		位置	計画決定年月日	面積(m ²)	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
番号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54.1.16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54.3.22	900	上3	1,700	市	54	156(9)	○	JR
多摩 1	多摩ツツケ-駅東	大字落合 字長久保	S54.4.2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平8	S55.1.23	1,200	上2	1,650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平8	S55.1.23	850	上1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55.3.4	520	上1	450	区			未	メトロ千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57.6.30	290	上1	210	区	57	51(24)	○	JR
江戸川 1	船堀	船堀2	S58.1.11	1,300	上2	2,300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58.11.30	1,010	上1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59.11.15	680	上1	510	区	59~60	5(1)	○	有楽町線
板橋 4	小竹向原	向原1	S59.11.27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	○	有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60.6.14	650	上1	430	区	60	43(5)	○	JR
北 1	王子北口	王子1	S60.6.13	660	上1	650	区	60	50(8)	○	JR
北 2	王子南口	栄町	S60.6.13	390	上2	460	区	60	48(10)	○	JR
北 3	王子中央口	王子1	S61.3.18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	○	JR
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61.8.12	260	上2下1	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62.3.31	2,820	下1	1,900	区	62	596(31)	○	JR
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2.1.26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	○	丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4.2.1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4.3.4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937(60)	○	JR・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4.11.9	1,200	下1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4.11.9	600	下1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5.3.1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600(53)	○	JR
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5.10.27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口地下	元町1	H6.3.4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6.3.17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492(50)	○	JR・ 有楽町線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7.3.28	990	上1下1	680	区	7~12	1,851(272)	○	TX・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7.3.22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928(93)	○	JR
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7.3.24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7.8.10	220	上6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7.8.15	1,000	下1	850	区	7~9	576(67)	○	JR・ 南北線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7.11.8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	TX
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7.11.8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	TX
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7.11.24	1,100	下1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄白河駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7.11.24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,200	下1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8.1.5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8.7.4	1,700	下1	1,030	区	9~10	933(91)	○	都営大江戸線・ JR
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8.7.4	1,700	下1	1,130	区	9~10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8.7.22	1,900	下1	1,000	区	8~12	1,600(160)	○	JR
足立 2	青井駅	青井3	H9.1.10	2,400	下1	2,000	区	9~16	1,040(52)	○	TX

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構 造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	外○東西線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	11～12	1, 148(94)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10～11	462(78)	○	J R
調布 1	飛田給北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	区	26～27	87(28)	○	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	区	26～29	148(31)	○	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	区	26～27	146(21)	○	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	区	26～27	102(19)	○	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	区	26～29	313(26)	○	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	区	26～28	170(20)	○	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	外○半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下 1	600	区	13～14	700(120)	○	外○半蔵門線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13～15	1, 258(50)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	外○日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	外○東西線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市	26～31		○	J R、西武線
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22～32		○	外○有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24～26	1, 389(56)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区	29～35		事	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	24～26	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25～27	2, 685(134)	○	外○有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下 1	700	区	26～35		事	J R・東急・外 ○・京王
江戸川10	小岩駅南	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区	28～38		事	J R
国立 2	国立駅南第1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上 3	2, 600	市	27～29	1, 240(47)	○	J R
調布 2	調布駅南地下	小島町2	H27. 11. 26	2, 900	下 1	1, 900	市	28～30		廃	京王線
大田 9	蒲田駅東口地下	蒲田 5	R5. 2. 1	3, 300	下 2	2, 800	区	28～11		事	J R・東急線
中野 4	中野四季の森公園 地下	中野 4	H29. 5. 1	2, 000	下 1	1, 500	区	29～30	913(61)	○	J R・メトロ東西 線
江戸川11	小岩駅北	西小岩1	R5. 8. 9	4, 200	下 1	2, 000	区			未	J R
東久留米1	東久留米駅西口第 1	本町1	H30. 11. 21	800	上3下1	1, 000	市	31～5	735(74)	○	西武池袋線
東久留米2	東久留米駅西口第 2	本町1	H30. 11. 21	550	上3下1	800	市	31～5		事	西武池袋線
小平 1	小川駅西口地下	小川西町4	R3. 2. 22	2, 400	下 1	1, 200	市			未	
荒川 6	西日暮里駅前	西日暮里5	R3. 6. 18	550	下機	1, 000	区			未	
合 計	85箇所					113, 000					

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止 (合計箇所数には、廃止を含まず)

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 都市構造再編集集中支援事業(国庫補助金)

(国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第46条
要 綱 都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、立地適正化計画策定済の区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 補助金は、交付対象事業費の1/2。

(3) 実 績

実績なし

6 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第46条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
平成27年度	港区	桜田公園自転車駐車場	314.80	地下機械式2基	408	436,928	96,107
平成29年度	世田谷区	旧東北沢4号踏切南自転車駐車場	160.00	地上1階	90	59,400	59,400
平成29年度	国立市	国立駅南第1自転車駐車場	1,300.00	地上2階地下1階	2605	1,240,200	1,014,000
			21,429.96		19,596	9,290,269	8,334,135

6 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設設計画担当所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている、又は、阻害されるおそれのある箇所自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付 73 自転車372	83,611	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453 用地費 57,898	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930	用地費 134,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	2,780	地下自走式	自転車3,000	設計費 15,422	設計費 13,400
平成27年度	八王子市	八王子駅南口第2自転車駐車場	122.93	平置き	自転車100	用地費 43,272	用地費 43,000
	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	用地費 239,118	用地費 239,118
		調布市立布田東路上自転車等駐車場	752.74	平置き・ ラック併用	原付 10 自転車390	用地費 149,196	用地費 149,196
調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070	用地費 90,645	用地費 89,000		
平成28年度	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	147,960	55,000
		調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070		21,500
		(仮称)調布市立調布西第1路上自転車等 駐車場	758.86	平置き・ ラック併用	自転車300	用地費 310,278	用地費 310,000
		(仮称)調布市立調布東第1路上自転車等 駐車場及び(仮称)調布市立調布東第2路 上自転車駐車場	1,527.14	平置き・ ラック併用	自転車670	用地費 290,799	用地費 283,900
平成30年度	墨田区	(仮称)錦糸町駅南口機械式地下自転車駐 車場	350.00	地下自走式	自転車450	282,664	281,500
	練馬区	(仮称)氷川台駅第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	169,995	130,000
		大泉学園駅南第一(拡張)自転車駐車場	60.00	ラック式	自転車39	49,198	44,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	573,895	516,500
令和元年度	練馬区	(仮称)氷川台第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	114,414	14,600
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	728,285	644,200

7 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐輪場	24,785	8,685

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
平成26年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
平成27年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812
	大 田	大田第2号大森町駅自転車駐車場	105,037	27,237
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	2,287	887
	大 田	大田第4号京急蒲田駅西口自転車駐車場	168,462	45,562
	大 田	大田第5号京急蒲田駅東口自転車駐車場	154,727	54,227
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	6,358	2,258
	大 田	大田第7号糀谷駅自転車駐車場	69,305	24,305
平成28年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	225,813	79,113
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	245,146	77,046
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	494,259	155,159
	大 田	大田第7号糀谷駅自転車駐車場	104,928	33,028
平成29年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	28,204	8,904
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	179,904	57,754
平成30年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	76,716	26,916
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	343,810	120,410
令和元年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	38,124	13,343
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	517,248	181,048
令和2年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐輪場	33,548	10,682
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	840,262	264,131
令和3年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	66,275	23,275
令和4年度	練 馬	平和台駅自転車駐車場	30,414	8,734
令和3年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	123,245	36,546
令和4年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	499,661	174,961
計				8,529,411

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部政課都区財政調整担当所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と法人事業税交付対象額等との合算額の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理 (当該年度分)	1,235,036 (101.0)	1,181,832 (95.7)	1,175,503 (99.5)
	放置自転車対策 (当該年度分)	2,658,921 (101.4)	2,649,089 (99.6)	2,639,190 (99.6)
投資的経費	自転車駐車場の整備 (前年度実績)	553,683 (55.9)	453,141 (81.8)	434,812 (96.0)

[上段: 需要額ベース、千円 下段: 対前年比、%]

8 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一、 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二、 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三、 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助(交通安全施設等整備事業)採択基準より(平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面積 (㎡)	台数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市(一ツ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)、田無市(田無駅前)、府中市(東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市(鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市(分倍河原駅前)、三鷹市(三鷹台駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市(立川駅前)、府中市(武蔵野台駅前)、小平市(小平駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市(西秋留駅前)、日野市(豊田駅前)、立川市(立川駅前)、府中市(中河原駅前3ヶ所)、調布市(西調布駅前)、小平市(小川駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市(河辺駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市(武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市(一ツ橋学園駅前)、国分寺市(西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村(羽伏浦)
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
現在は事業休止につき受付は行っておりません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

令和元年9月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6 区・7 市 1 公社	20箇所	11,173	

10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人に移行しました。この間、地方公共団体等と締結した協定書に基づき、令和4年度末までに1,376か所（収容台数約82万台）の自転車等駐車場を建設するとともに、自転車等駐車場の管理運営を行っています。以下がセンターの主な事業です。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体等からの要請を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行うとともに、老朽化した施設の建替え及び大規模修繕事業（リニューアル）も行っています。駐車場の用地は地方公共団体から無償で提供（借地も可）してもらいますが、一定期間管理を行った後、建設した施設は、地方公共団体に無償で譲渡します。また、最近では、従来のBOT方式による整備だけでなく、BT0方式による整備や施設を普通財産としてセンターが無償で貸付を受けた上での施設改良・改修（R0）のほか、指定管理者制度を活用した自治体所有施設（条例施設）の建替えなど多様な地方公共団体の要望を踏まえた手法で整備・管理運営を行っております。建設に際しては、建設予定の駅周辺における実態調査や需要見込み調査を行い、その結果を踏まえ、適正規模の自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場をセンターの自己資金を活用して整備します。なお、（公財）JKA及び（一財）宝くじ協会の補助金を活用することも可能です。

（申込みについて）

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望される場合は、特に申込み期限はありませんが、できるだけ前年度の7月末までに所定の要望書をセンターあてにご提出ください。（詳しくはセンターのホームページ等をご覧ください。）

（負担金について）

地方公共団体が設置を希望される場合には、当該団体は事業費の一部を負担していただくこととなりますが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なりますので、当該地方公共団体との協議によって定めることとなっています。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間、直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与します。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場は原則としてセンターの直営管理とします。直営管理の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。最近の傾向として、概ね15年～30年の期間を管理運営している施設が大半を占めています。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議します。

(2) 貸与について

地方公共団体等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として建設後、当該地方公共団体等に有償貸与します。

貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営管理期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡されます。

3 調査研究

センターは公益財団法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っています。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力します。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益財団法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っています。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、これまでの経験とノウハウを活かし、現在、7市1特別区35か所において指定管理者の指定を受けて、管理運営を行っているとともに一部受託管理も行っております。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っており、現在3市から委託を受けています。

5 広報

国や地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車交通ルールの啓蒙普及促進等の広報活動を行っているほか、自転車利用促進や自転車と連携したまちづくり政策などをテーマとしたセミナーを開催しています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っており、これまで62地方公共団体のご協力をいただき、延べ27万台余の中古自転車を供与してきました。（※海外供与事業につきましては現在休止しております。）

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
TEL 03-6262-5290

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

令和6年3月31日現在

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
昭和58年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262	
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	〃	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク(増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
昭和60年度	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅西	〃	1,070
	大田区	J R 蒲田駅南	〃	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	日野市	J R 豊田駅前	〃	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
平成元年度	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口(増設)	〃	190

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成元年度	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	府中市	京王多磨壺園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	田無市	西武田無駅北口	〃	2,157
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	〃	430
	田無市	西武田無駅南口	立体自走式	2,279
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
平成5年度	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
	〃	京王府中駅東バイク	平面式	93
立川市	J R 立川駅北口(増設)	〃	90	
平成6年度	小平市	西武花小金井駅北	〃	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	京王北野駅東	立体自走式	1,763
平成7年度	〃	J R 高尾駅北口(増設)	〃	44
	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り	立体自走式	1,515
	〃	J R 西八王子駅北口西	〃	963
平成8年度	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成8年度	多摩市	京王永山駅高架下	平面式	1,190
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	〃	1,957
	府中市	J R 北府中駅	〃	1,250
	〃	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東(増設)	立体自走式	103
	〃	京王永山駅(複合施設)	〃	1,733
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	八王子市	J R 高尾駅南口	立体自走式	1,109
	〃	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	J R 片倉駅ミニバイク	〃	230
	町田市	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	〃	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
〃	J R 熊川駅東	平面式	80	
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	〃	〃 北口臨時	平面式	491
	〃	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	町田市	京王多摩境駅南側	〃	603
日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403	
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559	
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成12年度	練馬区	西武練馬駅東	平面式	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらかしき	立体自走式	2,544
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
	〃	〃 北口第2	〃	415
	〃	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	〃	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
〃	〃 東3	〃	110	
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東(増設)	立体自走式	678
	〃	〃 北3(増設)	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園(増設)	〃	159
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	保谷市	保谷駅北口第2	立体自走式	2,423
西東京市	西武東伏見駅北口第1B	平面式	96	
平成14年度	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
	〃	練馬駅西(増設)	〃	427
	町田市	京王多摩境駅北	〃	254
	〃	多摩境駅北(増設)	〃	273
	〃	町田駅森野第3バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口(臨時)	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
〃	〃 北口第1-2	平面式	217	
〃	〃 北口第2	〃	243	

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成14年度	日野市	高幡不動南第4	平面式	171
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2(改築)	〃	95
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	〃	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91
	〃	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第1(増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第1バイク(増設)	〃	168
	小平市	東部市民センター北(仮設)	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第2	〃	448
	〃	〃 第4	〃	52
	〃	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平面式	76
	〃	JR八王子駅南口臨時第2	〃	329
	武蔵野市	武蔵境駅南	〃	401
	府中市	府中本町駅前第2	〃	100
	〃	中河原駅西口第3	〃	335
	町田市	相原駅西口	〃	767
	〃	相原駅東口バイク	〃	155
	福生市	福生駅東口地下	地下式	2,351
平成17年度	府中市	分倍河原駅南	立体自走式	756
平成18年度	江東区	東陽町第3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口(増設)	〃	747
	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平面式	325
	八王子市	南大沢駅バイク	〃	27
	〃	めじろ台駅	地下式	828
	〃	めじろ台駅バイク	平面式	144
	府中市	府中本町駅第2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
	〃	多磨駅西口	〃	288
平成19年度	調布市	仙川駅東(仮設)	〃	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成19年度	稲城市	矢野口駅西	平面式	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	〃	202
	八王子市	南大沢駅第1バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第2(仮設)	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第2	〃	328
	〃	八王子駅北口東(屋外バイク)他	〃	68
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	〃	東府中駅東	〃	115
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1(増設)	〃	720
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3(仮設)	〃	506
	〃	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	武蔵野市	吉祥寺大正通北	〃	460
	〃	吉祥寺大通り東第4	〃	118
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	〃	東伏見駅北口	〃	129
	調布市	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221	
平成21年度	練馬区	光が丘ふれあいの径	〃	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1,100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	日野市	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	〃	綾瀬ふげんじ	〃	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
〃	堀之内駅(増設)	〃	199	
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	〃	733
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	〃	1,271
	〃	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1,500
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1,721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
日野市	豊田駅北3	立体自走式	490	
平成23年度	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口第3	平面式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前(増設)	〃	139
	〃	門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	三鷹駅中町第1	〃	1,514
	〃	三鷹駅中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅中町バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第2(仮設)	〃	327
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	武蔵境駅西高架下(改良)	〃	684
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口臨時(仮設)	平面式	408
	西東京市	保谷駅南口第1	立体自走式	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西側高架下第1	平面式	1,377
	〃	武蔵小金井駅西側高架下第2	〃	615
	武蔵野市	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	196
	町田市	成瀬駅南口	立体自走式	540
	〃	成瀬駅南口臨時バイク	平面式	61
平成26年度	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	町田市	多摩境駅北側(増設)	〃	157
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
	大田区	あすとウィズ公共	地下式	332
	八王子市	高尾駅北口	立体自走式	877
	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	50
町田市	成瀬駅北口路上	〃	128	
平成28年度	〃	南町田駅北口地下	地下式	641
	〃	町田駅森野第1(増設)	平面式	83
	府中市	府中駅東第2バイク	〃	46

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成28年度	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	42
	〃	西府駅南第2	〃	70
	稲城市	稲城長沼駅東	〃	459
	〃	稲城長沼駅西	〃	491
	〃	南多摩駅東	〃	333
	〃	南多摩駅西	〃	258
	江東区	亀戸駅東口第2(増設)	〃	100
	〃	東大島駅前(増設)	〃	77
平成29年度	〃	亀戸駅東口(建替え)	立体自走式	1,043
	八王子市	西八王子駅南口臨時	〃	848
	府中市	西府駅南第2(増設)	平面式	64
	武蔵野市	三鷹駅中町第3	〃	90
	〃	三鷹駅中町第4	〃	90
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	43
	稲城市	矢野口駅西(増設)	〃	154
	〃	南多摩駅西(増設)	〃	156
	町田市	鶴川駅南側	〃	859
	東大和市	武蔵大和駅第1公共	〃	256
	〃	武蔵大和駅第2公共	〃	395
	〃	玉川上水駅第1公共	〃	571
	〃	玉川上水駅第2公共	〃	425
	〃	玉川上水駅第3公共	〃	44
	〃	玉川上水駅第4公共	〃	491
	〃	玉川上水駅第5公共	〃	38
	〃	玉川上水駅第6公共	〃	145
	〃	桜街道駅第1公共	〃	46
	〃	桜街道駅第2公共	〃	31
	〃	桜街道駅第3公共	〃	176
	〃	桜街道駅第4公共	〃	231
	〃	上北台駅第1公共	〃	54
	〃	上北台駅第2公共	〃	82
	〃	上北台駅第3公共	〃	412
〃	上北台駅第5公共	〃	103	
〃	上北台駅第6公共	〃	653	
平成30年度	八王子市	西八王子駅南口(建替え)	立体自走式	1,091
	〃	京王八王子駅南臨時	平面式	445
	小金井市	武蔵小金井駅西側	〃	563
	〃	武蔵小金井駅西側バイク	〃	195
	府中市	府中駅南第2	〃	218
	東大和市	上北台駅台4公共	〃	202
	西東京市	ひばりヶ丘駅北口	〃	852
武蔵野市	三鷹駅中町第1・第2(増設)	〃	210	

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
令和元年度	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅東	立体自走式	567
	東大和市	上北台駅第7公共	平面式	71
	日野市	甲州街道駅南第1	〃	79
	〃	甲州街道駅北第1	〃	75
	〃	甲州街道駅北第2	立体自走式	446
	調布市	つつじヶ丘駅南第1	〃	620
	〃	つつじヶ丘駅南口西	平面式	1,130
	武蔵野市	武蔵境駅スイング北暫定一時利用	〃	158
令和2年度	町田市	南町田グランベリーパーク駅東バイク	平面式	94
	八王子市	八王子駅南口臨時	〃	116
令和3年度	町田市	玉川学園二丁目	平面式	111
	八王子市	京王八王子駅中央第2(増設)	平面式	38
令和4年度	八王子市	西八王子駅北口第4	平面式	133
令和5年度	町田市	南町田グランベリーパーク駅東	平面式	293
	武蔵野市	吉祥寺クックロード	立体自走式	603
	武蔵野市	三鷹駅中町第1(立体化)	立体自走式	1,938
合計	7区 19市 391箇所(増設を含む)			230,892

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体協議会（ムコーバ）

3 関係法令等

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (4) 東京都自転車安全利用推進計画

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考	
昭和26年	11,693	昭和26年及び 28年自治庁、 課税台数資料 による推算	平成3年	71,124	通産省生産動 態統計等によ る推算	
昭和27年	12,406		平成4年	73,200		
昭和28年	13,270		平成5年	74,962		
昭和29年	13,667		平成6年	76,637		
昭和30年	13,928		平成7年	74,935		
昭和31年	15,647		平成8年	77,022		
昭和32年	16,005		平成9年	78,954		
昭和33年	16,815	通産省生産動 態統計等によ る推算	平成10年	80,867	平成12年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注1)	
昭和34年	18,158		平成11年	82,780		
昭和35年	19,559		平成12年	84,815		
昭和36年	20,785		平成13年	85,170		
昭和37年	21,952		平成14年	85,549		
昭和38年	22,931		平成15年	85,933		
昭和39年	23,765		平成16年	86,324		
昭和40年	24,377		平成17年	86,647		
昭和41年	25,430		平成18年	67,225		平成24年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注2)
昭和42年	26,375		平成19年	67,820		
昭和43年	27,330		平成20年	68,387		
昭和44年	28,241		平成21年	68,921		
昭和45年	29,291		平成22年	69,883		
昭和46年	30,497	平成23年	70,141			
昭和47年	33,542	平成24年	70,472			
昭和48年	39,087	平成25年	71,551			
昭和49年	42,151	平成30年度 自転車産業振 興協会の調査 による推算 (注3)	平成26年	70,523		
昭和50年	43,930		平成27年	70,135		
昭和51年	45,555		平成28年	69,526		
昭和52年	46,855		平成29年	68,699		
昭和53年	48,007		平成30年	66,068		
昭和54年	49,541		令和元年	67,616		
昭和55年	51,230		令和2年	68,171		
昭和56年	52,325		令和3年	67,604		
昭和57年	53,630		令和3年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注4)	令和4年	56,413	
昭和58年	55,155			令和5年	55,036	
昭和59年	56,305	令和6年		53,731		
昭和60年	57,291	令和7年		52,503		
昭和61年	58,178	令和8年		51,398		
昭和62年	60,664	令和9年	50,399			
昭和63年	63,465					
平成元年	66,385					
平成2年	69,002					

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

注1 全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。(平成12年度 自転車の保有実態に関する調査研究報告書)

注2 全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。(平成24年度 自転車保有実態に関する調査報告書)

注3 全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の約230万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は20,000世帯である。(平成30年度 自転車保有実態に関する調査報告書)

注4 全国の単身生態を含む一般世帯を対象として、インターネット調査会社保有の約221万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した表本数は20,000世帯である。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
1 北海道	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872	2,540	2,069
2 青森	557	642	713	542	616	656	618	601	672	500	416
3 岩手	679	560	600	542	530	564	556	541	722	658	482
4 宮城	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216	1,041	824
5 秋田	546	622	582	580	547	545	472	456	587	484	334
6 山形	583	560	525	583	516	572	566	536	604	589	419
7 福島	993	766	896	851	975	893	865	794	959	847	639
8 茨城	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564	1,489	1,146
9 栃木	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194	1,013	891
10 群馬	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083	1,102	908
11 埼玉	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927	4,507	4,024
12 千葉	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711	3,189	2,959
13 東京	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553	8,168	7,692
14 神奈川	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553	4,264	3,759
15 新潟	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117	1,055	798
16 富山	544	526	513	578	524	523	540	459	574	503	475
17 石川	499	429	542	427	467	525	464	493	537	496	427
18 福井	422	348	448	388	351	374	372	394	397	374	336
19 山梨	305	274	303	291	316	398	396	374	401	391	293
20 長野	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035	1,113	823
21 岐阜	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091	970	847
22 静岡	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917	1,853	1,602
23 愛知	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197	4,098	3,768
24 三重	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981	908	618
25 滋賀	811	760	817	858	824	750	838	817	923	865	683
26 京都	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682	1,552	1,386
27 大阪	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488	5,969	5,596
28 兵庫	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245	3,073	2,607
29 奈良	676	701	749	808	818	827	749	772	732	697	558
30 和歌山	596	577	551	603	535	528	458	584	535	475	464
31 鳥取	276	330	309	309	322	286	274	307	279	265	213
32 島根	306	293	305	329	301	322	297	307	338	262	261
33 岡山	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139	1,062	891
34 広島	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592	1,346	1,178
35 山口	678	665	666	633	675	639	723	679	661	662	506
36 徳島	412	377	416	417	442	430	391	443	503	423	295
37 香川	632	574	576	631	598	659	633	606	638	540	450
38 愛媛	834	805	767	870	871	820	798	771	805	742	651
39 高知	365	391	387	371	388	376	415	412	442	413	406
40 福岡	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430	2,199	1,891
41 佐賀	323	340	412	348	459	393	411	380	367	375	267
42 長崎	239	276	382	243	359	276	284	319	361	314	212
43 熊本	890	761	827	821	777	783	908	741	906	771	621
44 大分	499	480	404	483	445	577	500	523	522	473	317
45 宮崎	492	460	522	540	452	490	460	418	507	501	435
46 鹿児島	551	548	600	512	605	543	567	435	604	546	509
47 沖縄	222	210	187	295	212	248	226	230	386	393	301
計	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551	66,068	57,247

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年～平成29年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 平成30年は、平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ⑤ 令和3年は、2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書(一般社団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ⑥ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2023	5,504	2.3
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2013	2,230	0.8
ドイツ	2016	7,300	1.1
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) ①日本の保有台数・率は、2021年度 自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書（一般財団法人自転車産業振興協会）及び総務省統計局の人口推計データから作成

②日本を除く国の保有台数・率は、自転車統計要覧（一般財団法人自転車産業振興協会）より抜粋

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	6,661,807	6,438,002	6,188,710	5,899,276	5,615,360	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,626,094	1,674,884	1,704,083	1,717,092	1,737,911	
	計	8,287,901	8,112,886	7,892,793	7,616,368	7,353,271	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	442,874	416,616	405,337	379,388	360,936	
	原付二種	90cc以下	46,571	42,807	40,664	37,467	35,100
		125cc以下	151,204	157,812	160,962	163,329	165,169
	計	640,649	617,235	606,963	580,184	561,205	

		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	5,353,473	5,103,395	4,853,131	4,652,686	4,489,401	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,752,278	1,787,133	1,818,357	1,872,491	1,950,858	
	計	7,105,751	6,890,528	6,671,488	6,525,177	6,440,259	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	331,917	314,574	297,794	290,963	285,934	
	原付二種	90cc以下	32,670	30,989	29,430	28,814	28,400
		125cc以下	164,895	166,805	168,066	173,542	178,818
	計	529,482	512,368	495,290	493,319	493,152	

注：警視庁交通年鑑令和4年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 区市町村別保有台数

令和4年4月1日現在

区市町村	原付二種		原付自転車	区市町村	原付二種		原付自転車
	125cc以下	90cc以下	50cc以下		125cc以下	90cc以下	50cc以下
総数	178,818	28,400	285,934				
区部				市部			
計	114,898	16,360	165,437	町田市	8,211	998	17,310
千代田区	561	102	1,372	小金井市	1,184	193	2,016
中央区	1,275	180	1,943	小平市	2,369	425	3,913
港区	2,242	304	4,152	日野市	2,743	529	5,160
新宿区	3,059	447	5,297	東村山市	2,082	361	3,593
文京区	1,727	295	3,301	国分寺市	1,165	238	1,954
台東区	2,044	330	3,022	国立市	771	157	1,189
墨田区	3,439	446	4,763	福生市	775	246	1,628
江東区	6,102	745	8,027	狛江市	1,228	206	1,742
品川区	4,812	598	6,845	東大和市	1,434	321	2,402
目黒区	2,628	469	3,951	清瀬市	1,232	184	2,300
大田区	10,699	1,368	12,254	東久留米市	2,049	320	3,188
世田谷区	9,664	1,441	13,789	武蔵村山市	1,531	393	2,786
渋谷区	2,226	380	6,266	多摩市	2,554	304	4,627
中野区	3,574	533	4,850	稲城市	1,616	196	2,644
杉並区	5,320	1,017	9,876	羽村市	770	224	1,432
豊島区	2,418	359	3,291	あきる野市	1,523	593	2,921
北区	3,690	512	5,447	西東京市	2,594	426	4,161
荒川区	2,205	340	3,117	計	1,156	417	2,279
板橋区	8,305	1,100	10,501	郡部			
練馬区	9,664	1,501	13,107	瑞穂町	697	231	1,256
足立区	11,944	1,525	17,454	日の出町	327	128	665
葛飾区	6,711	965	8,727	奥多摩町	91	36	277
江戸川区	10,589	1,403	14,085	檜原村	41	22	81
市部				計	553	137	2,672
計	62,211	11,486	115,546	島部			
八王子市	10,319	2,088	23,555	大島町	134	56	490
立川市	2,247	505	3,984	利島村	2	1	31
武蔵野市	1,036	203	1,775	新島村	49	20	251
三鷹市	2,194	342	3,491	神津島村	93	9	597
青梅市	2,429	739	4,818	三宅村	34	8	134
府中市	3,557	533	5,852	御蔵島村	9	2	54
昭島市	1,517	320	2,442	八丈町	85	20	437
調布市	3,081	442	4,663	青ヶ島村	0	2	12
				小笠原村	147	19	666

注：警視庁交通年鑑令和4年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

令和4年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数					
	令和4年	令和3年	増減	増減率(%)		令和4年	令和3年	増減	増減率(%)		
総数	16,633,951	16,878,405	-244,454	-1.4	滝野川	58,245	58,339	-94	-0.2		
第一方面	麴町	4,295	4,649	-354	-7.6	王子	96,980	97,208	-228	-0.2	
	丸の内	83,821	84,391	-570	-0.7	赤羽	213,897	215,378	-1,481	-0.7	
	神田	17,276	16,859	417	2.5	板橋	239,163	239,980	-817	-0.3	
	万世橋	129,606	128,441	1,165	0.9	志村	163,187	168,754	-5,567	-3.3	
	中央	19,826	19,812	14	0.1	高島平	243,904	246,658	-2,754	-1.1	
	久松	17,800	17,924	-124	-0.7	練馬	261,512	266,728	-5,216	-2.0	
	築地	47,466	49,299	-1,833	-3.7	光が丘	179,836	181,380	-1,544	-0.9	
	月島	34,031	34,479	-448	-1.3	石神井	367,155	375,273	-8,118	-2.2	
	愛宕	6,731	6,910	-179	-2.6	十方面計	1,823,879	1,849,698	-25,819	-1.4	
	三田	14,538	14,235	303	2.1	第六方面	上野	224,252	230,584	-6,332	-2.7
	高輪	15,779	15,979	-200	-1.3		下谷	59,228	55,535	3,693	6.6
	麻布	54,516	54,727	-211	-0.4		浅草	65,124	65,206	-82	-0.1
	赤坂	44,430	45,169	-739	-1.6		蔵前	5,699	6,269	-570	-9.1
東京湾岸	75,998	73,285	2,713	3.7	尾久		67,528	69,077	-1,549	-2.2	
一方面計	566,113	566,159	-46	0.0	南千住		172,952	176,557	-3,605	-2.0	
第二方面	品川	95,229	97,285	-2,056	-2.1		荒川	78,311	79,007	-696	-0.9
	大井	97,678	99,087	-1,409	-1.4		千住	104,021	109,001	-4,980	-4.6
	大崎	37,002	34,554	2,448	7.1		西新井	357,130	366,479	-9,349	-2.6
	荏原	130,950	133,087	-2,137	-1.6		竹の塚	260,799	277,918	-17,119	-6.2
	大森	292,611	295,416	-2,805	-0.9		綾瀬	280,499	264,401	16,098	6.1
	田園調布	105,317	107,899	-2,582	-2.4		六方面計	1,675,543	1,700,034	-24,491	-1.4
	蒲田	344,557	356,308	-11,751	-3.3	第七方面	深川	303,902	318,275	-14,373	-4.5
	池上	201,232	205,600	-4,368	-2.1		城東	380,719	382,941	-2,222	-0.6
	東京空港	0	0	±0	±0		本所	113,459	111,422	2,037	1.8
	二方面計	1,304,576	1,329,236	-24,660	-1.9		向島	166,001	172,044	-6,043	-3.5
第三方面	世田谷	228,293	228,376	-83	0.0		亀有	329,551	333,172	-3,621	-1.1
	北沢	131,945	137,087	-5,142	-3.8		葛飾	311,641	315,313	-3,672	-1.2
	玉川	209,693	211,285	-1,592	-0.8		小松川	352,910	349,407	3,503	1.0
	成城	343,771	349,982	-6,211	-1.8	葛西	473,544	488,487	-14,943	-3.1	
	目黒	115,237	115,567	-330	-0.3	小岩	137,710	143,114	-5,404	-3.8	
	碑文谷	179,429	178,563	866	0.5	七方面計	2,569,437	2,614,175	-44,738	-1.7	
	渋谷	136,752	137,940	-1,188	-0.9	第八方面	昭島	201,655	204,787	-3,132	-1.5
	原宿	95,397	93,435	1,962	2.1		立川	448,394	451,650	-3,256	-0.7
代々木	89,513	91,262	-1,749	-1.9	東大和		226,407	227,444	-1,037	-0.5	
三方面計	1,530,030	1,543,497	-13,467	-0.9	府中		381,082	391,054	-9,972	-2.6	
第四方面	牛込	38,477	36,377	2,100	5.8		小金井	263,238	269,925	-6,687	-2.5
	新宿	285,365	290,588	-5,223	-1.8		田無	478,285	478,499	-214	0.0
	戸塚	87,525	92,431	-4,906	-5.3		小平	217,007	250,871	-33,864	-13.5
	四谷	116,170	115,019	1,151	1.0		東村山	249,708	328,159	-78,451	-23.9
	中野	159,403	160,459	-1,056	-0.7		武蔵野	325,032	270,007	55,025	20.4
	野方	128,729	140,964	-12,235	-8.7		三鷹	268,306	361,375	-93,069	-25.8
	杉並	198,761	200,094	-1,333	-0.7	調布	358,159	214,181	143,978	67.2	
	高井戸	261,701	271,234	-9,533	-3.5	八方面計	3,417,273	3,447,952	-30,679	-0.9	
荻窪	164,132	166,400	-2,268	-1.4	第九方面	青梅	168,725	173,046	-4,321	-2.5	
四方面計	1,440,263	1,473,566	-33,303	-2.3		五日市	42,183	40,251	1,932	4.8	
第五方面	富坂	45,891	45,451	440		1.0	福生	239,425	241,985	-2,560	-1.1
	大塚	11,768	11,965	-197		-1.6	八王子	247,768	262,924	-15,156	-5.8
	本富士	84,032	90,158	-6,126		-6.8	高尾	148,798	152,026	-3,228	-2.1
	駒込	14,685	14,086	599		4.3	南大沢	234,469	223,466	11,003	4.9
	巣鴨	108,165	109,683	-1,518		-1.4	町田	304,596	318,243	-13,647	-4.3
	池袋	223,045	230,103	-7,058		-3.1	日野	123,245	127,179	-3,934	-3.1
	目白	115,905	113,330	2,575		2.3	多摩中央	193,722	199,782	-6,060	-3.0
五方面計	603,491	614,776	-11,285	-1.8		九方面計	1,702,931	1,738,902	-35,971	-2.1	
島部	大島	0	0	0	0.0	大島	0	0	0	0.0	
	新島	0	0	0	0.0	新島	0	0	0	0.0	
	三宅島	0	0	0	0.0	三宅島	0	0	0	0.0	
	八丈島	341	339	2	0.6	八丈島	341	339	2	0.6	
	小笠原	74	71	3	4.2	小笠原	74	71	3	4.2	
島部計	415	410	5	1.2	島部計	415	410	5	1.2		

注：警視庁交通年鑑令和4年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績（全国）

（単位：千台）

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142	特殊車十一年以内数と なつた。	特殊車八年一月以降、 実用車は、含まれること になつた。	4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952
平成27年	320	465		113					898
平成28年	292	548		100					939
平成29年	240	568		83					891
平成30年	230	552		78					860
令和元年	227	575		83					884
令和2年	191	609		68					869
令和3年	127	658		58					843
令和4年	93	600		57					750

注：自転車生産動態・輸出入統計（一般財団法人 自転車産業振興協会）による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 駒形 哲哉
◇所在地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3 電話(072)(238)8731 ファクシミリ(072)(238)8271
◇設 立	昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進

◇事 業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 伊藤 政博
◇所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 9階 電話(03)(6230)-9896 ファクシミリ(03)(3588)-3230
◇設 立	昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目 的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値である利便性、健康増進、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事 業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨不動産の管理及び運営
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

- ①正会員 98名(令和5年10月1日)
- ②賛助会員 206名

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 小泉 昭男
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957 自転車文化センター 〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7953 ファクシミリ(03)(4334)7958
◇設 立	昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	代表理事 長 澤 恵 一
◇所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿1-35-3 アクシア新宿御苑607 電話(03)(6273)2147 ファクシミリ(03)(6273)2578
◇設立 ◇目的	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行) 生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリングガイドの養成及び認定
- ④サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ⑤サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑥サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑦サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑧サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑨関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 3,000名(令和4年度)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	
本 部	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	〒451-0045 愛知県名古屋市中区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル8階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立 ◇目的	昭和54年4月16日 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び管理
- ②自転車等駐車施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地	〒163-0720 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング20階 電話(03)(5381)3361
◇設立	昭和35年3月19日
◇目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③防災対応、道路環境の改善等、東京都等の道路行政の補完に資する事業
- ④警備業法に基づく警備業
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑥上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立	昭和30年8月24日
◇目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車施策推進自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地	〒880-8505 宮崎県宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 危機管理部 地域安全課内 電話0985-44-2802 ファクシミリ0985-25-2145
◇設立	平成4年2月13日
◇目的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車施策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車施策を推進する。

◇会員 (1)正会員 97団体(令和5年10月現在)
(2)賛助会員 7団体(令和5年10月現在)
(3)協力団体 内閣府、警察庁、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体協議会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」(事業終了)

◇所在地	〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区都市基盤整備部都市基盤管理課内 電話(03)(5744)1315 ファクシミリ(03)(5744)1527
◇設立	令和元年6月
◇目的	地方自治体の放置自転車対策の結果発生する良質車の有効活用策の一つとして、点検整備された当該良質車を「再生自転車」として開発途上国に無償譲与し、当該国の保健医療従事者等の交通手段として利用することにより、当該国での保健福祉の向上・増進を希求し、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車1,760台を2ヶ国へ譲与(令和4年度末現在)

◇加盟団体 3自治体及び公益財団法人ジョイセフ

※協議会解散 撤去自転車台数の減少により譲与できる自転車が減少していることや、海外輸送費等の高騰により事業継続が困難となる中で、一定の役割を果たしたとして、令和4年度の事業実施を最後に本事業は終了しました。

3 関係法令等

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭 和 5 5 年 1 1 月 2 5 日
法 律 第 8 7 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要
 - 四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勸奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則(昭和55、11、25法87)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成5、12、22法97)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 主な消防法関係

項目	自転車駐車場	自動車駐車場	
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く)」	
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)	
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車の用に供される部分で次に掲げるものア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上(ウ)屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く-条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし	
消防機関へ通報する火災報知設備(令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左	

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常警報設備 (令24条)	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及び放送設備 (令24条)	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上※1 ②地下4階以下の階で駐車の用に供する部分の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積1,000㎡以上 (条例) ※1④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

(注)

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項

2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。

3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十四号

目次

第一章	総則（第一条—第七条）
第二章	自転車安全利用推進計画（第八条）
第三章	自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及（第九条—第十六条）
第四章	安全な自転車の普及（第十七条—第二十三条）
第五章	自転車利用環境の整備等（第二十四条—第二十六条）
第六章	自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条—第二十八条）
第七章	自転車駐車場の利用の推進（第二十九条・第三十条）
第八章	自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等（第三十一条—第三十六条）
第九章	雑則（第三十七条—第四十一条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

（基本理念）

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（自転車利用者の責務）

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車使用事業者等の責務）

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第

二項において「自転車駐車場業者」という。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定事業者は、その従業者のうち、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。
- 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

- 2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができる。
 - 一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者
 - 二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者
 - 三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条(第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章(第二十八条を除く。)の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則(平成二十八年条例第九十一号)

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第百三十九号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、令和2年中に1万件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は4割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少しているものの、依然として歩行者等の通行の妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として、近年では200億円近い経費が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画について

東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課しています。そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

さらに、その当初計画を第10次交通安全計画に合わせ、平成28年度から令和2年度までの東京都自転車安全利用推進計画（以下「前計画」といいます。）に改定しました。

3 前計画の成果と課題

前計画（平成28年度から令和2年度まで）の達成状況は次のとおりでした。

項目	当初計画数値目標	令和2年の数値
自転車乗用中死者数	20人以下	34人
自転車事故発生件数	8,000件以下	10,407件
駅前放置自転車台数	20,000台以下	19,487台

自転車乗用中死者数及び自転車事故発生件数については、目標達成とまでいかなかったものの、現行計画初年度である平成28年の自転車乗用中死者数36人、自転車事故発生件数10,417件と比較すると減少しています。

駅前放置自転車台数については、駐輪場の利用促進や撤去等の取組を強化することで目標を達成することができました。

目標の達成状況を分析すると、以下3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、都内の自転車事故発生件数は減少しているものの、前述のとおり、自転車関与率が全国と比較すると高いことが挙げられます。自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があることから、自転車利用者が自転車を「車両」と認識し、ルール・マナーを遵守することが必要です。

2点目は、自転車乗用中の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合が依然として高く、高齢者の自転車利用時における安全の確保が必要です。

3点目は、目標は達成したものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。通行の安全等を確保するためにも自転車利用者が適切に駐輪する取組の促進が必要です。

4 計画改定の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響（以下「コロナ禍」といいます。）もあり、自転車販売台数の増加や自転車の事業利用、自転車シェアリングの利用など、自転車の新たな利用形態も注目されています。

そこで、こうした自転車の利用形態等の多様化も踏まえ、更なる自転車の安全利用を促進するためには「新しい日常」で注目の集まるデリバリー事業者など多様な主体と連携し、社会全体での自転車安全利用の気運醸成を推進する必要があります。

改定に当たっては、「東京都自転車安全利用推進計画協議会」（行政や警察をはじめ、自転車に関わる様々な団体の代表者で構成）において、自転車に関わる各主体の取組や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

さらに、令和3年に改定予定の東京都自転車活用推進計画など、自転車に関して都が策定する他の計画や、『未来の東京』戦略などとの整合性も図りながら改定を進めてきました。

今後は、変化し続ける都内における自転車利用環境等に適切に対応するため、継続的に自転車利用実態等を調査・分析し、その結果を踏まえた自転車の安全利用施策を展開していきます。

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。さらに、重要な交通手段の一つとしても見込むことができます。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ着実な推進を図るための計画として、第11次東京都交通安全計画

(令和3年東京都交通安全対策会議策定)があります。同計画は令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第11次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第11次東京都交通安全計画に合わせて、令和3年度から令和7年度までとします。

なお、令和7年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定や他の自転車に関連する都の計画などとの整合性をとりながら、この計画も改定することとします。

第4 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標(令和7年中)は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 18人以下
- ・ 自転車事故発生件数 7,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 15,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第11次東京都交通安全計画の目標(令和7年中の道路交通事故死者数110人以下)とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、各目標の改善傾向を勘案しながら、これまで実施してきた取組の深化はもちろんのこと、新たな取組により更なる改善を図るため、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

(参考：令和2年の各数値)

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 10,407件
- ・ 駅前放置自転車台数 19,487台(速報値)

第5 安全利用に関する各主体の役割等

第2に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政(東京都、警視庁、国及び区市町村)、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業者による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間180億円以上もの経費が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用しての者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があるという現状を踏まえ、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、急な飛び出しをせず周囲の安全を確認する
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供（13歳未満）や高齢者（70歳以上）等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 進路変更や駐停車車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ 夕方や夜間は反射材を着用するなど、目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」といいます。）に加入する。
- ・ 電動アシスト自転車や幼児二人同乗用自転車の利用に当たってはその特性を踏まえて利用する。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者、自転車旅客運送事業者及び自転車貸付事業者は、東京都が実施する講習会等の受講や社内で自転車安全利用を推進する責任者の選任、定期的な研修を実施することなどにより従業員等自転車利用者の安全利用を促進します。

さらに、東京都自転車安全利用条例に規定する他の自転車利用者の模範となるような安全利用の実践等を行います。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政や警視庁と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる各種自転車シミュレータを活用した安全教室

- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転、携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視といった違反行為を行わないよう指導に努めるほか、自転車通学時のヘルメットの主体的な着用につなげるため、ヘルメットデザインの検討や着用のルール化等を通して、自転車の安全利用を促進します。

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、児童・生徒がコロナ禍においても自宅等で自転車の安全利用に関する知識を習得できるよう、安全利用の啓発コンテンツを集めたリンク集を作成し、学校へ提供します。

また、警視庁は学校における教育が推進されるよう、各警察署において、自転車交通事故の発生状況や指導取締り状況など、実情に応じた情報提供を行い、保護者を含めた交通安全教育を推進します。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、業務や通勤で自転車を利用する従業員が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者（以下「自転車安全利用推進者」という。）を選任し、人事異動期に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成や社内研修の実施など従業員の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、自転車の安全利用や交通事故に関する情報をすみやかに従業員と共有します。

さらに、「新しい日常」の浸透等により今後も利用の増加が見込まれる、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービスにおいては、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）は、雇用の有無にかかわらず、配達員の交通事故防止に向けて、交通ルールを始めとする交通安全に必要な情報を継続的に提供するとともに、講習会の開催等を行います。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの講習会を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。講習会の開催に当たっては、リモートでの開催を行うなどによりコロナ禍でも受講しやすい環境を整えます。

また、警視庁と連携して自転車安全利用モデル企業や自転車安全利用推進事業者など社内での自転車安全利用に取り組む事業者の拡大を図ります。

さらに、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービス事業者の団体と連携して、交通ルールやマナーなど必要な情報や教材の提供、自転車月間等の機会をとらえた自転車の安全利用に係る啓発活動等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施し、ホームページで活動状況を公表するなど、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。また、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）を通じて配達員に対する実技の講習会を開催するなど自転車の安全利用を促進します。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者をはじめとした自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用、自転車損害賠償保険等への加入の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットや自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーター（カ（イ）参照）や自転車小売業者と連携して、顧客向けの自転車ルール・マナーのチェック様式を提供します。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、各種自転車シミュレータを活用した安全教室、スクエアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

特に東京都は、社会全体での自転車安全利用を推進するために都と協定を締結した事業者・団体（以下「東京都自転車安全利用サポーター」といいます。）等や学生などのボランティアと連携し、

自転車利用の実態を踏まえた安全利用を促進します。

また、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。さらに、区市町村の取組を促進するため、自転車の安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による自転車安全利用に係る計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ交通安全教室の開催等を行うとともに、インターネットやテレビ等の様々な広報媒体を活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像等の自転車の交通事故防止に関する情報を各種講習、ホームページやインターネットの活用、自転車関連事業者との連携等を通じて広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(イ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車小売業者等と連携した安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

特に東京都は、高齢者を対象とした区市町村主催の交通安全イベント等において、自転車シミュレータを活用した安全教室を開催します。

また、運転免許返納者をはじめとした高齢者を対象に、事故情報の提供や交通ルールに関する講義、電動アシスト自転車体験など実技を組み合わせた講習会の開催や自転車の安全利用に関する情報を提供します。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

特に東京都は、自転車安全利用推進者を選任した事業者をホームページに掲載するとともに、研修講師の派遣など従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ 電動アシスト自転車の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

電動アシスト自転車の利用者に対しては、自転車小売業者等が販売時等に法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方や、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

行政は、自転車関連のイベントやリーフレットの配布等を通じて、ルール・マナーやヘルメット

着用の必要性等について周知し、自転車の安全利用を促進します。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーターと連携し、電動アシスト自転車の特性を踏まえた正しい乗り方を普及啓発します。

(イ) 電動アシスト自転車の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体や事業者と連携した安全教室の開催等により、電動アシスト自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ 自転車シェアリング等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。そのうち、電動アシスト自転車の利用者に対しては、法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 自転車シェアリング等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

特に東京都は、業界団体と連携して、自転車貸付事業者に対して安全利用や交通事故に関する情報を提供することなどにより、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務や通勤で自転車を利用する外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、自転車シェアリングを利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備

- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰
東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室等の受講者に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場・サイクルポートの整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場やサイクルポートの整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場やサイクルポート設置のための用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場やサイクルポートの整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場やサイクルポートの整備に関し、公有地等における用地確保、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例をはじめとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

行政は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

行政は、ホームページ等で域内の駐輪場情報の提供を促進します。

特に東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

特に東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

特に東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催するなどして、効果的な取組の紹介等、情報共有を図ります。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、駅周辺における自転車等の放置台数や収容台数等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表することで区市町村等の放置自転車対策に役立てます。

また、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業員に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業員のための駐輪場所を確保し、又は従業員が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業員が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業員に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の処分までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備形態の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月国土交

通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。)も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン(普通自転車専用通行帯)、車道混在(自転車ナビマーク・自転車ナビライン)、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な形態を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、貨物の積卸しやバス停留所、タクシー乗り場等、駐停車需要が見込まれ、自転車との交錯の危険性が高い箇所においては、それぞれの安全確保に一層配慮した整備を検討します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

ウ 効果的な交通安全対策の実施

警視庁と道路管理者は互いに連携し、道路交通状況等を踏まえ、区域を定めて自動車の走行速度を30キロメートル毎時以下に抑制する“ゾーン30”等の生活道路対策や、自動車と自転車の交錯を防ぐ信号制御など、自転車が安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者をはじめとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車ネットワークの形成

ア 自転車通行空間の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車通行空間のネットワーク化を図る計画の策定・実施において互いに連携・協力するとともに、自転車通行空間を整備する際は路面表示の色や形状等について、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

また、まちづくりと連携し、無電柱化事業などにおいても自転車通行空間を確保することにより、ネットワーク化を図ります。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車通行空間の整備における調整

東京都は、国、都、区市町村、警視庁等による協議会を設置し、連続した自転車通行空間の整備を推進します。また、区市町村の自転車ネットワーク計画策定を促進します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者の配慮

自動車運転者は、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をするとともに、貨物の積卸し等の際は自転車の車道走行に配慮した駐停車をします。

イ 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

ウ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動

車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

エ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者、業務で自転車を使用する事業者及び自転車貸付事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。

また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行うよう、関係団体と連携し普及啓発を図るほか、自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業に取り組む区市町村を補助します。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。

また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者等による取組

自転車製造業者等は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車等の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) 安全走行に係る器具等の開発・普及

自転車製造業者等は、電池の高性能化やLED照明による省電力化等を踏まえ、テールランプ、オートライト、ドライブレコーダーや側面反射材等の自転車の安全利用に役立つ器具やその器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、テールランプ、オートライトや側面反射材等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメットの着用効果等を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメットの着用等を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

特に東京都は、学校等と連携して高校生に対するヘルメット着用のルール化の促進や対象に応じた媒体を活用した啓発により、ヘルメットの着用等を促進します。

また、リーフレットやDVD等の視聴覚教材をホームページに掲載するなどして、事業者の業務や通勤で自転車を利用する従業者等に対するヘルメット着用促進を支援します。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（B E E M S）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者（未成年者を除きます。以下同じ。）、業務で自転車を使用する事業者、保護者（監護する未成年者が自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車使用事業者（事業活動において自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車貸付事業者（自転車を貸し付ける場合。以下同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、東京都自転車安全利用条例で義務付けている自転車損害賠償保険等に加入します。

また、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めます。

ただし、自転車利用者、保護者、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときを除きます。（自転車貸付業者の場合は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときを除きます。）

イ 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」といいます。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

事業者は、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車を利用して通勤する従業者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

自転車貸付事業者は、借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めます。

ウ 自転車損害賠償保険等への加入啓発

行政は、自転車利用者に対し、都内で自転車を利用する場合には自転車損害賠償保険等の加入が義務となっていることを、キャンペーンやイベント、交通安全教室などのさまざまな機会を通じて広報啓発します。

特に東京都は、自転車損害賠償保険等の加入状況等を把握することにより、自転車利用中の自転車損害賠償保険等への加入について、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者（以下「保険会社」といいます。）や東京都自転車安全利用サポーターなどと連携しつつ、ホームページやインターネット広告、ポスター・リーフレット等様々な媒体を活用して促進します。

保険会社は、自転車損害賠償保険等の普及に努めます。

自転車小売業者は、自転車の販売時に購入者に対して、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供を行います。

学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対して、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めます。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政や事業者は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットの配布や社内研修などにより、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態や利用実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線を中心に、通勤・通学や配達が増える時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。

東京都は、警視庁等と連携し、自転車利用者に対して安全利用に関する街頭での啓発に取り組みます。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して、自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるとともに、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。

また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2021年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んできましたが、東京2020大会開催を踏まえ、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る

“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

令和6年3月発行

登録番号(5)130

駅前放置自転車等の現況と対策 令和5年度調査

編集・発行 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部
総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川三丁目20番10号
電話 03(5303)2790

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。